

午前十時 一分 開会

○議長（清成宣明君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第五号により行います。

日程第一により、一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

○十五番（堀本博行君） おはようございます。「おはようございます」と言って一般質問に立つのは、何か初めてのようになります。今回は三期目で初めて初日のトップという栄冠をいただきまして、聞くところによると、同期の桜であります高橋議員が引いていただいたということで、（発言する者あり）この場を借りて深く厚く御礼を申し上げたいと思っております。

それでは、早速、質問項目の順に従って質問を進めてまいりたいと思います。

まず、浜田温泉のことについて若干、市長とやり取りをさせていただきたいというふうに思っております。

実はこの件については、去年一年間、私も選挙がありまして改選になって、浜田市長誕生とともに観光経済の委員長を仰せつかりまして、その中でこの浜田温泉の問題について私もいろいろと勉強をさせていただきました。いろいろ経緯は皆さん御存じのとおりでありますけれども、その中で、当初この問題が出てまいりまして、その後、結論的に言えば取り壊しというふうな形になりました。昨年の特に十二月議会前それから議会中、議会後というふうな経緯の中で、市長が記者会見を行ったときのコメント等々、いろいろ拝見させていただきましたが、当初は私も評価委員の一人としてこの問題に携わってまいりました中で、当初は評価が出て、それを受けて市長が記者会見をしておりますが、その中でも特に今回の建物の修復というふうなことで図面を残しました。私も前月の観光経済委員会の中でも触れさせていただきましたが、当初は図面を残すのは、別府市内の市営温泉を建てかえるときに復元をしたいというふうな当時の市長のコメントでありました。ところが、だんだん何か、これは新聞紙上で、私は直接市長とお話をしたわけではございませんので、新聞紙上の中で、当初は将来に備えて図面を残し、市営温泉の改築時に復元をするというふうに、評価委員の我々もそういう市長に答申をいたしました。

その後、十二月十九日には、旧浜田温泉の設計図をつくり直して保管し、将来、亀川地区で市有温泉施設を建てかえる際に旧浜田温泉と同じものを復元する。「亀川に」というふうな形で限定をされました。その後の、これは十二月二十七日の新聞でありますけれども、その中で、ここでも、「亀川の地域の振興策として、亀川に将来必ず旧浜田温泉そのものを移築も含めて復元したい。温泉か、または資料館か、市民の声を聞いて決める。将来一日でも早く復元するという考えを条件に解体工事の費用、図面を資料として保存するために予算を可決していただきました」というコメントが出ています。ここで「資料館」

という言葉が出てきました。その後、年末の今日新聞の取材に市長がいろんな形で答えておりますけれども、その中で、市長の両親がここに住み込みで働いていたという記事が出ていました。別にこのことについて触れるつもりはございませんけれども、当初このような形で、市営温泉を建てかえるときに復元するというための、これは個人的な私の意見でありますけれども、市内に復元をするという前提で図面を残す、簡単に言えば約束手形みたいなものですよというふうな思いがありました。ところが、亀川に限定をしてしまうという。私は、復元を否定しているわけではありませぬので、それは勘違いしないでいただきたいのでありますけれども、その二十七日の新聞の隣に、「建白書」と大層なものが出来てまいりましたけれども、この「建白書」の中にも、ずっとこの方を当然読まれてコメントされておりますけれども、「じっくり読ませていただきました。私の思いとほとんど同じで、意を強くいたしました。提言をありがたく思っています。ぜひとも復元して文化財として文化庁に登録することを考えていますが、できれば現在地で復元したいというのが私の気持ちです」と。この現在地。今、現在地は取り壊ししておりますよね。何か駐車場になるというふうになっておりますが、そこをまた復元したいという、簡単に言えばそういうふうなことなのでしょうけれども、その辺の理解がちょっと、そのタイムスケジュール、例えば市長が八年間、それは選挙を通ったらの話ですけれども、八年間というふうな、マニフェストではないですけれども、言っておりました。その中で、この復元というふうなことについては、どういうふうなお考えをお持ちなのか。

一つは建物、例えば市営温泉を建てかえる際に復元をする、温泉風情を醸し出す施設として復元をするというふうに市長はおっしゃっていましたが、この選択肢はもうなくなったのかどうか。

もう一つは、十二月の議論の中で言われていましたときに、いろんな形で浜田温泉、いや、浜田温泉はPFIで市長はやるというふうにおっしゃったというふうに聞いております。それと、「資料館」という文言が出ておりますが、旧浜田温泉は資料館ということでありますけれども、どういうふうなものを考えられておるのか、ちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

議員さんにおかれましては、評価委員として大変この浜田温泉の問題については御労苦をいただきまして、感謝を申し上げます。その時点から、何か今の発言を聞いておりますと、私の思いが変わってきたような印象を受けました。私は、一貫して変わってないことをお話をさせていただきたいと思っております。

昨年の九月に提出をされましたこの浜田温泉の評価報告書を受けまして記者会見の中で、旧浜田温泉の建物の図面等関係設計図書を作成し保存した上で、今後市営温泉の温泉施設を建てかえる際に、より温泉風情を醸し出す施設として、市民の方々の文化財に対する思

いにこたえて、私は旧浜田温泉の建物を復元したい、この思いで記者会見をしたように思っております。そういうふうに発表させていただきました。老朽化した施設で建てかえと  
いうことの予定の市営温泉の内容をずっと検討してまいりました。その時点では確かにい  
ろんな、海門寺の温泉もあります、不老泉もあります、亀川の亀陽泉もあります。いろ  
んな中で果たして海門寺にその形のものが持っていかれたときに、海門寺地域の皆さんはど  
う思うのかな。そしてまた不老泉の地域に、不老泉の建てかえのときにその形を持って  
いったときに、不老泉の地域の皆さんは、その地域の歴史があるのにどうなのかなとい  
う思いになりまして、その当時から、亀川地域のどこかに復元ができないかなという思  
いもあったことも事実でございます。しかし、その時点では、最初に亀川地域ということは  
発表はしておりませんから、あなたが「変わった」というふうにとられたのかもわかりま  
せんが、私が市営温泉の建てかえ時ということで発表させていただいたことは事実ござ  
いますが、ただ、亀川地域に復元をしたいという思いは持っておりました。亀川地域で  
亀川振興のために何かこれを復元できないかなという思いでございました。

また、そういう中でさきの十二月議会でたしか十七番議員の質問だったと思いますが、  
現地を含めて亀川地区の振興発展のため復元したいというふうに私ははっきり答弁をさ  
せていただいたと思っております。そういう意味で、そういう思いがあったわけで、  
亀川地域のどこかで復元ができないかなという思いを述べさせていただいたわけでござ  
います。ただ、十二月議会終了後、議決をいただいた後のインタビューでしたから、  
私が、私の生まれる前、両親がそこで料亭と温泉を建てかえたという話、建てかえて  
四年後に私が生まれているわけですから、逆にそこに両親が働いていたということの  
事実を発表させてもらいました。そのことを先に、私の家が、先祖の住んでいた家  
が壊されるという思いとかを、これは公人として議会の場でそういう思いを言  
うべきではないという思いがありましたから、一切そういうことは言っておりませ  
んでしたが、そういう思いで、できれば個人的には、あの亀川地域、その中で  
現地を含めて現地で建てかえができたらいいなという自分の個人的な願望があ  
ったことも事実でございます。しかし、それは議会の場では言いませんでしたが、  
いずれにしても現地も含めた亀川地域の亀川振興のために亀川の地域で復元  
したいという思いを述べさせていただいたことは事実でございますので、一貫して  
私は考えが変わったわけではありません。選択肢としては、市民の皆さんが、  
いや、亀川地域ではだめだということになって、例えばどこかの地域でこの  
場所なら保存としていいですよ、必ず私は復元して、これは文化財として  
登録ができるという確認をいただいておりますので、そういう意味で文化財  
としてしっかり残していきたいという思いの中でそういう発言をさせていただ  
いたということを御理解いただきたいと思います。選択肢としては市民の  
皆さん、議会の皆さんが決めていただくわけでございますので、亀川  
地域でないといけませんよという私の思いではありません。思いとしては、  
亀川地域にできたら復元したいという

ことを答弁させていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思  
います。

○十五番（堀本博行君） 市長と若干のすれ違いと申しますが、見解の相違と申しますが。  
例えば近い将来、例えば不老泉建てかえになったというときに、そこにいろいろこれまで  
の不老泉の経緯も存じ上げておりますが、浜田温泉また竹瓦温泉のような、これは一つの、  
私はまちづくりのコンセプトとして申し上げているのですよね。浜田温泉とか竹瓦温泉とい  
うものが、やっぱり不老泉の場所に建てかえて――例えばですよ――そこに浜田温泉と同  
じ形のものが建ち上がっても、そこは不老泉なのですよ、という私は理解をしております。  
そういうものが別府市内のあちらこちらに、例えば市営温泉はああいう唐破風の屋根を持  
った温泉があちこちにありますよと。歴史はこれから二十一世紀に、もちろん過去のもの  
もしっかりと残さなければいけないとは思いますが、二十一世紀に向けての要するにまち  
づくり、歴史を残していくというふうな角度もあるわけですよ。だからこれから先、よ  
く「百年の大計に立って」というお話がありました。そういうふうな、私はまちづくり  
は一貫して大正ロマンであるというふうに思っていますから、別府市内のまちづくりにつ  
いてはきちっとしたコンセプトを持ってつくっていくべきであるというふうなことで申し  
上げているわけでありましてけれども、その中で市長が当初、先ほどもおっしゃっていま  
した別府で建てかえるときにそれを復元するといったときに、心の中で拍手しました。やっ  
ぱりさすがだなと。

ところが、市長は、「いや、私は変わってない」とおっしゃるけれども、私は見ていて、  
ずうっとぶれていった、結局亀川に落ちついてしまったなというふうな印象があります。  
これはもう若干のすれ違いがありますから、そのことだけ言って、次に移りたいと思いま  
す。

次に、楠港について若干、これもちょっと市長にお伺いをしなければならぬわけであ  
りますけれども、昨日、議案の中で開発公社の議案についても若干触れさせていただきました。  
開発公社は五年前、ずっと以前からの懸案事項であったこの開発公社の問題について、  
いわゆる破産という最悪の事態を回避できた。その回避できた最大の功労は、株式会  
社トキ八が譲り受けを承諾していただいた。これが最大の、トキ八に対して、当時、前市  
長も「最大の敬意を表して御礼を申し上げたい」というふうには言っておりましたし、きの  
う、石川助役の話もちょっとさせていただきましたが、冗談めいて「今でも私は足向けて  
寝られません」というふうなことも言っておりました。というふうな中で、簡単に言えば  
トキ八に対してやっぱり事前説明はすべきであったのではないかなと思うのです、これは。  
トキ八さんが要するに青天のへきれきという中でやっぱり楠港が、楠港ににぎわいが戻る、  
にぎわいを醸し出すというふうなことについては、何ら異論があるわけではありませんが、  
トキ八に対してどういうふうな、執行部の方々や市長は、やっぱりトキ八に一言言ってお

った方がいいのではないですかね。今までこれは十年間、まだ継続して形だけは開発公社は残っているわけでありますから、あと五年間していわゆる解散するというような段取りになっておりますが、この件に関して、いやいや、行政というのはそんなものではないのだ、一遍決めたらそれきりだというのか、いやいや、それは礼を欠いておるのではないかなというふうな私は思いがあったので、この項目を若干こういう形で触れさせてはいただいたのでありますけれども、どういうふうにお思いですかね、これは。トキ八に対して、いやいや、そういうふうなことではないのですよ、行政は。そういうふうなことなのですかね。ちょっとその辺を聞かせていただけますか。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

確かに、平成十年度にはコスモピアを購入していただいたというような経緯もあります。その中で、しかしながら、平成十二年に中心市街地活性化基本計画を策定しましたときにも、トキ八さんにも委員として入っていただいた経緯があります。基本的には、楠港に対しまして企業を誘致するということに関しまして、トキ八さんの同意は得られていると、事務方としましてはそういうふう理解いたしております。

○十五番（堀本博行君） そういうふうなことをお聞きしているわけではないのですが、この十二月末にこのことが、楠港を貸すか売るかというふうなことになるって新聞記事にばんと出た。ある記者が二社、トキ八に行っているのですよね。「どう思いますか」といったときに、「いいや、そんなことは聞いておりません。そんなことですか」、「聞いてないのですか」という、こういうやり取りの中で、「行政というのは、やっぱりちょっと非礼ではないですかね」というふうな話もされたというふう聞き及んでおりますが、市長は首を振っていますけれども、私の言っていることが、ちょっとおかしいですかね。例えばほかの大型店舗と同じ、五年前に何もなかった、ただ十年前トキ八が進出してきて、ただ行政といわゆる商工会議所の何か関係だけですよというのではないわけでありますから、市長がこうするのがちょっと、私が理解できないのですけれどもね。

この譲り受けをしていただいた、トキ八が経営を譲渡してくれた。まあ引き受けてくれた。このことに対して、市長はどういう見解をお持ちですか。

○市長（浜田 博君） コスモピアの問題等々については、私も十分経過を聞いております。石川前助役からもいろいろなお話も聞いております。前市長の努力そしてまた石川前助役の大変血のにじむような御尽力も聞いておりまして、トキ八さんの御配慮も十分聞いております。トキ八さんに事前に了解をとったかどうかという問題のようでございますし、基本的には私は、トキ八を撤退させてはならない、トキ八さんにはしっかり頑張っていたきたいという思いと、トキ八の高級ブランドでトキ八はしっかりこれからも別府のシンボルとして頑張っていたきたいという思いがありますし、公募する前でもございましたが、何社かの企業が来たときに、楠港に来て、あなた方がもうかって、ああ、よかったという

話では乗れませんという話をしてきました。そこには私も言葉に出しましたが、近鉄跡地の問題、そしてトキ八さんの高級ブランドと同じようなデパートは、これは一切私は受け付けませんと。トキ八さんをしっかり育てる、近鉄跡地も含めて別府市中心商店街の皆さんの共存共栄ができる、そういう別府のためなら、もうからんでも活性化のために何か提案をしてやろうという温かい気持ちを持って「お願いします」ということをお願いしてきたことも事実でございます。そういう意味で、私はトキ八をないがしろとか無視するとかいう思いは一切ありませんし、トキ八さんを中心にやはりシンボルとして近鉄の撤退後、トキ八さんが大変努力をされて苦しんでいる姿を見ております。このままでいいのか。やはり楠港とともに共存共栄ができる発展策をぜひ講じていただきたい思いの中で、公募前でしたが、数社の業者にはそういう形をお願いしたことも事実でございます。

○十五番（堀本博行君） 了解をとるというよりも、事前説明をするべきではなかったのかというふうなことを私は言いたかったわけでありまして。市長の今おっしゃった楠港の、もうそのとおりだと思います、おっしゃるとおりだと思います。例えば楠港に進出をしていただいたおかげで、別府市内が疲弊するようなことであつたらどうしようもないわけがありますし、特に大きな店舗といえばトキ八、それからマルシヨクという大きな二大店舗があるわけですけれども、その客がいわゆる同じパイの中で楠港に流れていくだけというふうなことであつてはならないというふうな視点は、もうこれはしっかりと見据えた上で選定をしていかなければならないというふうに思っております。難しい選択肢になるうかと思えますけれども、特に九月末までに一社、きのうの議案質疑の中でも出ておりましたが、一社確定をするというふうなことでありますけれども、例えば一社はどこの……、七社が今、同じような業種の方もあれば、若干違ったような形の業種がありますが、例えば一社決まったときに、市長にこの一社が答申をされるわけですけれども、さっき市長がおっしゃったような、プレゼンというか、十九人の委員の方々の前で経営の開発プレゼンテーションというのをきちっとやるというふうに聞いておりますが、それを聞いた上で選定が決定をした。それを決定して、例えば市長が、いやいや別府市の意向に沿わないということであれば、今回見送りというふうな選択肢もあるのかどうか、その辺をちょっとお聞かせください。

○商工課長（中野義幸君） 今回の楠港埋立地選定委員会につきましては、中心市街地の活性化基本計画にのっとりまして、その計画にふさわしい企業一社を選定して市長に報告するということになっております。先ほど議員さんが言われましたように、具体的には今回応募された七社の企業から立地プランにつきまして説明をしていただきまして、各委員さんに審査していただくという形になっております。

前段の段階で市長に報告する企業というのが一社もないということがあるのかということも含めての御質問かと思えますけれども、あくまでも企業を選定して市長に報告すると

というのが、この委員会の役割でございますけれども、企業の選定をお願いしている市としましては、一つの選択肢としまして、この委員会委員の方々の総意としまして、該当する企業がないという結論に至るということもあり得るといふふうに考えております。しかしながら、このように景気が低迷している中で多くの企業が応募してくれたわけですから、別府市の中心市街地の活性化のために、この委員会が応募してくる企業の中から一社を選んでくれるということをお願いいたしております。

○十五番（堀本博行君） よくわかりました。一つは、小さい話ですけども、十号線を亀川からずっと別府市に抜けるときに、どなたかが前に一遍言われておりましたが、トイレ休憩するところがないのですね。私は、浜脇公園のところにお店とかトラックの人がずっととまって、あそこで用を足しているのをよく見ます。だから、楠港に、あそこにとまるところがあれば、できればいいなというふうに昔から思っておりましたし、この問題については、ぜひ別府市の活性化に向けて、いいところが入っていただければいいなというふうにももちろん思っていることは当然であります。しっかりとバックアップをしてやっていただきたいというふうにお願いをし、次の質問に移りたいと思います。

次に、留学生の、これも前々からいろんな方が質問をされてさまざまな投げかけをしておりますが、NGOの登録はしてないのですけれども、そういう活動をしている友人がおります。フリーポット大分というふうな形で、先般も役所に訪ねてこられて、その中で、

「堀本さん、APUの大学の学生はどのようなふうにご利用していますか」というふうな話の中で、「学生の話の話を聞くと、例えばよく出てくるのが旅館の皿洗い、それから布団敷きとかいうふうなレベルでしか使っていませんよね」というふうな話がありました。確かにそうだなと。特に別府の場合は韓国の方が非常に、観光客が温泉ゴルフツアーという形で大量に今別府に来ていただいておりますが、その中で別府市としてどのような支援をしているのか、簡単にまずお答えください。

○国際交流課長（溝口広海君） お答えをいたします。

別府市の留学生の支援の取り組みにつきましては、私費外国人留学生の奨学金を、平成十二年度から開設をしまして、平成十五年度には年間二十四万を三十人の留学生に支給しております。また、本市では留学生を国際交流員として雇用しております。そのほか留学生を人材活用のために各小学校の「理解教室」開催に派遣をしております。また、市民から提供を受けました生活用品の貸与を行っております。それから、本年の四月からは、昨年留学生特区で公営住宅の入居条件の緩和がなされまして、単身の留学生が公営住宅に入居できることになりましたので、平成十六年度中には二十戸の住宅に入居できる予定でございます。入居していただくことによりまして、留学生の生活の経費節減ができるというふうに考えております。

これからも留学生支援につきましては、各団体や自治会、地域との交流を中心にしまし

て支援をお願いしていきたいというふうに考えております。

○十五番（堀本博行君） 特に外国の観光客を迎えたときに、いろんなお話をする中で、ホテルのフロントとか、例えばチェックイン・チェックアウトの短時間の中でそういう雇用ができないものかなというふうな、留学生の学生たちを低賃金労働者と見るのか、きちっとした人材として見るのかという、その辺の留学生を見る視点の違いだとは思いますが、そのような角度のものができないのかなというふうに私も思っております。特によく言われるのが、時間の感覚といいますか、時間厳守の感覚といいますか、これがちょっとやっぱりお国柄、若干違うような感じが、そのお国柄で、実は私の女房の弟が台湾におります。台湾でずっと生活をしています。やっぱり両親が行くと、約束の時間に来ないというのですね、本当に。「台湾時間」があってゆっくりしているというふうなことも言っていましたので、やっぱりその辺の問題もあろうかなとは思いますが、そこら辺でもう一步ランクアップしたような留学生のアルバイトといいますか、その辺の支援をしたらどうかと思いますが、いかがですか。

○国際交流課長（溝口広海君） 留学生のアルバイトの支援でございますが、先ほど十五番議員が、ホテルのフロントあたりの活用というお話がございましたが、現在、市内のホテル数社に雇用されていらっしゃる留学生もいらっしゃいます。また、それ以外にも語学能力を生かして語学講座の講師、それから翻訳・通訳業務等についている留学生もいらっしゃいます。こういう留学生はほぼ一部の方で、非常にまだ留学生の資質にも格差がございまして、優秀な方は長期的にそういう雇用の確保ができるのですが、中にはやはりそうでない、先ほど十五番議員が申したように時間にルーズな問題だとか、日本語の語学力の弱さ、そういうもの等々いろいろございまして、非常に難しい部分もございまして、今後は私どもも、できるだけ留学生の方にも資質の向上をお願いしまして、いいアルバイトといいますか、そういうものをまた留学生支援の検討委員会もございまして、そういう場で確保していくようお願いをしまいたいというふうに考えております。

○十五番（堀本博行君） よろしくお願いをしたいと思います。これも新聞紙上でよく市長が留学生と懇談をしている、もう何回も、この一年間でかなりの回数やっていたと思うのですが、その中でいろんな学生からの要望とかあったやに聞いておりますが、市長の留学生に対する思い、感想というか、どういうふうに思っているのか、やり取りを聞いて。一言お願いをしたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

これまで五回ですか、大分学生交流会館、別府大学それから別府市国際交流会館、A P ハウス、別府溝部学園の短期大学、五カ所で開催をさせていただきました。私が直接留学生と会いたいという思いの中には、留学生がやはりいろんなトラブルといいますか、市民とのトラブルとか、そういう部分をうわさで聞いておりましたので、悩みとか実態をまず

聞いてみたいなという思いから始めました。留学生と触れ合いながら留学生の思いや意見を聞いて留学生の生活状況を把握したい、そして今後の別府市の国際化に向けての方策とか留学生の支援策、このことについて参考にしたいと考えたからでございます。留学生の多くの皆さんは、別府市民の方は、最初とまたずっと経過が変わりまして、最初に懇談したときには、不平とか不満がたくさんあったわけです。非常に冷たいという部分もありました。しかし、回を重ねるごとに、非常に優しく接してくれたとか、お風呂に入ったときに、ふろの入り方も生活習慣が違うわけですが、初めは嫌がられていましたが、親切に教えてくれて、もう楽しくなって、いわゆる銭湯ではないですが、大衆浴場に進んで行っていますよという女子学生、本当に温かいうれしいお言葉もいただきましたし、優しく接してくれているといういろんな場面の市民の皆さんが留学生を迎える心、温かい心があるなという部分を感じまして、私はうれしく思っております。また、市のイベントとかボランティア活動、この問題に対しましても積極的に参加したいのだ、だから別府市の協力をお願いしたいという、本当に前向きな意見もたくさんいただきました。

その一方では、確かに生活の問題で、奨学金の受給者の数をもう少しふやしてほしいなという部分とかアルバイトの問題ですね、先ほど言われたアルバイト先がやっぱり少ない、それと住居費が高いといった問題ですね。それから、バス賃が高いというのがたくさん出ました。どこに行くのもバスが少ないし、バス代が非常に高いということも出ました。市の支援がどこまでできるのか、バス会社をお願いする部分とか、そういった部分でお話をさせてもらいましたが、私が直接この留学生に市の取り組みとか留学生の支援策についての説明ができたということで、非常に喜んでいただいたというか理解を示していただいたという部分があったというふうに感じております。

今後も継続して、留学生との懇談会は開催をしていきたいという気持ちです。ただ、これまでのように苦情とか不平を聞くだけでなくテーマを決めて、例えば別府観光に対しては、観光活性化策をあなたたちはどう思うのですかということとか、例えば別府のまちづくりの問題でどういうふうな参加がありますかとか、そういうテーマを決めた中で私は懇談会を継続して、留学生の支援策については、市民や議会の皆さんと相談をして、できるだけ取り組んでまいりたい、このようにも考えております。

○十五番（堀本博行君） ありがとうございます。ひとつこれは私の提案なのですがけれども、先般、テレビでやっておりました「ガーディアンエンジェルス」という団体があります。これはNPOの団体なのでありますけれども、これは特に犯罪に対して、例えば東京の池袋とか新宿とかそういうところに、夜、同じベレー帽をかぶって――テレビを見た方もいらっしゃると思うのですが――冬はおそろいのブルゾン、それから夏はおそろいのTシャツで何人かで非行少年に対して声をかけていくという、こういう「ガーディアンエンジェルス」という団体があります。あれを見ていて、ある方と話しておるときに、例え

ば別府の駅のところに特に外国人の案内のあれもありますけれども、それと併用といいですか、そういう意味で例えば留学生の子供たち、また特に若い子供たち、若い青年の中で仕事が今ない人もかなりいらっしゃいますが、そういうふうな形で特に別府観光エスコーターみたいな、同じブルゾンを着せてそういう団体をつくって観光客に対する案内とか、そういうふうなものをやったらどうかなという話があったので、ああ、なるほどなというふうに思っておりましたし、ぜひ頭の片隅にでも入れておいていただきたいというふうに思っております。

次にまいります。時間がなくなりましたので、ぼんぼんといきたいと思いますが、次に、行革について若干触れさせていただきたいと思っております。

先般、第二次別府市行政改革大綱というのが、議会前に出てまいりまして、本当に、今まではいつも議会の後にぼんと机の上に置かれているというような状態でありましたけれども、議会前に出てきたことに対して敬意を表したいと思っておりますが、この中で幾つかございますけれども、特に前々からよく言われている民間活力の導入・推進ということが具体的に上げられておりましたけれども、この進め方について簡単に説明を願いたいと思っております。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

行革の大綱の中にも推進計画の策定に当たりましては、個々の取り組むべき事項につきまして、その実施年度、目標数値等を明確にするとともに、進行管理体制の強化を図り、目標を十分に達成することというふうに明記をされております。民間活力の導入及び推進の項目につきましても、今年度までに策定予定の行革の推進計画の中でその実施年度、進捗率、できましたら効果額等できるだけ盛り込むように作業を進めております。

今後、行革大綱に示された項目以外にも事務事業の全般について、民間に任せられるものが、それとも行政がやるべきものなのか等の基準づくりが急務だろうというふうに思っております。この基準づくりについても努力して、早急につくり上げたいというふうに考えております。

○十五番（堀本博行君） もうちょっと具体的をお願いをしたいと思っておりましたが、特にその中で、今回の議会でも職員の退職金の問題が出ております。平成十七年度からまた退職金下がっていくというふうな形のものも出ておりますし、ひとつそういった中で何度かやり取りをされておりましたけれども、特に三役、市長、助役、収入役、それからまた五役というふうな、毎年毎年この時期になると退職していかれる方がどんどんふえていくわけでありまして、またこれから先大変な人数の方々が退職をされていきます。そういった中で四十年前後役所で頑張っていたいただいて、その中で三千万弱の退職金というふうなことの中で、市長それから五役の退職金もそろそろそういうテーブルに乗せて審議をする時に来ているのではないかというふうに私は個人的には思っておりますが、いかがです

か。

○職員課長（中尾 薫君） お答えいたします。

退職金は、御存じのとおり給料月額とある一定の支給割合を掛けて計算し、支給されるものでございます。また、これも御存じのとおりでございますが、本年の一月から市長以下五役でございますが、財政再生にかける決意を示すということで、報酬月額を五％から三％引き下げております。その引き下げによりますと、市長でございますと、百六十二万九千六百円が退職金給付分で下がるという格好になっております。しかしながら、議員御指摘のとおり、報酬引き下げに伴う実質的な退職金の引き下げとは別に、退職金制度そのものをこの際見直してほしいとの市長の強い考えもでございます。また、行財政改革を進める上では、その退職金制度も含め、また報酬全体を一度この際見直す必要があるというふうに考えております。そのような観点から、特別職報酬等審議会を開催する中で検討を進めていきたいというふうに考えております。

○十五番（堀本博行君） よろしくお願いをしたいと思えます。

次に、公園の里親制度ということで上げさせていただきました。

今回、土木課の方で道路の里親制度というのが、非常にすごいなと思って見させていただいたのでありますけれども、実は公園のことについては、愛護会の方々が一生懸命頑張ってきてはおるのですけれども、現実的に特によく言われる自治会の高齢化それから少子化、地区によっては子供会がもう成り立たないというふうなところもあります。そういった中で公園、特に私は日立市の方に視察に行かせていただきました。全国でいろんなところで公園の里親制度というのを今実施をされております。特に「公園等」というふうな形で項目を上げさせていただいたのは、実は道路のことも言いたいなと思ったので上げさせていただいたのでありますけれども、行政が先んじてやっていただいたということで、本当に感謝をしておりますが、この里親制度というのは、特に今、ボランティアをやりたい、ボランティアをやりたいのだけれども、何をしたいのかわからないという方がたくさんいます。いろんな個人的なグループとかそういった方々が公園を掃除したりとか、いわゆる里親と行政のやることの分岐点、分水嶺といいますが、これは非常に微妙な難しい部分もあるのですけれども、この辺をしっかりと調整をしながらやっていかなければならないというふうには思っておりますが、特に日立市の場合、東京でも八王子とか、公園とそれから道路、例えば今回予算が上がっているなかよし公園は、どここのグループが里親ですよという看板を上げて、そこでこういうふうな方々がこの公園を管理していただいております。もう一つは会社が、例えば何々株式会社何とかというところに里子に出して、この公園は何とか建設会社の里子ですよ、そういう社員の方々が――特にこれは八王子の方で見られるのですが――出勤前に制服で掃除をしているとか、そういうふうな意味では会社の宣伝といったらなんですが、そういうふうな取り組みもなされておりますし、さっき

も申し上げた道路というふうなものもありますので、特に公園については、公園緑地課長も非常に苦勞しながら、三万円ですか、「とってくれ」、「いや、うちはもう要らん、あなたのところでやってくれ」という、こういうやり取りも幾つか聞いております。そういう意味でこういう制度を取り入れてはどうかと思いますが、いかがですか。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

別府市では、現在小さい公園につきましては、公園愛護会を設置していただいております。維持管理をお願いしておりますが、市内に現在百七の愛護会がございます。この愛護会活動は平成元年に始まりまして、もう十五年もたっておりますので、昨年この愛護会全部に運営方法とかそれから活動内容につきましてアンケート調査をいたしました。そうしましたら、先ほど議員さんがおっしゃいましたように、運営内容それから活動内容につきまして、かなり温度差があるのが実情でございます。先ほど言われましたように里親制度と申しますのは、ボランティア活動を基盤としまして、市民と行政がパートナーシップを築き、より積極的にそういった活動に参加していこうと、そういう制度だと認識しております。

このたび、土木課の方で里親制度というのを取り入れようとしておりますので、私どももそういった面を研究させていただきながら、これから愛護会活動がそういった里親制度の方に移行するのがいいののかも含めまして検討させていただきたいと思っております。

○十五番（堀本博行君） 土木課にできて、公園緑地課にできないことはありません。万々よろしくお願いをしたいと思います。

次に、市営住宅の事後審査方式について質問をさせていただきましたが、これは十二月の議会で非常にやり取りをさせていただきました。特に多くの方々が申し込みをする中で当選者がごく一部という、その方々も全員が住民票と所得証明を提出しなければならないというふうなことで提案をさせていただきましたが、「一生懸命研究をしてみます」というふうな前向きの答弁をいただきましたが、その後いかがでございましょうか。

○建築住宅課長（宗野 隆君） お答えいたします。

早速、事後審査方式を導入している他市を調査させていただきました。また、実際に担当職員による受付窓口でのシミュレーションを行い、従来の方式と比較をいたしました。聞き取り等、やや事務処理に時間がかかるものの、私どもも市民の負担軽減を優先すべきと判断し、新年度、五月募集分から事後審査方式を採用し、抽選後、入居契約をする方からのみ住民票及び所得証明書を提出していただく方向で、現在、附則の改正も含め準備を進めております。

○十五番（堀本博行君） すばらしい答弁を、ありがとうございました。早速実施に向けて取り組んでいただきまして、ありがとうございました。

次にまいります。次に、温泉プール跡地について若干提案をさせていただきたいと思っております。

特に温泉プール跡地については、今回、市長の提案理由の説明の中にもありました。ワンダーラクテンチのリニューアル、それから安心院のアフリカンサファリ、それから高崎山自然公園のリニューアルオープンということで、今回、特に高崎山については下からモノレール、「さるっこレール」と言うのですけれども、これも十号線から見てももうでき上がっておりますし、「高崎山おさる館」、これは大分の同僚議員に「何か資料ないかい」と言って聞いたら、こうやってくれまして、すごいなと思って、「どんどん整備をしてください。高崎山は、あれは別府の施設ですから、どんどん整備してください」というふうに私も冗談で申し上げたわけでありましてけれども、特に高崎山、それからワンダーラクテンチ、それからアフリカンサファリ、このリニューアルがなるわけで、このいわゆるトライアングルゾーンといいますか、この中心がやっぱり別府なのですよね。ラクテンチが非常に低迷をして、去年からずっと経緯がありました。やっぱり何とか支援をしたいなという思いがありました。

その中で、温泉プール跡地が、特に高崎山とマリンパレスという、こういうセットというふうなものが一応頭の中にありまして、あそこに一つ何かできるといいなというふうに思っておりました。その中で、今度新しい市誌ができていますよね、あれを見ながら、浜田温泉、浜田温泉の話もずっと出てまいりましたけれども、そういうことを若干勉強する中で、浜田温泉を建てた方、つくった方、これは池田三比古が建てたのですけれども、同時にこれは形としては昭和十年、昭和三年にこの池田三比古さんは浜脇高等温泉も建てているのです。これは昭和三年の話です。これは非常にこう、私も浜脇の出身ですから、まじまじとあの市誌を見ながら浜脇高等温泉のすばらしい風格に満ちたあれを見ながら、これは私の提案と思って聞いていただきたいのですが、温泉プール跡地に温泉記念館、温泉博物館を建てたらどうかな。その外見は、浜脇高等温泉を復元する。あの浜脇高等温泉が――これはやっぱり復元――あそこに建つとすごい施設になるだろうなというふうに思っておりました。特にこの池田三比古さんのお師匠さん、児童館、中央公民館を建てた吉田鉄郎さん。この方が実質的に児童館それから中央公民館、それと現存しているのは大阪中央郵便局、それから東京の中央郵便局、新潟にも郵便局関係の方、今、吉田鉄郎さんがつくった建物が五つ残っている。その中の二つが別府にあるというすばらしい歴史があるわけでありまして。そのいわゆる弟子といいますか、この池田三比古さんという方は別府の職員、技術職員の方で、それで吉田鉄郎さんに学んで、それで浜田温泉とそれから浜脇高等温泉を建てていただいたという。私なんかは小さいころ、浜脇温泉できゃっきゃ、きゃっきゃ暴れておって首藤先生なんかから怒られた年代でありますけれども、そういう... ..よく浜脇の人と話をすると、浜脇高等温泉はなくなってみんなそのすばらしさを知っ

ている、思い出しているというか、壊すべきではなかったというのが、浜田温泉と同じです。何とかこれを復元したいなという、そういう思いもありますし、特に余談ですけども、この池田三比古さんというのは、ちょっといろいろ話す中で聞いて、おもしろい経歴を持っておるなと思って。この方は、役所の職員だったのですけれども、要するに職員というのは、皆さん方も、議会からぎゃあぎゃあ、いろいろ言われる。そのやあやあ言われるのに、議会に不満を持って……（発言する者あり）「ぎゃあぎゃあ」という言葉を取り消しますが、（笑声）いろんな提案をされる。そう言われたときに、もうそういうことを言われるのが好かんからということで、この人は昭和二十七年に市議会に立候補しておるのですね。一期当選をしているという歴史があるそうです。皆さん方もどうですか、ひとつ。こういう歴史、この池田三比古さんというのは、そういうおもしろい経歴を持った方というふうに聞いておりますが、そういった中で、あそこにそういう浜脇高等温泉ができたらどうかというふうに思いますが、いかがですか。

○企画調整課長（安波照夫君） 旧温泉プールの跡地につきましては、現在はビーコンの駐車場、またラクテンチさんの臨時駐車場ということで貸し付けを行っているところです。去年は、ラクテンチさんがそういう状況でございましたので、利用部分が少なかったところがありますが、ことしは三月から五月の末ぐらまでの繁忙期にぜひお貸ししていただきたいというような仮予約という形をとっております。

それから、温泉プール跡地につきましては、以前から内部組織であります跡地活用計画委員会という形がありまして、活用の提案としまして、屋根つきゲートボールとか、先ほど出ました温泉博物館、ローラースケート場、テニスコートとか物産展示館、屋内体育館等々の提案が出されておりますけれども、結論に達し切れないということでございます。新生ワンダールクテンチがオープンしますと、またたくさんのお客さんが見えになるということになるかと思いますので、また違った観点からの活用方法が考えられるというふうに思っています。十五番議員さんの御提言を念頭に入れながら、今後検討してまいりたいというふうに思っています。

○十五番（堀本博行君） 特にラクテンチ、下から見ても施設としてかなり、お伺いをすると。今までラクテンチといえは、私なんか子供を連れてよく行きました。小銭で遊べるという、こういう特典があったのですけれども、遊ぶ子供たちもかなり年齢が上がっていくというふうに私も認識をしております。ぜひワンダールクテンチが再生するといいなというふうに思っておりますし、これに付随して先ほどの提案をしっかりと検討していただくことをお願いして、私の質問を終わります。

○二十九番（首藤 正君） 浜田市政が誕生いたしまして、早一年を迎えようとしております。今回の当初予算は新市長として初の予算編成であり、三位一体改革など厳しい財政状況の中、市長の方針や思いがどのように反映されているのか。議会はもちろんですけれ

ども、多くの市民がこのことを今見守っております。

浜田市長は、二年目の市政担当に当たって所信表明がなされましたが、その内容は、私としては好感を持って受けとめております。

そこで、今回の表明で四つの柱を中心としての基本方針で、行政運営を実施する説明がなされました。その内容の一つ、これから私が行う質問、教育行政について大きく関係がありますので、その項目の内容についてお聞かせを願いたいと思うわけであります。

四項目の四番目に掲げた「次代を担う子供たちの未来のために教育環境の整備を強力に推進し、教育水準の向上を目指す」、このようにありますが、これを具体的にどのような形で実施をしていこうとするのか、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

別府で育ち、次代を担う子供たちに豊かな教育を保障するためには、豊かな心と確かな学力を育成していくことが何よりも大事だと考えております。そのためには、ハード面とソフト面の教育環境の整備が必要不可欠であると考えております。

具体的な取り組みについて申し上げますと、ハード面では、新入学の児童に柔らかくぬくもりのある木製の机といすを配置し、物を大切に作る心や愛着心をはぐくんでいきたいと思っております。また、小学校二校の校庭に芝生を張り、児童が外で思い切り体を動かし体力をはぐくむ環境をつくっていきたいと思っておりますし、中学校の校内LANの整備、大規模改修等で学習環境の整備を図ってまいりたいと考えております。さらに、県にお願いをして実現いたしました、一年生の三十人学級の実現につきましても、その成果を大いに期待しているところであります。

ソフト面では、教育水準の向上のためには、日々の授業を充実させることが何よりも重要であると考えておりますし、そのためには教師の資質・能力の向上。具体的に申し上げますと、豊かな人間性、問題解決能力、授業・生徒理解、教科指導や生徒指導のための知識や技能等を身につけることが重要であると思っております。

そこで、教員の力量を高めるため、各種研修会の内容の充実、指導主事による的確な指導、さらには市教育センターの充実等に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。ところで、近年、地域の教育力の低下が言われておりますが、地域の教育力を高めたり、学校が地域の方の力をお借りしたりすることも重要であると考えております。

○二十九番（首藤 正君） すばらしい答弁をいただきました。要約しますと、豊かな教育を保障するために豊かな心、確かな学力、これの養成を図る。そのためにはハード面、ソフト面の教育環境の整備、ソフト面では特に教育水準の向上のために授業の充実、教師の資質・能力の向上を図るなど、このような施策を教育委員会として積極的に進めて取り組んでいくということと受けとめまして、これから質問に入っていきたいと思っております。

まず最初の質問でありますけれども、小学校の統廃合問題についてお伺いをしていきたく

いと思います。

平成十一年に旧市街地の六校の小学校を十年計画で三校に統廃合する旨の発表がされて以来、五年が経過をするようになってまいりました。この計画の推進状況はどのようになっているのか。旧市街地学校統合検討委員会の開催状況を含めて御説明をいただきたいと思えます。

また、浜脇小学校、南小学校の統合はすでに終わっております。今検討中の残る四校、どのような形で具体的に統合するのか。特に小規模校となる小学校の統合が優先されていくと思えますけれども、小規模校の順位、四校のうちの順位等がわかれば説明をしていただきたい、このように思えます。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

現在、二期に関する旧市街地学校統合検討委員会を設置しまして、統合校の組み合わせや時期等について検討をいただいているところで、この九月に御提言をいただく予定になっております。

学校統合につきましては、地域の方々にとって大変切実な問題であります。時間をかける必要のあることにつきましては十分時間をかけ、地域の方々の御理解をいただきながら慎重に進めてまいりたいと考えております。四校の統廃合の組み合わせや時期などの進め方につきましては、先ほど申しました、現在立ち上げています旧市街地学校統合検討委員会で検討をいただくことにしております。

小規模校の順位ということでございますが、旧市街地の四校について、本年平成十六年二月末現在の学級数で申しますと、障害児学級を除きまして野口小学校と西小学校が六学級です。北小学校が七学級、青山小学校が十二学級であり、児童数で申しますと、少ない順に、西小学校で百七十九名、野口小学校で百九十四名、北小学校で二百十三名、青山小学校では三百三十五名となっております。また、併設いたします幼稚園につきましては、二月一日現在で、園児数で申しますと、少ない順に、野口幼稚園が十名、それから北幼稚園が十二名、青山幼稚園につきましては十八名、西幼稚園が二十三名となっております、すべて一学級でございます。

○二十九番（首藤 正君） なぜ私がこれを聞いたかといいますと、恐らく検討委員会の答申が出るのは九月とおっしゃいました。浜脇と南を統合したときに、まず浜脇、南とか言わずに六校を含めて別府全体の検討委員会でどういう組み合わせをするのかと、そうしないと後々いろいろ影響が出るのではないかという話をしましたが、今回残った四校については、今そういう検討をしておるのですけれども、最初の段階でそれをやれば意義があったと思えますけれども、今ここに来て、統廃合の目的は小さい学校を統合するということが大きな目的だと思います。そうしますと、今、参事から報告を受けましたように、小さい学校、西小学校、野口小学校、これは小さいですね。次に小さいのが北、青山と続い

ているということになりますと、浜脇と南の統廃合の教訓を生かしていくならば、もうここで明らかに、だれが見ても地域的にも学校の街区を見ても、野口と北、西と青山、このように限定されてくるような気がするのですけれども、その辺の教育委員会としての主体性を打ち出して委員会で検討していただく必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、学校統合につきましては、地域の方々の協力を得ながら進めることが必要でありまして、現在行っております学校統合の検討委員会におきましても、さまざまな資料を提示いたしまして委員さん方に御検討いただくことになっておりまして、当然、今、議員さんがおっしゃられました内容についてもこちらの方で提示して、理解をいただきながら提言をいただくということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○二十九番（首藤 正君） 市長も所信表明の中の教育環境の整備を強力に図っていくと。これはいろいろな、中規模改造とかいろいろ今回の予算にも上がっていますけれども、この統廃合を早く進めていくということも大きな事業課題の一つだと思いますが、当初、十年計画でやり上げてしまうという形でスタートして今日に至っていますけれども、計画どおりにいくのかどうか。その辺の見通しを教えてください。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

当初の計画の中には、平成十一年から十年計画ということが上っていたようにございます。この件につきましては、昨年の第三回の九月議会で二十九番議員さんにお答えいたしましたとおり、平成十一年度を初年度とする三カ年ごとの計画ということについては、予定どおりまいっておりません。それは事実でございます。今回、九月に提言をいただきます内容により、最も望ましい方向で進めたい、こういうふうに考えております。

○二十九番（首藤 正君） 計画に変更が起こらないように精力的にこのことを進めていただきたい、このように思うわけです。

ここで、進めるに当たって南・浜脇の統合の経過・経緯、これは大きくこれからの統廃合の参考事項、そして教訓として生かされてくる、このように思います。南小・浜脇小の統廃合は、いろいろな困難を乗り越えて成功してきた、このように思いますが、これも今月の三十日、落成式を無事迎えるようになりました。この落成式を迎えるに当たって、いろいろな問題点を克服してきた現在を振り返りながら、教育委員会としての所感、反省点、これを述べていただきたい、このように思います。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

おかげさまで、今月三十日に南幼稚園・南小学校の落成式を迎える運びとなりました。統合校の開校は、二年前の平成十四年四月に行いましたが、校舎建設のため旧南小学校を

仮校舎として今日に至っております。校舎建設につきましては、旧浜脇小学校の解体から校舎建設、外溝工事等、幾多の工程を経て完成の日を見つつあるわけでありまして、この間、校区の皆様、とりわけ現場近隣の方々や工事車両通過地域の皆様方につきましては、言葉では言い尽くせないほど多大な御迷惑をおかけいたしました。多くの方々の御支援・御協力に対しまして、厚く感謝を申し上げる次第であります。また、工事を進める中、多くの方々よりさまざまな御指導・御助言をいただきました。御指導・御助言につきましては、可能な限り取り入れさせていただきました。

振り返ってみますと、平成十一年の学校適正化基本方針で旧浜脇小学校と旧南小学校の学校統合が示されて以来、新校舎の落成を迎えるまで、校地、校名の決定や引っ越し、新校舎の建設など多くの解決すべき課題がありましたが、論議を重ねる中に議会や関係者の皆様方の御理解、そしてまた前向きな対応をいただきながら新しい学校づくりを推進することができましたことに対しまして、重ねて感謝申し上げます。

今後の適正化につきましても、お寄せいただきました御意見などを参考にして関係者のさらなる御理解と御協力がいただけるように努めてまいりたいと思います。

○二十九番（首藤 正君） 今、参事から説明がありましたけれども、非常に地域の方々と工事に関してはうまくいった、このように思いますし、教育委員会の説明やいろんな御苦労も大変だったと思いますけれども、地域の方々の御意見も大変取り入れていただいていい学校にでき上がってきた、このように思っております。

ただ、地域の方々の意見を聞かなかったことが、私は一つあると思う。これが今後の統廃合について、この問題だけははっきりしてないと支障が起こってくる、このように思うのです。それは、校名であります。また後でこの校名についてお伺いしますけれども、この校名は、やっぱり学校のPTA関係者、地域の方々、二十一世紀に向かってのふさわしい校名をつくるべきだ。そうしないと地域感情が残ったり、いろいろなことで今後支障が出てくるのではないかとということを教育委員会は聞かずに「南小学校」という校名でいきましたが、これは南小学校の伝統校を引き継いでの「南小学校」ということではない。新しい学校だからといって校章も校歌も校印も卒業式も一番からという、非常に何となしにおかしな校名の決め方だった。

この問題は、後でまた教育長に所見を聞きますけれども、そこで、この新しい南小学校が完成をしました。この新しい南小学校が、これから新しい学校として、どのような学校としてとらえていくのか。教育面それから学校の環境面をとらえて、どのような学校づくりを目指すのか、教えていただきたいと思っております。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

二つございましたが、まず学校教育の面からお答えいたします。

南小学校では、子供の実態に即して、新しい校舎における教育のあり方について校長先

生を中心に「南小プラン」としてこれまで研究・実践を進めてまいりました。南小学校では、子供たちの実態から教育の基本的な柱を人とかかわりとして、新しい施設でありますオープンルームを生かした弾力的な学習集団のあり方や、ワークスペースを利用して学年を解いての縦割り集団の活動、その他あらゆる教育活動の中で人とかかわり合う子供を目指して取り組んできており、この四月からの新校舎での学習に備えております。そのほか、学校を開放することによる地域の方々とのさまざまなかかわりも計画されているようです。このように新しい施設設備を活用する取り組みが、現在なされているところでございます。

次に、学校環境の面からお答えいたします。

新校舎は、さまざまな斬新な施設設備を有しております。オープンルームとワークスペースを主体とした校舎・教室で、豊かな学習空間をつくり上げています。また、交流ラウンジや多目的活動ホールなどの地域開放スペースを設けて、学校と地域の連携が図れるようなつくりとなっています。その他、エレベーターや多目的トイレ、オール電化の給食調理室などがございます。グラウンドにつきましては、砂ぼこりの飛散や照り返しを緩和したりいやし効果を得るために一部芝生化を予定しております。また、最近問題となっていますシックハウス対策につきましては、工事発注の段階で揮発性有機化合物等の使用をしないように指導してまいりました。完成した時点につきましては、測定検査を実施し、その対策に万全を期したいと思います。安全防犯面につきましては、職員室や特別教室などには警備システムのほか、校舎には防犯カメラを設置して事務室で監視ができるようになっております。地域開放につきましては、使用場所を限定しまして、他の場所に立ち入らないなど、信頼関係のもとに地域の方々に御協力を願う予定にしております。校庭の植樹等につきましては、来年度も引き続き緑を多くしていくように考えておりまして、また校舎内の読書コーナーやワークスペースなどに観葉植物などを配置して、緑のある落ち着いた学習空間にする予定でございます。

今後の環境整備につきましては、子供の様子を見るとともに全体的なバランスを考えてその都度対応してまいりたいと思っております。

○二十九番（首藤 正君） 参事の説明によりますと、教育面では、教育の基本的な柱を人とかかわり合う子供を目指していく、そういう学校づくりを心がけたい。それから、学校を開放して地域の方々とかかわり合いを持つ学校にしたい。それから、弾力的な学習集団を目指していくのだからということが教育面。学校の環境面では、学校と地域の連携、これを深めていく。それから、シックハウス問題は事前に手を打っているのが大丈夫だろう、こうおっしゃっていますけれども、これは子供たちが実際入って、気をつけて見る必要があるかと思えます。それから緑を多くと。これは前から私も希望を申し述べておるのですけれども、今、ほぼ完成した段階では非常に緑の少ない学校だと、このように思います。

計画ではこれから緑をふやしていくということですが、やっぱり緑の空間の大きい落ちついた学校で、子供たちが落ちついた学習ができるような環境づくりをぜひしていただきたい、このように思います。

それで、この中で出てきました。緑を多くしていただきたいということと安全対策ですが、テレビ等をつけてカメラ等をつけてやっているということですが、ここでちょっと、特にこの学校は、地域とのかかわり合いを持つために、地域の多目的ホール等をつくって非常に出入りが激しくなる学校になろうかと思えます。そこで、安全を守るため文部科学省が一つの基準を出して、地域住民の参加で安全を守れというようなことでその活動を進めてきておりますけれども、これは「スクールヘルパー」、また「学校ヘルパー」とかいう名前で地域の方々の保護者とか職員のOBとか消防団の方々とか防犯協会の方々とか、地域の方々の協力をもって安全管理を図っていく。そして学校には「安全管理主任」を設置するというようなことが述べられておりますけれども、特にこの文部科学省の方針を受けて、問題になった大阪教育大の附属池田小学校、これとか、北九州市ではすでにこういう活動が進められております。特に福岡市ではIDカードを全保護者に発行して、いろいろ学校でのそういう惨事が起こらないような対策を練っておりますけれども、これらのことについて、教育委員会として考えられていること、文部科学省の方針をどのようにやるのか、そしてまた「安全管理主任」をどのような形で設置するのか、それがすでに話し合われているのかどうか、お聞かせ願いたいと思えます。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

学校の安全管理面につきましては、大変重要な問題でございます。お聞きいたしました「スクールヘルパー」、「安全管理者」等につきましては、また勉強させていただきたいと思えますけれども、何よりも、学校の中だけでこういった問題は対処できません。地域の方々の御協力があることでありますし、また、今度新しくできます南小学校の校舎の周りの方は、大変学校に関心をお持ちいただきまして、先般の解体の工事のときにも、いろんな方から注意深く見守っていただきました。また、学校の方にお願ひいたしまして、地域の方々との連携をさらに深めまして、学校の様子等を見ていただきまして、何か事があればまた御連絡をいただくというようなこともお願いしたいと考えております。

○二十九番（首藤 正君） よろしく、教育委員会としても頑張っていたいただきたいと思います。

そこで教育長。いよいよ新しい学校で新しくスタートするようになりました。校名「南小学校」、これについて教育委員会の考えがよかったのか。この校名は、統合に当たって成功したのかどうか。その点をお聞かせください。

○教育総務課参事（穴見公司君） お答えいたします。

校名の件につきましては、教育委員会で校名を決定したわけでありまして、これ

が平成十四年一月と思います。その後、保護者の代表の方から、校名再考についての要請が出されました。その中で委員会としても検討いたしまして、関係者の、と申しますのは、校名再考についての要請を出された方々についてでございますが、関係者の気持ちに沿えるように、名称は同じでございますけれども、「新しい南小学校」としての学校づくりに取り組むことで御理解をお願いするとともに、議会の皆様方におかれましても、さまざまな論議をしていただきまして議決をしていただきました経緯がございます。このように関係者や議会の皆様方の御理解によりまして、新しい校名によりまして、平成十四年四月に統合校としてスタートいたしました。この三月二十四日には、第二回目の卒業式で七十二名の児童が卒業する予定であります。統合いたしまして二年を経過するわけでございますが、新しい校歌のもとに、学校はもとより、地域の方々におかれましても、さまざまな行事や機会をとらえて南小学校の子供たちの健全育成、あるいは南小学校の発展に御尽力をいただいております。

○二十九番（首藤 正君） 教育長から答弁をいただけませんでした。今回の学校は、教育の柱として人とのかかわり合い、これを上げてきております。この校名問題のときに一騒動起こりましたですね。反対の署名運動が起こって、三日間で一万数千の署名を集めてきたり、いろいろなことが起こりました。いろいろな会合の中、また検討委員会の中でも、二十一世紀にふさわしい新校名にすべきではないかという考えでしたが、教育長は、「南小学校」がいい、いいと固辞して「南小学校」という名前になりましたけれども、これはこの学校の教育の柱として掲げたこのことと大きく関連してくると思います。教育長が考えているように、まだまだ簡単な問題ではありません。いろいろな見えない部分でこの問題が潜んでおります。この問題を解決するために教育委員会は、もっと地元と積極的に対応していかなければならないと思います。特に南、浜脇の住民、子供、これは仲よくやっております。しかし、いろいろな感情がその中にあるということは事実であります。このような学校の方針とあわせて地域のいろんな考えを持っている方々のこれからの対応を考えて、教育委員会として積極的に動いていただきたい、このように思います。もう何ぼ言っても教育長は答弁せんと思います。答弁すると、私がばつとまたかみつくものから。

そこで、南小学校の今管理棟の木造校舎、これはある意味では非常に希少価値の校舎だと思います。恐らく別府市内でもこれだけ木造の校舎として完全な姿で残っているのは、ここだけしかないのではないかと思います。これの保存についても、教育委員会として十分に考えていただきたい。

それから、卒業式が二十四日、新しい体育館で実施される。これは、私が九月議会で教育長をお願いしました。私の言うことは余り聞いてくれない教育長が、今回はよく聞いていただきまして、二十四日に実施するということになりました。

それで教育長、もう一つ聞いてください。六年生最後の授業をこの新しい学校で行っていただきたい。それが私は一時間であっても結構だと思います。卒業していく六年生が、新しい校舎で最後の授業を行った、そして巣立っていくという子供たちの思い出をつくる意味からも、ぜひ実施していただきたい。これは難しい問題ではないと思いますので、よろしくお願いします。

それから、今度この学校ができて一つ問題が起こっております。これは先生たちの問題ですけれども、校庭の中には車を入れさせない。駐車場部分がありません。学校の緊急用に二台だけ駐車場が、少ないのですけれども、そこに待機をさせて、子供たちの安全面の上からも、いつでも車を二台待機させる。あとは給食の車とかいろいろな形で入ってくる部分しかありません。先生方は、今周辺の駐車場をすべて当たって賃貸契約がほぼ終わったのではないかと思いますけれども、大変御苦労なさっておったようであります。学校規程から見ても、校内駐車場なんというのはいないのですね。本当、ある方がおかしい。だから、今回の機会に新しい南小学校の先生方は、駐車料を払って自分の車の対応をしている。よその学校の先生は、今までどおり学校の中に車を入れる。そして通学路の時間の指定があって、車が入っていけないようにしたのですね。その時間に入ってくるのは学校の先生の車だけです。今度新しい南小学校は、そういうのがなくなってきた。よその学校について、校内駐車場というのがあるのかどうか。これは条例規則上どうなるのか。その辺は検討する時期に来た、このように思います。

そしてまた、あわせて、何かイベントがあると小学校・中学校の校庭を駐車場がわりにしている。これも本当に学校の管理、学校の校庭のあり方としていいのかどうかということを検討する時期に来たと思いますが、ぜひこの点も含めて、新しい学校のスタートと同時にこういう面も検討していただきたい、このように思うわけであります。

さて、次に入ります。市長の所信表明の中でも、教育水準の向上を図る、このようにうたっております。そこで、昨年小学校五年生、中学二年生を対象に基礎基本の定着状況調査の一斉学力テストが実施をされました。別府市の児童・生徒の成績はどのようなであったのか。また、その結果を教育委員会はどのように受けとめているのか、お聞かせください。  
○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

県教育委員会が、昨年十月、十一月に県内の小学五年生の国語と算数の二教科、中学二年生の国語、数学、英語の三教科につきまして実施いたしました、基礎基本の定着状況調査の結果が、先日発表されました。この調査結果によりますと、県下の教科別の偏差値平均は、中学校二年生の数学を除いて全国平均を上回っているという調査結果が出ております。しかし、別府市では、小学校の国語は全国平均を上回っていたものの、小学校の算数と中学校の国語、数学、英語は全国平均を下回っておりました。また、別府市における教科別偏差値平均及び項目別正答率につきましては、学校によってばらつきが見られたの

も事実であります。

学力向上につきましては、教育委員会の最重点課題でありまして、あらゆる機会を通じて指導してまいりました。しかし今回の調査結果を見ますと、基礎的・基本的な力がまだ十分に身につけていないということも明らかになりました。

各学校の分析結果を見てみますと、小学校では、自分の考えを表現する力や計算力が十分に身につけていない、中学校では、読解力、計算力の弱さに加えて集中力とか学習習慣の定着不足などが報告されております。この結果をもとに、各学校では日々の授業の充実ということはもとより、読書活動の充実、個別指導の時間の確保、そしてドリル学習、さらには繰り返し学習などの充実に取り組むようにいたしておるところであります。

教育委員会といたしましては、今回の調査結果を大変残念に思っております。今後、さらに背景・原因を分析しまして、児童・生徒の基礎学力の定着・向上に向け、各学校を指導していく所存でございます。

○二十九番（首藤 正君） 教育委員会といたしましては、今回の結果は大変残念に思っています。私は、残念に思うどころか、教育委員会は大きな反省をしなければならない、本当に教育長以下は何をしておったのかなと実際はそう思っているのです。今、学校教育課長から説明がありましたね。全国平均偏差値五十、これを全国平均とした場合、大分県平均は中学校の数学を除いてほぼ平均点五十一点台を保っております。数学は四十九点台で全国平均に至っておりません。これは、大分県のことです。私は、その大分県の中で別府市がどのような状況になっているのかということが心配であります。別府市の状況を見てみますと、小学校の国語、これは五十・二ですから、全国平均にやっと届いているのです。これは大分県二十三都市の中の平均が五十・九点ですから、平均点よりも別府市は低いけれども、全国平均をどうにか保っている。順位は、二十三都市の中で下から十二番目、上から十二番目。これが別府市にとって一番いい成績ですよ。あと、小学校の算数。下から三番目ですね、二十三都市ある中で下から三番目。大分県の平均が五十一・一、別府市ははるかに下回っている。全国平均はだめ、大分県平均もだめ。そして中学になると、中学の国語、これは大分県全体の二十三都市は平均点が五十一・三、別府市は下から七番目、全国平均にも至らない、大分平均にも至ってない。数学。全国平均にははるかに及ばない。大分県平均にもはるかに及ばない。二十三都市の中で下から二番目。英語。これもはるかに全国平均には及ばない、大分県の二十三都市の平均点にも及ばない。下から三番目。このような成績であります。

これを見る限り、非常にやっぱり別府市の学力の低下というのを感じざるを得ない。そしてまた、全国平均を百点にして各教科別の細部がずうっと出ているのです。この細部を見て驚くことが出るので。特に小学校の算数の中で「量と測定」。これは大分県平均、県全体が九十九点ですから、ほぼ全国値に近いのですけれども、別府市はこれが二十

番ですけれども、トップは日田市ですけれども、トップとの差が二十三点もあるのですね。それで、特に算数の場合は、トップと項目でずうっとあって、皆十八点とか、また十八点、十四点、二十三点と差が余りにも大き過ぎる。中学の数学。これもトップの西国東郡と比べても三十六点も差があるのですね。別府市は非常にやっぱり低いし、この国語、数学、英語、小学校の国語、算数、小さな項目別に当たってみても非常にやっぱり驚異的な数字になっている。

前から週休二日制も絡んで、別府市の子供たちの学力低下があるのではないかという指摘をこの議会で受けてきておりますけれども、教育長、別府市の教育委員会として今後どのような対応をとっていくのか、お聞かせください。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

今、二十九番議員さんから御指摘をいただきましたけれども、私どもも大変この結果については反省いたしております。これにつきましては、私ども教育委員会としては、これまで学力の保障ということと、学力の保障というのは、子供たちが将来いろんなところに進んでいくわけですが、その進路を保障するということと、それとあわせて、子供たちが自立していくためには、我々教員の支援というのが絶対必要になるわけですが、そのためには学力の向上というのはどうしても欠かせないということで、教育委員会としては学力の向上と不登校の生徒を減らすということの二つを重点施策でやってまいりました。ところが、実際に結果を見てみますと、こういうような大変悲しい結果が出ております。先般、校長会を緊急に集めてこの結果を、いろんな話をしていきましたけれども、それだけではどうしようもならないので、先ほど教育総務あるいは学校教育課からも言っておりましたけれども、やっぱり教員の資質の向上を図っていかなければならないということと、あわせて、子供たちがやっぱり勉強に対する取り組みも弱いのではないかということで、教育センターを中心にそれをちょっと強化していきながら、今後このことについては十分真剣になって考えていき、またそれについて学校現場にも厳しく指導してまいりたいというふうに思っております。

○二十九番（首藤 正君） 別府市の子供たちの取り組みが弱いのではないか、何を教育長はとぼけたことを言っておるのですか。別府市の学習実態のアンケートもあるのですね、この前とった。大分県の子供なんて、すごいではないですか。悪くないではないですか。別府市の子供たちが、私はよその都市に比べて、全国の子供に比べて劣るなんてことは全く考えてない。先ほど学校教育課長も言ったように、市長の所信表明を受けて何が問題になるかということをはっきりしているのです。それは、先ほど答弁でもあった教師の資質、能力の向上、豊かな人間性、問題解決能力、児童・生徒に対する理解、教科書の指導、子供に対する指導、これが欠けているのですよ。これは教育長以下、私は「残念」で済まされる問題ではない、大きな反省材料であり、責任問題でもあると思うのです。あなたた

ちが先頭に立って別府の教育を守らなければ、だれが守るのですか。この結果を本当に真摯に受けとめて、別府市の教育、教育長が先頭に立って、全先生方が全力を挙げていただきたい。別府市の学校でもばらつきがある。いい先生がやっておるところは、別府市の学校でも成績がいい。その辺は別府市の教育委員会の弱体化が目に見えた結果だと、このように思います。ぜひ今後、身を引き締めてかかってほしい、このように思います。

そして、おもしろい結果が出ておるのですね。（発言する者あり）いろいろな分析の中、県教委も大まかな改善点をもうすでに教育委員会に出していますね。別府の場合は、それだけではとても追いつきません。別府独自の改革案をぜひつくっていただきたい、このように思う次第であります。

では、超特急で次へまいります。教育問題、一応これできょうは終わりたいと思います。次に、建設行政についてお伺いしたいと思いますが、別府の川について、ちょっとお伺いしたいと思います。

別府市の環境保全それから市民生活、まちづくり、別府市の都市計画上、別府市の河川はどのようなかわりを持ちながら、どのような役割を果たしていくべきなのか、その辺からお伺いしていきたいと思います。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

川についてということで、その中でも環境問題、市民生活、都市計画と今挙げられました。大変難しい質問かなと思いますが、その前段といたしまして、文献によりますと、川と人とのかわりは太古の時代より始まり、川の周辺には水耕栽培を行うために集落が形成されたと、村への発展、定住性の農耕社会を築き、川の状況に合わせ深いかわりを持った生活をしてきたとあります。川はたびたびはんらんいたしましたことが、そのことにより土地を肥やし、農作物をたわわに実らせ、農耕文化を支える原動力になったと、こういうことにも文献にあります。しかしながら、川ははんらんして人命を奪ったり財産を喪失させるということで、先人は、川のはんらんを抑制するために長年にわたって闘ってきたと、これもあります。その結果、川を抑制するために土木技術の進歩等によりまして、治水のために高い堤防を築くことにより、また小さい川には転落事故を防止するためにさくを設置して、人と川との接触がなくなったということでございます。このような生活の変化に伴いまして、人、地域、川とのつながりは疎遠になったわけでございます。今後は、人が自然を征服・抑制するのではなく、自然との調和・協調を目指す必要があるかと考えております。

その中でお尋ねの、一点目の都市計画上の河川の役割ということでございますが、河川の周辺を含め緑地として都市施設として都市計画決定しております朝見川緑地、境川緑地、春木川緑地、この緑地は主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上及び緑土としての役割があるかと思っております。川は、河川本体については、

整備につきましては河川法また砂防法等の個別法がありまして、その中で実施している状況でございます。

次の、まち、市民生活についてということでございますが、その中の河川の役割といたしましては、河川を利用した、例えば境川で行っております、毎年四月に実施しております「べっぶ鶴見岳一気登山」、これでは境川の河川敷をコースに取り入れまして、市民や観光客の参加により盛大に開催をされております。こういうことでまちづくりや市民の健康増進等に寄与し、観光振興の一端を担っているものと考えております。現在、朝見川、境川、春木川、板地川では、それぞれ地域の方々が「川を守る会」を結成していただいております。これは、除草や清掃などで参加していただいているところでございますが、これによりまして地域の連帯感また地域美化、公德心、郷土愛、公共施設の愛護という理念など、地域住民の川に対する意識を高揚しているものと思っております。その四河川につきましては、特に子供会や沿線の小・中学校の児童・生徒が、校外活動といたしまして河川の清掃をすることにより川との愛着を持つということでございます。また、この中でも朝見川につきましては、川にコイの稚魚を放しまして、周辺の方々が温かく見守っているというようなこともございます。

三点目の市民生活でございますが、市民生活と川の役割、かかわり合いということでございます。これは、川があることによって子供たちは、魚釣りやザリガニとり、水遊び、川岸での螢狩り等々で、遊びの中で体を鍛え、自然と親しみ、触れ合う場所であろうと思っております。こういうことで、子供たちの人間形成に大切な場所と考えております。

また、四季を通じて季節感を感じられるという風景を与えられることによって、安らぎの空間の役割を果たしていると思っております。また、防災面では緊急用水利等々で、川の役割というのは大変なものだと思っております。

近年の治水のための川の整備ということでやってきました。今後は、自然形態を残すような川の整備かなと思っておりますし、人と川の自然を互いに折り合いをつけながら自然と共生をしていくべきかなと考えております。

○二十九番（首藤 正君） 建設部長より、格調高い御答弁をいただきました。部長あなたの今の考え方、これは、あなたは今限りで引退していきますけれども、やっぱりあなたの後に継ぐ後輩にこのことはよく申し継ぐ必要があるかと思っております。特に都市計画上からいくと、自然的環境を有し、環境の保全、こういうことが本当に今別府市の川で守られているのだろうかという疑問も生じます。川と市民の自然の共生、これは今全国的に昔の川に戻そうという運動が各地で起こっております。この別府市を見たとき、余りにも別府市民は今、川とのかかわり合いが本当に少ないのではないのかな、このような感じもするわけです。境川、春木川、朝見川、それぞれ地域の方々の協力でいろいろな清掃活動をしておりますけれども、これは川というよりも水路の整備の一環を担っているような感じ

がいたします。それで、本当に今、部長が述べられたような河川と別府市の共生、そして川を別府の目玉に持っていくような方策を、今後どのような形でとっていかうとしているのか。川の現状を踏まえて、その辺の答弁をしてください。

○建設部長（亀岡丈人君） 現状は、先ほど述べた、治水による河川整備ということが優先しまして、朝見川を例にとりますと、直接川との親しみができないというような状況でございます。春木川、境川につきましては、その後環境整備ということで一部区間、人との触れ合いができるような空間を設けたところもあります。私ども、この四河川とも二級河川であります。県の方には今後の整備手法といたしまして、川底また堤防等々、自然に帰るような形態で整備できないかということで、県の方にはお願いしております。また、先般、朝見川の沿線の南町自治会から、朝見川の整備、環境整備ということで要望を受けました。これを直ちに県に申達しております。県の方も調査設計を直ちにやるということで、いかんせん流路口、中に水路を小さく設けておるのですが、流路口の流速が速いということで、危険防止のためどういう手法がとれるのかということは今検討していると聞いております。また、境川、春木川につきましては、自然の形態で河川は整備しておりますが、まだまだ直接入り込むような状況になっておりません。今後、県も河川の整備手法といたしましては、自然の蘇生ということで、それを観点に整備をやっていくということをお願いしておりますので、私どももそれを強力に県の方に要請していきたいと思っております。

○二十九番（首藤 正君） 今、朝見川の問題が出ましたが、特に朝見川の問題については、これは全般的に別府市の川は言えるのですが、雨が降ったときに鉄砲水がだあっと川に流れて、非常に今は河川管理が難しい。これは県の管理ですけれども、そういう中で、鉄砲水が出ないようないろんな河川ダムをつくったり、いろんな方法ができるのではないかと。そして、朝見川沿線の住民がこぞって市長に要望書を提出しました。そして、市長初め部長が県の方に赴いていただいて、調査をされているということを知りました。県の方から私の方にも、素案ができれば地元の方々の御意見を聞いて川づくりを行いたいというような非公式の話も聞いてまいりました。

今、この別府市は、やっぱりお客様を迎えて、観光地であります。この川を生かした一つのやっぱり目玉、そして自然を守る、そして市民との生活上、子供の教育、いろんな問題がこの川から派生するわけでありまして。どうか別府市の川について、別府市の川はこうあるべきだという独自計画をつくって県とその調整をして、先ほど部長が答弁なさいました川に対する考え方、これの実現に向けてぜひ頑張ってください、このように要望して、私の質問を終わります。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午前十二時五十九分 休憩

午後 一時 零分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○十一番（松川峰生君） それでは、午後一番の質問ということで、どうぞ執行部の皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、通告順に従って、まず教育行政につきまして、二学期制導入についてお尋ねしたいと思います。

教育改革をめぐる動きがさまざまに展開されている中で、二学期制への移行に関心を示す市町村教委や学校が広がりを見せております。この教育改革は地方初ということで、我が国においても、これまで見られたものとはいささか様相が異なるところがございます。すなわち従来の教育改革は、国が立案し、各地域や学校がそれを受け具体化を図るというものが多くを占めていました。これに対し二学期制への移行は、市町村教委が主導して実施に踏み切るものであって、これまで余り見られなかった動きであります。その意味でまさに地方分権を目指す時代にふさわしい動きであると思います。例えば静岡市、京都市、高松市、宮崎、仙台、多くの自治体が、今二学期制への移行を見せております。その先端を自主的に切ったのが、仙台市でございます。二〇〇二年から二学期制の導入に踏み切っております。また金沢市では、二〇〇四年からの実施に向けて準備を進めています。

まず、二学期制とはどういう制度なのか、教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

一般的に学校は、夏休み、冬休み、春休みを境にしまして一学期、二学期、三学期というような三学期制をとっておりますが、二学期制とは、一年間を一学期と二学期、または前期、後期の二つの学期に分ける制度のことです。二学期制につきましては、長期休業については従来どおり行い、例えば夏休みを何日間か減らして、その分をほかの秋休み等に振り分けるということがございます。

仙台市の例でありますと、学期を一学期、二学期の二つに分けまして、四月一日から十月の第二月曜日までを一学期、十月の第二月曜日の翌日から三月三十一日までを二学期としております。その間、四月一日から七日までを学年初め休業日、七月二十一日から八月二十五日までを夏期休業日、十月の第二月曜日の翌日及び翌々日を秋期休業日、十二月二十四日から一月七日までを冬期休業日、そして三月二十五日から同三月三十一日までを学年末休業日というふうに行っているようであります。

○十一番（松川峰生君） やはり三学期制から二学期制にするためには、それなりのいろんな理由があったと思われまます。ちなみに隣の宮崎市教委では、絶対評価の導入で教師はより確かな目が必要とされ、長期的に児童・生徒を見ることが出来る二学期制でそれが可能になる利点を上げていますと言っています。本来、なぜ二学期制が今この時期になつてうたわれてきたのかという点につきまして、課長の方でわかる範囲で、なぜ二学期制が今言われているのか、そここのところをお答えいただければと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

二学期制導入に当たりまして実施している市町村について調べてみましたところ、メリットだと思いますが、メリットには次のようなことが言われております。四点にわたって説明をさせていただきます。

まず一点目ですが、学期が長くなることで時間的・精神的にゆとりのある教育活動を展開することができる。落ちついた雰囲気基礎・基本の確実な定着を図り、発展的な学習を視野に入れた指導計画が立てやすくなる。二点目ですが、始業式、終業式、定期考査、通知表の作成などの回数を減らすことができ、その分授業時数を確保することができる。千葉市の例であります。年間、これをやりますと二十五時間から三十時間授業時数がふえたというふうに聞いております。三点目でございますが、夏期休業、冬期休業の直前まで落ちついた雰囲気授業ができる。四点目は、長期休業期間中に指導内容の確認と評価資料の整理をする時間的な余裕が生まれて、長期休業の指導に生かすことができる、ということが言われております。

○十一番（松川峰生君） 私は、この二学期制の導入につきましては、ゆとり教育という中で大きく影響したのが、やっぱり今までと違った授業の時間数の減少ではないかな、そう思われます。例えば先ほど二十九番議員さんからも言われましたように、ゆとりが優先して、では、別府市の学力はどうなのかという問題も聞かせていただきました。それを踏まえて、今答弁の中で、やはり授業時間の問題も大きく影響しているのではないかな。今、課長の答弁の中で、千葉市の例では年間二十五時間から三十時間。時間だけが学力の低下ではないにしても、やはり大きな要因の一つになるのではないかな。やはり一番には、二十九番議員さんも言われましたけれども、先生の資質の向上、子供に対する愛情、それから指導の仕方等もあるかもわかりません。それを踏まえて、やはりそれだけ大きな理由があります。ゆとりの中での授業をやっていくという中で、今メリットという点で上げていただきましたけれども、では次に、デメリットはどういうものがありますか。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

デメリットといたしましては、まず通知表の発行回数減ること、児童・生徒の学習意欲の低下や方向性が見失われるのではないかな、保護者にとって評価情報を得る機会が減ることへの不安がある。学期が長期休暇で遮断されて、学習の連続性がなくなるのではないかな。長期休暇前後には、いずれにしましても休み中の過ごし方など指導が必要であるし、休み明けの指導等、時間をやはりとられるということ。さらに、中学校では定期考査の回数を減らすことがよいとは一概に言えない。秋休みを新たに設定すれば、夏期または冬期休業日を減らしますから、猛暑のとき、または厳寒のときに、そういう厳しい気候のときに授業をすることにもなるというようなことが、デメリットとして言われております。

○十一番（松川峰生君） 確かにまだ始まったばかりで、どちらがいいのかということは、

私自身もわかりません。ちなみに県立青山高校も、本年度から学校二学期制になるようです。先般、先生にお話しする機会がありましてお聞きしましたら、「先生の答えはどうか」という質問に対して、「やってみなければわかりません」というお答えをいただきました。確かにそのようですけれども、まず、では、この流れの中で本市は果たしてこの二学期制について検討したことがあるのかどうか、その点についてお伺いしたいと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

教育委員会が主催しております会議の中で話題になったことはございますが、では、教育委員会としてそれを導入するかどうかというところまでは検討いたしておりません。

○十一番（松川峰生君） 例えば、すでに取り組んでいる仙台市等からはこのように。子供たちにとって学校生活にゆとりが生まれ、学習面では一人一人にきめ細かな指導が可能であることから、基礎・基本の一層の定着を図ることができるなど、その効果が報告されています。また、秋田市教委が心の教育推進を目的に行った調査結果では、二学期制が児童・生徒の心身のゆとりにつながるものとして、多くの教職員が肯定的にとらえていることが報告されています。さらに、教職員にとっても、長期休業前後に子供とじっくり触れ合う時間が生み出されることなどにより、ゆとりの中で学習指導や生徒指導の充実を図ることができるものと受けとめられると議会で発言しております。

そこで、検討したことがないということなのですが、それはどうしてでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） すでに実施しております市町村等につきまして、二学期制のメリット、デメリットの両方をこちらが考えられておりますので、単に導入するだけでは、その十分な効果は期待できないのではないかとということで、今研究をしているところでございます。

○十一番（松川峰生君） 「善は急げ」ということがあります。日出町もいよいよ今年度から二学期制を導入。その経緯につきましては、新聞等で時期が尚早ではないかということも読まさせていただきましたけれども、やはり検討を絶対にやるべきだと思います。する、せんは別にしても、少なくとも……。ここに仙台の教育委員会教育長阿部さんという方が、こういう日経新聞に談話を載せております。「二学期制の導入、着実な効果。戦後最大の教育改革とも言われた平成十四年度からの完全学校週五日制及び新しい学習指導要綱の全面実施から早二年になります。その中で最大の取り組みは、全国に先駆けて全市立小・中・高一斉に二学期制を導入したことにあります。子供たちに時間的・精神的なゆとりの中で生きる力をはぐくむ教育活動の展開を主眼として二学期制度の導入は、各学校の行事のあり方や時間の工夫など、これまでいろんな取り組みを一つ一つじっくりと検証し、そのあり方を再度検討し見直す必要がありました。導入から二年余り経過いたしましたが、各学校での真摯な取り組みにより、その成果は着実にあらわれているものと感じておりま

す」と教育長さんの談話を載せています。

ぜひこの二学期制、避けては通れない制度だと思います、教育委員会も早急にこの二学期制についての、また導入について検討していただきたい、このことをお願いして、この項の質問は終わります。

次に、学校評価につきまして、質問をさせていただきます。

この学校評価を推進する都道府県や学校が、やっぱりふえています。学校教育法施行令の一部改正により学校評議員の導入や学校の自己評価とその結果の公表を努力規定に設けた小・中学校の学校施設基準などの制定が背景にあります。評価者は教職員、児童・生徒、保護者、また地域の人まで今広がっております。開かれた学校づくりを推進している学校では、それぞれの学校で特色ある取り組みが行われていると思われませんが、その取り組みについて地域や保護者への情報公開はどのように進められているのか、また教育目標と学校経営の考え方を教育委員会としては、各学校が特色ある学校運営と方針について、校長に対し外部評価をどのように実施しているのか、お答えください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

学校では、評価項目を設定いたしまして、保護者に向けてアンケート調査をしたり、PTA参観日などで保護者の意見や要望を聞いたりして、学校に対する外部評価を、十分とは言えませんが取り入れている学校もございます。

議員御指摘の外部評価の実施は、保護者や地域の人々に学校の考えや教育状況について率直に伝えたり、保護者や地域の方々の意見も十分聞いたりして、学校がその保護者や地域住民等の信頼にこたえる上で大変大切なことであると考えております。

本年度、外部評価を実施した学校は、小学校では六校、中学校では四校ありまして、全体の四〇％となっております。また評価項目といたしましては、例えば学校の教育目標についての理解度、「学校の教育目標が伝わっておりますか」とか、そういうこととか、学校行事についての感想、また参観日の授業についての感想や、子供の姿についてどのように感じたか、そういうものがございました。成果としましては、そういう外部評価をやっている学校は、次年度の取り組みの参考にしたり改善点の明確化、そして教職員の共通理解の推進などに生かされているという報告もなされております。

教育委員会といたしましては、校長会などを通じて外部評価により客観的な評価を行い、その結果を公表したり保護者や地域の方々の意見などを積極的に取り入れて学校改善に生かしたりするよう、校長会で何度も指導いたしておりますし、今後も指導していきたいと考えております。また、そのことが学校の説明責任にも通じていくものと考えております。

○十一番（松川峰生君） アンケート、その内容については、それぞれの学校でやっていますけれども、そういうアンケートの中身については、教育委員会は把握していますか。いや、もう学校に任せている。いや、教育委員会には来ていない。そこだけ一点。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

外部評価につきまして、実施しているかどうかという調査はしておりますが、詳細にそれを提出はさせておりません。

○十一番（松川峰生君） もしそれが迷惑でなければ、ぜひ、どの学校がどのようなことをやっているのかということも教育委員会は把握するべきであろうと思います。先ほど答弁の中で何度もこの学校評価について、「学校に校長会を通じてお願いしている」という割には、四〇%はちょっと寂しいな、そのような気がいたします。特に、例えば東京都八王子市では、三十七中学のうちの九割以上で外部評価の実態について報告されています。つまり九割以上が外部評価をやっているということです。平成十四年度実施の調査では、設問により回答は異なりますが、外部評価の実施方法は複数回で、質問紙を配布したのは九割のうちの三十校、約九一%の人がやっております。聞き取り調査でも七校、二一・二%、評価者としては保護者が八割以上、生徒で七割、学校運営連絡協議会、学校評議員とはちょっと違うのかなと思いますが、詳しく私も、勉強不足でわかりません、これで六割を超えています。保護者の質問項目が一番多い学校で、ここがなかなかユニークだと思うのですが、項目数で一番多い学校は四十二項目、少ない学校で五項目という報告がされています。中身についてはまた、たくさんありますので。評価の結果、九割以上が公表されていますけれども、今、本市のこの外部評価の中身についてはどこまで公表されているのか。例えば保護者だけなのか、いやいや地域の方、先生だけなのか。そのところ、もしわかれば教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） 評価につきましては、保護者に学校だより等で知らせている範疇にとどまっているのでは……、これは確かではございませんが、そのように把握しております。

○十一番（松川峰生君） せっかくですから、どこまでというのはなかなか難しいかわかりませんが、多くの人に、地域の方たちにも見てもらうことも大事ではないかな。やはりこういうものをきちっと見せると、先生方も緊張すると思うのです。やはり私たちもそうですけれども、市民の目線、皆さんもそうだと思うのです。外部の目。今までは学校は開かれたと言っていますけれども、なかなか外部から目の届かないところがたくさんあります。皆さんもそうですけれども、参観日だって子供の授業は見ても、次のPTA会合なんて、みんなぱっと保護者の方は帰ります。授業を見て、もう帰りますから、学校のことにはわかりません。そこで先生とお話しする機会なんかほとんどないのですね、せいぜい家庭訪問のとき。そういう面を考えると、やはりこういうことを通じて学校も緊張感を持ってもらう。そのための外部評価を生かすべきであろう、そう思います。

次に、評価の内容については、約半数の学校が教育課程の編成の参考にしていますという報告がされています。教職員の意識改革にも役立っているという回答も多かったと報告

をされております。また、ここが大事なのですけれども、全日本中学校校長会教育研究部では、このほど全国の中学校現場での外部評価に関する実態調査報告をまとめております。その内容は、これは別府と同じようなのですが、四割の学校は外部評価制度をすでに導入していると回答しています。検討中が四割、つまり八割がもう外部評価をやるということですね。導入の六割以上が、すべての保護者に評価を依頼しています。すべての生徒を評価者としている学校も、三割以上あります。調査は昨年八月、各都道府県から三校ずつ抽出して実施、百三十一校から回答を得ました。回答率が九三%、なかなかいいと思います。外部評価を導入していると答えた学校では、全保護者に評価を依頼している割合が最も多く約七割、学校評議員が五割、全生徒に依頼している学校も約四割。ここからが少し大事だと思いますけれども、評価する内容。特色ある教育活動、これがもう九六・三%です。生徒の生活態度、保護者はなかなか学校の中では見られません、八九・五%。教育目標八二・五%、また授業内容、評価方法は六三%、教職員の指導力、約六〇%が出ております。この評価の活用で最も多いのが、意識啓発資料に利用、約九割です。また教育課程編成に反映、約八割、指導内容・方法改善に五一%。一方、評価結果を公表する相手、やっぱり先生方がずば抜けて約九割ですね。全保護者が六五%、学校評議員が五三%、一般住民への公表が約二〇%、中には公表しないというのが一〇%報告されています。

このようにこの学校評価につきましては、今までは学校の中でいろんな取り組みをしてきたと思います。これからは保護者や地域の方たちの意見も入れながら、学校は一つの地域のシンボルであります。その評価制度をぜひ入れて、それがその学校にとって特色づくりの一環として、またはそれを生かせるよう教育委員会の方から、先ほど四割とありましたけれども、全校でこれが指導されるようお願いして、この項の質問を終わります。

次に、ADHDについて質問をさせていただきます。

これはどのようなものか、まずこのADHDについてお答えください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

ADHDとは、注意欠陥多動性障害と言われるものでありまして、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力の不足、また衝動性や多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業に支障を来すと言われております。一般的に七歳以前にあらわれ、その症状が継続し、原因といたしましては、中枢神経に何らかの要因による機能不全があると推定されております。これらの児童・生徒は、知的発達のおくれがないことから、通常の学級に在籍していることが一般的であります。しかしながら、多動性・衝動性や人との関係をつくる力の不足、こだわり等の症状から、学習面や生活面で困難を示す場合もございます。文部科学省の調査によりますと、数%の児童・生徒がこのような症状を示しているのではないかと報告もされております。

○十一番（松川峰生君） 注意欠陥多動性障害ということで、私たちも思い出しますと、

小さなときに先生によく、親に、落ちつきがないと。今ではこのように落ちつきのある成人になりました。その中で、このADHD、注意欠落ということは、入ったときに、やはり子供さんたちはあります。ただ、だんだん学期が進むと落ちついてきてそういう授業に、一部、さっき言われました何%の子供さんになかなか……。だけれども、小さいときにそうあっても、大きくなって同窓会に来たときに、昔、私たちも記憶していますけれども、あの子が立派になって、話さなかった子供がどんどん積極的に話す。まあ、私みたいなものですね、そのような気がいたします。このADHDの原因はまだ不明であります。少なくとも育て方や食事が原因ではないと、ドクター榊原が――これは小児科のお医者様でございます――たぶん脳内での神経伝達物質の働きが過不足であるために、特に年少期に示されているというふうに答えております。

そこで、こういうお子様を先生方も指導するのに大変だと思いますけれども、今実際にこのような生徒にどのように対応しているのか、あるいは指導しているのか、ここをお答えください。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

別府市内の小・中学校におきましても、このような症状から、特別な対応を必要とするお子さんが在籍するクラスがあるのが現状でございます。これらの症状を示す児童・生徒の対応につきましては、その子供を十分理解するということはもとより、一人一人に応じた個別の指導計画を立てまして、それに基づく指導に努めているところであります。具体的には、障害児学級に在籍しているそういうお子さんにつきましては、障害児学級の担任がその子に応じた指導を行っております。また、障害児学級ではなくて通常の学級に在籍している子供さんにつきましては、県が配置しております緊急雇用の方、その方がそばにつき添って指導に当たったり、そのような方の配置がされていない学校につきましては、学校全体で教員が空き時間等スケジュールを調整しまして、その子の横につき添っている、そういう状況であります。

○十一番（松川峰生君） データ的なのですけれども、ADHDにかかる小さなお子様の割合、どちらかといいますと四対一から七対一で男のお子さんが多いように報告されております。ただ難しいのは、例えばアメリカでは全く異なって、最近教師を対象にしてADHDについて話す機会がありますが、これはドクター榊原が書いております。最後の質疑応答で、「もし自分が担任する子供にADHDによると思われる症状があったら、教師としてどうすればいいのか」という質問です。アメリカでは、「即座に親に、子供がADHDである可能性があることを告げ、専門家に診断してもらうよう助言してください」という答えが返ってくるそうです。日本では、なかなかアメリカと事情が違ってきます。日本ではそうはいきません。学級崩壊、いじめ、不登校、校内暴力といった問題で、子供の扱いやしつけの責任の所在について、保護者と教師の間に微妙な不協和音が響いている今

日、「おたくのお子さんはADHDである可能性があります」と不用意に告げれば、ADHDの子供のケアで最も重要な親と教師の連帯を最初から断ち切ることにつながりかねませんという報告がなされておりますけれども、実際に本市におきまして六・三%ぐらいあるのではないかなというお答えですけれども、こういうお子様の対応についてはどのようになっていますか。例えば今私が話しましたように、初めから親の方から言うてくるのか。いやいや、授業中に先生がそれを感じて相談して、そういう形を認識させるのか。もしわかれば教えてください。

○学校教育課長（利光弘文君） 教師の方からADHDという、そういう病名と言っているのかわかりませんが、そういうことをつけることはできませんし、仮にその親御さんの方が専門医の方にそういう診断をされたといたしましても、その保護者の方の考え方で普通学級に入れるとか、そこを判断していただいている状況です。そういうことであります。

○十一番（松川峰生君） ぜひ、この先生方も大変と思いますけれども、二十一世紀を担う子供たちのためですから、しっかりと子供たちが将来普通の生活ができるように、また教育、指導していただければありがたいと思います。これで、この項の質問を終わります。

次に、学校の危機管理についてお尋ねいたします。

今、大変な状況で、きょうも新聞に、今から七年前のいろんな事件の方が仮釈放ということで載っておりました。特に二〇〇一年六月八日、大阪府池田市の大阪教育大学附属小学校、例の大きな問題ですね。女子生徒七名、男子一名、計八名、教師二名、合計十三名に重症を負わせた。この事件が発生したことにより、それまでの「学校は絶対に安全」という安全神話が、もろくも崩壊したと私は思います。それにしても、凶器を所持した男が堂々と校門を通り抜けて教室に入室できたということは、池田小学校に限らず日本の大半の学校は、欧米諸国の学校と異なり、だれでもいい意味で自由に侵入できる、入れる弱点があることが証明されました。その上、教師が廊下ですれ違った際、「怪しい男」と疑って声をかけていたならば、悲惨な事件は未然に防げたのではないかなと、後からそういう報道もなされておりました。この事件が起きる以前は、一般的に「学校は安全である」という神話がありました。その背景には、地震や災害が起きた場合の避難先が学校と決められていることから、学校は安全な場所というイメージが強いようでございます。また、「学校は安全な場所」と認識されており、凶悪犯罪など絶対に起こるはずがないと考えられていました。しかしながら、こうした安全神話はもろくも崩壊してしまっているのであります。池田小学校の事件が起きる前までの学校の安全対策は、どちらかといえば、皆さんもお気づきだと思いますが、気休め的な対策、心理作戦が主流でありました。例えば学校の正門の前に、「御用のない方は学校に入らないでください。御用のある方は事務所に連絡をしてください」という立て看板があります。犯罪者が学校に入るときに、許可をもら

って入るなんか聞いたことありません。それを考えますと、これはもう先ほども申し上げましたように、心理的なものかなというふうに思います。このようにして今、対策についてはどのような取り組みをなさっているのか、その点についてお聞かせください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

看板であるとか。立札であるとか、そういうものは、今、議員さんが余り効果がないのではないかという御指摘ですが、今一番学校で危機管理として取り組んでいることにつきましては、不審者の侵入に対する避難訓練等に力を入れているところでございます。

○十一番（松川峰生君） 避難訓練等は、もうこれは常識範囲内で、今はそういう時代ではありません。もっと厳しい。人のとうとい。本市ではありませんけれども、新聞にしょっちゅう載っています。そういうことが起こらないためには日常から、例えば危機管理委員会、これは警察の方、例えば本市なら消防署の方とか、あるいは地域の方、先生を含めてそういう管理委員会を設けているのかどうか。その辺のところをお答えいただければと思います。

○学校教育課長（利光弘文君） 避難訓練等のときにつきましては、警察の方とか関係機関の方においでいただいておりますけれども、日常的に危機管理委員会等は設置していないというふうに把握しております。

○十一番（松川峰生君） それでは、警察等の連絡はどのようになっていますか。

○学校教育課長（利光弘文君） 避難訓練等のときに警察の方に指導していただくこともございますし、危機管理マニュアルの中に警察との連絡方法、そういうことも入っております。また、そういう警察の方を招いての講演、そういうことも行っております。また、不審者の侵入ということにかかわらず、その校区で何かあったときには警察と連携をとって、その解決に向けて努力をしております。

○十一番（松川峰生君） やはり児童や生徒に凶悪犯罪から守るチェックリスト等もつくるべきだと思います。ちなみに例えばどういうものかといえば、見知らぬ人が何かで自分に助けを求めてきても、それに決して応じないこと。そのような場合、子供は手助けをする立場ではない。これは例えば大人から「助けてください」、「道を教えてください」、そういうことで誘拐等があります。例えば二〇〇二年二月に二十九歳の会社役員が、愛知県豊川市内の自宅で――記憶にあると思いますが――遊んでいた小学校六年生の女の子に、「体育館を教えてほしい」とうそをつき、これは乗用車に乗せています。そういうことも含めながら、例えば自宅のチャイムが鳴ってもだれであるかを尋ねるとか、そういうこともぜひ学校の中で教えてあげる。家ではなかなか。本来家庭でやるべきですけれども、今、お父さん、お母さんも共稼ぎで働くことが多いのですね。そういう時間があればいいのですけれども、なかなかそこまで手が回らないということも聞いた記憶がございます。ぜひ子供たちが学校内においても通学時においても、特に女の子はできるだけ集団登校とか、

一人で帰らないように、こういうことも指導すべきではないか、そう思います。

また、きょうの新聞に出ていました。「防犯ブザーつきランドセル」というのがきょう載っていました。それから「子供向け防犯ブザー、かわいくても撃退機能充実」ということもあります。参考までに、きょう出ていましたので、ぜひ子供たちのそういう危険から守るために、私たち大人はみんなで力を合わせて、ないように。特に学校の先生の指導が大事です。教育委員会を通じてしっかりと指導してあげていただきたいことを要望して、この項の質問を終わります。

次に成人式……、ごめんなさい、一点だけ。課長、すみません、追加質問一点だけ。今、警察等のいろんな防犯訓練の中で、先生方がよく机を持って退避とかいうのがあると思うのですね。先般、ある記事、新聞で刺股というのですか、あれを常備している学校があるというのをテレビで見ましたけれども、それはどうなのですか。例えば女の先生が多いので、机を上げて対抗するなんかいっても大変だと思うのですね、相手は男性だから。あれだったら距離もあるし、昔、銭形平次等でも――テレビで見ますけれども――出ているやつ。あれ、どうですか。

○学校教育課長（利光弘文君） 刺股という前が分かれた道具であります、教育委員会の中でも、あれで対応できるかな、どうかなという話もいたしました。各学校では、木刀とか竹の棒を置いている学校もあるようですが、その刺股につきましては、校長会でもちょっと話題にしてみまして、必要かどうか、そういうことをお聞きして、今後教育委員会の中で検討してみたいと思っております。

○十一番（松川峰生君） 当然、子供たちにそういう訓練をすることも大事ですけれども、やはり最後は先生が立ち向かわなくてははいけないと思います。女性の先生が多いので、先生にも事故があったら悪いので、しっかりと。こういうものがもし必要であれば配布すべきだ、そのように思っております。教育次長、そのときは予算がありますか。（笑声）

○教育総務課長（杉田 浩君） 学校が必要とあれば、検討してみたいと考えております。

○十一番（松川峰生君） 課長、今、次長の方から必要であれば用意するという力強いお言葉をいただきましたので、間違ってもほかのものではなく、刺股を用意していただきたい、そのように思って、ここの質問を終わります。

次に、成人式のあり方についてお尋ねしたいと思います。

私もことしで、一回だけお休みをさせていただきましたけれども、成人式に毎年御案内をいただいて参加させていただいております。別府市の成人式、教育委員会の皆さんのいろんな準備等で問題なくスムーズに流れていると思うのですけれども、ぼちぼち見直す時期ではないかな。その部分につきましては、昨年一回爆竹が鳴りました。ことしは鳴らなかったです、大変よかったです。いつもひやひやしています。先般、静岡の伊東市の成人式、もう何回も取り上げられますけれども、十名程度の新成人が、式典中に市長さんの祝辞の

ときに暴言あるいは物を投げる。後ろの、あれは垂れ幕と言うのですかね、飾ってあるやつを引き取る。いろんなことがありまして、市長に謝罪をしたのですけれども、やはりメール等で「これは刑事告発するべきだ」というような記事も載っておりました。やはり私は、この成人式というものは、権利を求める場でもあるとともに、責任を持たせる場でもある、そう思っております。それも教えるべきではなからうかな。

そこで、この成人式のあり方、見ますと、四回出ましたけれども、ほとんど毎年変わりません。これは私も含めて、まず四十五分のうちの二十分以上は来賓紹介です。私は、これを廃止すべきではないかな、そう思います。ぜひごあいさつの、それからもう一部は市長さん、来賓一人は仕方がないにしても、まずは来賓の紹介、それと電報。今回も四件ありました。中身は皆一緒。卒業式に出たらわかるけれども、電報は後ろの壁に掲示いたしております。ということで、ああいう、来たときには後ろの掲示、そのように言ってもらえばいいのです。それから、来賓の人には、もし失礼があったらいけませんので、来る方は、こういうふうにも名簿をつくって、お土産の袋があると思うのですね、あの中に入れてあげます。それにかえるということで検討してもらいたいと思いますけれども、この点についていかがですか。

それともう一点。私は、その紹介する時間があれば、例えば将来成人式を迎えるかわいい小学生、例えば十歳の子供。これから十年たった私たちも成人式になります。かわいい子供の意見、あるいは幼児の遊戯、それから先生、恩師に来てもらって、昔の懐かしい話等をしてもらった方が、来ている子供さんたちも懐かしく、また有意義な成人式になるのではないかなと思いますけれども、教育委員会の考えはいかがですか。

○生涯学習課長（入田勝人君） お答えいたします。

御提言の祝電は、ホール等に掲示する、また来賓紹介は省略し名簿にかえると、この二点のことと思いますが、このことにつきましては、十二分に内部で検討させていただきたい、このように考えております。

また、これにより短縮されるであろう時間の活用についても、現在の成人式を基本に据えながらも新成人のための成人式を念頭に置いて御提言の内容を考慮し、成人式のあり方について検討を重ねてまいりたい、このように思います。

○十一番（松川峰生君） 十分ではなくて「二十分」ぐらい検討してください。（笑声）ぜひ、すばらしい内容を期待いたしております。もし私、ことしと一緒に、来年の成人式は欠席いたします。（笑声）これを踏まえて、この質問をさせていただきました。本市にとって何もなかったありがたいことの中の一つではなからうかな、僕自身はそう思います。ぜひ来年の成人式、今、課長の答弁の中で、すきっとした成人式を期待いたしておりますので、どうぞよろしく願います。では、この項の質問はこれで終わります。

次に、先般の議案質疑の中でも、うちの野口議員から一部、議案がどうか分かりません

けれども、質問が出ました。その中で実相寺サッカー場使用の駐車マナーについて。

私は地元ですから、この議会に来るときは毎日あそこを通って来ます。もう大会があったら大変です。もし議員でなかったらと思うこともたくさんあります。やっぱりよければいかんから……。 (発言する者あり) ああ、そうですか、ありがとうございます。あの駐車、何とかならないかという要望は、もう前から言っております。特に大会の会場を貸すときに、そういう何か、要綱、例えば「とめてはいけません」。指導はしていると思うのですけれども、そういうふうにあそこを何とか駐車禁止とか、その辺を含めて教育委員会の方で考えはございませんか。

○スポーツ振興課長(二宮 司君) お答えいたします。

大会主催者に道路に駐車しないよう指導しておりますけれども、大会参加者や役員等、周知徹底ができる部分と把握ができてにくい応援者等、周知徹底ができてにくい部分もあり、道路駐車が後を絶たず、付近住民の皆様に変御迷惑をおかけしていることも事実でございます。

そこで、別府警察署に当該道路を駐車禁止にさせていただくのも解決策の一つと考え、先日、警察署の担当者に申し入れをいたしました。別府警察署からは、以前から一〇番通報が出ており、今後、事前調査をし、駐車禁止措置についての県警のヒアリングに上申をするという約束を先般いただきました。当該道路が駐車禁止になるまで、大会主催者にさらに厳重に注意・指導してまいりたいと考えております。

○十一番(松川峰生君) ありがとうございます、わざわざ忙しい中、警察署に行ってくださいまして。これは管轄が警察署ということで時間がかかるかわかりませんが、警察の方も、今御答弁の中でヒアリングして話をするという答弁をいただきました。いよいよ――議案の質疑のときでもありましたけれども――球場の工事とか始まると思うのですね。もしそのときに大会と重なったら、あの大きいダンプカーがとてもではないけれども通れないのですね。できるだけ早くあそこを(発言する者あり)そういう面もあると思うのですね。今一部……(発言する者あり)ぜひ早くこれをまた警察の方に申し出てくださいたいと思います。

それから、あそこに今回振興センターの事務所が、こちらの、変わりましたね。何と云うのかな、あれ、防災何とかに。振興センターさんの方にも、忙しいけれども見回り等のお願いなんかしてもらったらどうかなと思うのですけれども、そういうお願いはできますか。どうですか。

○スポーツ振興課長(二宮 司君) お答えいたします。

管理を委託しております総合振興センターの方にもお願いをしております。管理棟におります管理人が不定期に見回りをいたしまして、注意をしているところでございます。今後、もう少し徹底をしていきたいと考えております。

○十一番（松川峰生君） 今まで私が経験した中で一番大変だったのは、あそこに野球の大会があって、サッカーの大会があって、すべてのこちらの上の余りよくないグラウンドのサッカー、芝生の方はいいのですけれども、重なったときは大変です。そのときは駐車場も実はいっぱいだったので、一概に入れなかったかなと思うのですけれども、そういうようなところも配慮していただきまして、一日も早くあそこの解消をお願いして、この項の質問を終わります。

次に、ペイオフについてお尋ねしたいと思います。

いよいよ来年の四月、普通預金も含めてすべての預金が一千万円以上、ペイオフにかかります。まず、この件につきまして、預金の委託先、委託額は現在どのようになっているのかお聞かせください。

○会計課長（宮田博仁君） お答えいたします。

平成十五年の当初基金預託額でございますが、A社四十四億八千八百万円、率にしまして四七・三九％、B社三十七億五千八百万円、三九・六八％、C社六億六千七百万円、七・〇四％、D社五億五千万円、五・八一％、E社七百万円、〇・〇八％となっております。

○十一番（松川峰生君） 総額で約九十五億ということなのですが、見ますと、A社からE社、ものすごい開きがあります。この委託額について、違いはどこにあるのか、これをお答えください。

○会計課長（宮田博仁君） お答えいたします。

預託につきましては、基金の安全性を最優先しております。万一金融機関が破綻しましても、市が市中金融機関から借り入れています縁故債と相殺できるようにしております。縁故債は、利率の低い金融機関から借り入れますので、借入先、借入額に差が生じてきません。その結果、相殺できる基金の預託額にも差が生じてくるわけでありませう。

次に、平成十四年三月に制定しました別府市公金の管理及び運用基準の第九条公金の運用基準により運用しております。また、利率につきましても考慮しております。したがって、縁故債の借入額が多い金融機関、また安全性を見きわめます一つの基準としまして、自己資本比率が八％以上の金融機関で、かつ利率の高いところなどが預託額が多くなるわけでございます。

○十一番（松川峰生君） この自己資金比率八％、これはとても大事なことだと思います。ところで本市の委託先、自己資本比率、一番高いところと低いところはどのくらいありますか。

○会計課長（宮田博仁君） お答えいたします。

十五年の九月中間決算で……（発言する者あり）

○十一番（松川峰生君） 後で結構です、教えてください。恐らく本市の委託先、八％以下のところはないと思います。その上は、私のわかる限りあると思いますので。

次に、この公金をどのように安全に運用するかということが大事なことだと思いますが、今ペイオフ対策としてどのような取り組みをしていますか。

○会計課長（宮田博仁君） お答えいたします。

ペイオフ対策としまして、平成十四年三月に別府市公金の管理及び運用基準の制定と、別府市公金管理運用委員会の設置をいたしました。運用基準の特徴といたしまして、一点目は、自己資本比率を四段階に区分して運用しております。二点目は、金融機関より経営状況報告書を年二回提出させ、短期サイクルで経営状況を分析しています。三点目は、監督官庁の動向を見るため、同検査報告書を提出させております。

○十一番（松川峰生君） まず、自己資本比率を四段階に区分して適用しているということがありました。この四段階についてもしわかればお答えと、ディスクロージャーは、今年に何回提出させていますか。わかる方を教えてください。

○会計課長（宮田博仁君） 金融機関の自己資本比率を四段階に分類しておりますが、第一段階は八%以上、第二段階が六%から八%未満、第三段階が四%から六%未満、四段階が四%未満となっております。

ディスクロージャー紙につきましては、三月期の決算が終わってから会計課の方に提出してもらっております。

○十一番（松川峰生君） 以前、一般質問でこれを質問したときに、当時の次長さんが、年に二回ディスクロージャーを提出させていただいていますという答弁がありました。もしできるのであればこの回数、一回なら二回にふやしていただきまして、現状が、各銀行がどうなっているのかということ把握することも安全の一つの方法だと、そう思います。それから、もしよければ毎月出してもらうのが一番いいのですが、なかなか銀行もそうはいかないと思います。ぜひこれを踏まえて検討していただきたいと思います。

この項の質問の最後に、全面解禁に向けて今後の対策、簡単に。

それから、最後に収入役さん、今回収入役になられまして一年間、そこに座っておられます。毎日御苦労さまでございます。ぜひ答弁の名人として最後に一括して収入役さんのすばらしい答弁を総括してお願いしたいと思います。では、課長からよろしく。

○会計課長（宮田博仁君） お答えいたします。

先ほどの質問に関連することですが、報告書は年二回提出してもらっております。

それから、ペイオフ全面解禁に向け、今後の対策についてお答えいたします。

平成十四年十二月に金融法が改正されまして、平成十七年四月以降は、決済用預金に該当するものは全面保護、それ以外の預金につきましては、各金融機関ごとに預金者一人当たり元本一千万円までと、その利息が保護されるようになっております。全面保護されず決済用預金とは、無利息、要求払い、決済サービスを提供することの三条件を満たすものとなっております。現在の普通預金を無利息にしたものと考えていただければよろしい

わけでございます。

金融機関は、十七年四月実施に向け作業に入っているところでございます。したがって、基金につきましては、まず市内金融機関から借り入れをしております縁故債との相殺を考えております。次に歳計現金や基金の相殺額を超えるものにつきましては、別府市公金の管理及び運用基準により運用いたします。また、普通預金で預託しているものにつきましては、新しくできます決済用預金は全額保護されますので、それに預託替えをいたします。

これらのことを踏まえまして、会計課としましては、金融機関が提供及び開示する情報並びに新聞、放送、その他第三者の情報を常に把握し、金融に関する自己研さんを重ね、公金の安全確保に努めてまいりたいと思っております。

○十一番（松川峰生君） 収入役さんの御答弁で私の質問を終わります。今回、すべいきませんでした。特に県ニューライフプラザ、市営温泉、担当の課長さん、今回できませんでしたことをおわびして、最後にびちっと決めていただければと思います。

○収入役（池部 光君） お答えいたします。

十一番議員さんにおかれましては、ペイオフに対しまして、これまでも多方面から御提言・御意見をいただきまして、まことにありがとうございます。

先ほど、課長からるる御説明いたしました。公金の管理運用につきましては、ペイオフの全面解禁によりまして、自己責任の重大さがより大きくなる、このように認識いたしております。ペイオフ対策といたしまして、すでに――先ほどお答えいたしておりますが――公金の管理運営委員会を設置し、公金の管理運用基準を策定いたしまして、公金のみならずからとれる保護方策に取り組んでいるところでございます。今後も各金融機関とも連携をとりながら、さらに議員さんの御指導をいただきますとともに、あらゆる角度から情報を常に把握し、公金の安全かつ確実な運用に努めてまいりたい、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○十一番（松川峰生君） どうもありがとうございました。ぜひ、大事な税金です、よろしく願います。

○二十四番（泉 武弘君） 今回も行財政の改革について、具体的な提言を行いながら、また執行部から具体的な答弁を引き出していきたい、このように考えております。

昨日、国の三位一体改革に伴うところの厳しい国への批判がありましたけれども、もともこの地方交付税、補助金を交付して標準財政規模に伴うところのこぼこを平準化していこうとしたところに、いささかの誤りがある。本来地方は、財政的にも独立して、しかも行政運営も独立するのが本来の地方自治、地方は自分で治める。こういう精神からしますならば、今回の三位一体改革は、まさにこの地方がどのような選択肢で地方を運営していくか、こういうことであろうと思っております。

さて、どこも生き残りをかけて市町村合併を行っているところもあれば、いろいろな行政サービスを民間委託、民営化、さらに行政パートナー、あらゆる形で行政経費を削っていかう、こういう動きがありますけれども、その先頭を走っているのが志木市であり、志木市は、きのうの議案質疑でも触れましたように、向こう二十年間一人の職員も採用しない。高浜市においては、公社をつくって、公社から職員を派遣してもらおう。それによって行政事務を行ってもらおう。どこも生き残りをかけた行政改革が行われている。

当市もまさに胸突き八丁。大綱が出ました。それに伴う今から具体的な推進計画、市では「推進計画」と言っておりますが、私は「実施計画」と言っておりますので、同様という意味でお聞きいたしたいのですが、いよいよ大綱に基づく実施計画を策定しなければならない時期になりました。

そこで、皆さんにお伺いします。読まれた方は読まれた方、読んでない方は読んでないで結構でございますので、これが十二月二十六日、別府市行政改革大綱に関する見直し答申。まず、読まれた方は、後ほど私が質問するかもしれませんので、うそは言わないでください。市長、収入役、助役以下管理職の皆さん、これを読まれた方、手を挙げてください。（挙手する者あり）本当に読んでいるのですか。（笑声）何か挙げたりおろしたりしないでください。どっちなのか。もう一回すみません。どのくらいの方が読んでおられる。（挙手する者あり）はい。

それでは、行政改革の大綱の方ですね、大綱を今度は逆にお読みになった方は何名いらっしゃるか。（挙手する者あり）はい、わかりました。

市長、行財政改革の必要性を議論しながら、さも四回の議会でわかったような顔をして帰るけれども、民間の知識人がこの大綱を示してくれたことすら、読んでいる人が約半数。この大綱に至っては三分の一近くしか読んでない。これが、私と皆さん方との行革に対する温度差なのです。もうちょっと皆さん、真剣になってください。きのうも言ったように、三位一体改革に伴うところの別府市の歳入減が十六年度で二十一億でしょう。この危機を今どう乗り切っていくのか、このことが具体的に求められている。その指針とも言うべき大綱を読んでないというのは、どういうことですか、皆さん方の感覚は。行政改革を何と心得ているのですか。もうちょっと真剣になってください。不愉快だ、あなたたちは。

そこで、具体的に答弁を願います。大綱で示されたものをいよいよ具体的に推進計画をつくらなければいけません。この推進計画をつくる策定の時期ですね、策定の時期はいつごろに目途を置いているのか。

さらに、この推進計画そのものは、進捗率や年次的な数値目標や年次や、さらにこの改革を実施することによるところの税の縮減がどのようになっていくのかということ、市民に広く伝えていかなければいけません。こういう策定計画をいつごろに目途を置いているのか、まずこれから御答弁ください。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えさせていただきます。

現在の進捗状況でございますけれども、職員課さん、それから情報推進課、財政課、企画調整課の四課と関係課の合同ヒアリングを行っております。今その合同ヒアリングが終了しまして、個別のヒアリングに進んでいるということでございます。

推進計画につきましては、今月末――今年度末でございますが――それに策定できるように今努力をしているところでございます。

それから推進計画の内容でございますが、当然実施年度、進捗率、それに伴います効果額等が把握できるものでないともまいということでございます。それから、年度年度でその進捗状況等がわかるもの、これを目指して今作業を進めているところであります。

○二十四番（泉 武弘君） この大綱で示された業務委託等の項を見ますと、かなりの項にわたっている。果たして年度末までに具体的な策定ができるのか。私は、もう一〇〇%と言っていいほどできないのではないかと実は危惧している。ここで見ますと、ごみの収集業務、育苗管理業務、南畑不燃物の処理場、春木苑し尿処理施設、養護老人ホーム扇山、保育所、給食センター、市営住宅管理業務、市営墓地管理業務、その他の施設及び諸事業ということになっていますが、これらを網羅して年度末までに策定計画を出すということが、本当にできるのですか。この中で先発組の保育所は、もうすでに民営化を三園やっています。後ほど議論させていただきます学校給食については、十八年度共同調理場がもうすでに視野の中に入っています。これは相当評価できると思うのですね。ところが、ほかの部分において、育苗管理が十六、十七、十八年度で、十八年度に廃止、ここまでは決定しています。あとの春木苑、さらには市営住宅管理業務、こういうものについて本当にできるのですか、皆さん。できるもできないも、大綱すら読んでないのに進めようがないじゃないか、あなた。何か最初から腰を折られて、何を今まで口角泡を飛ばしながら行革の必要性を論議してきたのだろうか。本当に皆さん方の神経を疑いたくなります。

そこで、もう少し前に進めますと、今回、この行革の推進計画を策定する上で、今、職員課長が中心になってやっています緊急再生財政プラン、それから職員の適正化計画、ITの推進計画、こういうものを一体となって推進しないと、改革効果が享受できないと思う。こういうふうな推進体制に対しては、当該課はどのように考えているのですか。

○企画調整課長（安波照夫君） 御指摘のとおり、計画ができた後の推進体制が非常に重要になるということだろうということです。新年度に行政改革推進室と緊急財政再生本部、これを統合しまして、行財政改革推進室を設置したいというふうに思っております。また、その設置化は、先ほどから御指摘もありますように、国の地方交付税とか補助金体系が非常に不透明な時代であるということ踏まえまして、その設置化は財政課としたいというふうに思っております。

○二十四番（泉 武弘君） 総務部長それから生活環境部長、大綱で示されている、スリ

ムで効率的な行政措置が必要となる。その手段として、組織のフラット化やグループ制の導入が示されている。これに対して二人の部長は、どのような指示を各課にされたのか、具体的に答弁してください。

○総務部長（須田一弘君） お答えいたします。

今回の組織のフラット化の実施につきましては、総務部におきましては、情報推進課の方で試行的に四月から実施するということになっておりますので、このことにつきましては総務部の各課に指示を出しまして、情報推進課だけではなく総務部すべての課においても、やはりそういう心構えでやってもらいたいということで指示をしているところでございます。

○生活環境部長（高橋 徹君） お答えいたします。

フラット化とスタッフ制の導入ということでございますが、私の方が管轄しております各課に対しまして、こういう制度ができるからということで制度内容について説明をし、それぞれの課ごとに取り組んでいける方向性を出してくれという内容で指示をしております。特に課の小さい出張所につきましては、現在ほとんどフラット化し、スタッフ制に近い状態で動いておるといような報告を受けているところでございます。

○二十四番（泉 武弘君） 今、総務部長が言われましたように、すでにフラット化は、情報推進課で試験的に先行しているのですね。それで、情報推進課の皆さん方の御意見を拝聴しますと、フラット化の方が仕事がしやすい面があるということをいみじくも指摘をしています。これはすでに行革大綱で示されていますので、このことについては各職域においてフラット化を、またスタッフ制、こういうものについては大綱で示されていますから、十分な取り組みをしていただくように、この機会にお願いをいたしておきたい。

それから、もう一つは、実施計画の中で振興センターを中心とする第三セクターの問題があります。第三セクターの管理運営について競争原理が導入されてない。これは、昨年通常国会の中で、公の施設の管理運営に対して民間の会社でも管理運営に参加できるというふうな法改正がなされました。これをどう取り扱うかは、今後の肥大している行政組織をどのように縮小するかという中で、大変大きな論点であり視点だと思っておりますが、どのように当該課としては考えておられますか。

○企画調整課長（安波照夫君） お答えいたします。

現在、指定管理者制度の導入の時期についての検討、それから個々の公の施設についての直営か委託かというこの基本方針の決定、第三セクターが将来的に経営努力等によりまして管理維持能力があるのかなというような検討、重要課題の検討、その辺の協議を現在進めているところであります。全国的にもまた大分県下におきましても、第三セクターの経営状況の悪化とか第三セクターの解散とかというような報道がされております。この指定管理者制度の導入は、まさに第三セクターの今後の将来性を残すものと、まさに第三セク

ターをなくすのか残すのかというような判断まで求められるものというふうに認識しております。法改正の経過措置は、最終的には平成十八年九月ということでございますが、行財政改革という観点からも、できるだけ早い時期にこの管理者制度についても導入したいというふうに思っております。

○二十四番（泉 武弘君） 平成十二年度に、振興センター委託料が三億五千万でした。議会のたびに振興センターに対する競争原理を行うべきではないか。十六年度では二億七千万まで委託料が減少しています。これは一定の評価はできていると思っておりますけれども、やはりすべてを見直して競争原理を行う。例えば公園課の公園管理業務。シルバー人材センターが競争入札に参加できるということは、これはもうすでに全国の先進自治体を見ればわかっているわけですが、こういうコストの安いところを参入させる。こういうことによって行政経費を縮減させる具体的な方法というのは、枚挙にいとまがないと思うのです。ただ問題は、皆さんがやる気があるかどうかだ。

いつもこの議論をしていて答弁をいただくのが、企画調整課、財政課。しかし、企画調整が行政改革の方針をこの議場で言う、財政課が財政運営の基本的な方針を答弁する。それは本市全体の方針なのです。皆さん方は、企画が答弁している、財政が答弁しているではなくて、別府市の方針が今示されているのだという認識でこの質疑を聞いていただきたい。これは全庁全域にわたる方針をこの議会で議論し、方向づけを行っているわけです。そのことを念頭に置いて、こういう質疑というのは聞いていただきたい。

さて、同じ上人校区にいながら、教育長に今までぐっと掘り下げた議論をしたことがありません。これでは先輩に対して大変申しわけありませんので、きょうは給食、幼稚園について、コストを公開しながら官がやる業務と民がやる業務との官民の行政経費、またコストの比較をしながら具体的にお尋ねをしていきたいと思っております。

過ぐる議会から幼稚園、学校給食について民間委託、民営化を行うべきではないだろうかということを具体的に例示をしながら質問をしてまいりました。学校給食について、今後どのような行革をやっていこうとしているのか、まずこれから御答弁ください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

教育委員会といたしましては、学校給食運営検討委員会の建議を尊重しまして、共同調理場は調理部門を民間委託の方向に、単独調理場は当分の間現行の方法で行いたいと考えております。

なお、共同調理場につきましては、十六年度に委託に当たったの問題点、委託方法、委託予算等につきまして十分調査研究し、それをもとに十七年度に予算計上をさせていただき、十八年度から実施していく計画にしております。

また単独調理場につきましては、当面正規職員の配置基準、業務内容、例えば正規職員と臨時職員の比率、三期休業中の勤務等を見直すことで効率化を図っていく計画にしてお

ります。

○二十四番（泉 武弘君） 教育長は御答弁いただけませんか。あらゆる税の支出については、地方自治法二条十四項最少の経費で最大の効果を生む、このような行政運営をしなければいけないというのが法の定めである。これは全域に通用し聖域はないというふうに考えていますが、教育についても同じように考えてよろしいですか。

○教育長（山田俊秀君） 議員さん御指摘のとおりだというふうに思っております。

○二十四番（泉 武弘君） 今回、共同調理場が十八年民間委託実施ということに今方針が示されました。そうしますと、単独調理場が残るということになるのですね。共同調理場の正規職員九名、単独がたしか三十六名である。これを見ていきますと、共同調理場の一人当たりの調理数と単独調理場の調理数から見ますと、共同調理場の方が圧倒的に多いのです。調理単価も違う。今回、単独調理場、いわゆる学校に附属した単独の調理場を残そうとするのは、今言った地方自治法二条十四項の最少の経費で最大の効果を生むということから判断すれば、いささか疑念が生じるというふうに考えますが、教育委員会はこの解決策をどのように考えているか、具体的に答弁してください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

単独調理場につきましては、全国各地調べてみますと、公設民営化また調理部門のみを民間委託、また食材購入、運搬業務も含めた委託方法、また給食すべてを民間に任せたりしている市町村、さまざまでございます。

十八年度から実施を予定しております共同調理場の運営方法を十分検証するとともに、建議の中にも付記事項としまして、「社会情勢の変化や本市における園児・児童・生徒数の推移により、今後再度の検討が必要となることが予想される。そのため、建議内容は当分の間とする」となっておりますので、今後、園児・児童・生徒数の推移によりましては、単独調理場も親子方式等を視野に入れながら、十八年度には共同調理場の運営の検証を後半行わなければいけないと考えておりますので、再度検討委員会を立ち上げて検討をしていかなければならないと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 次は、若干具体的に民間委託をした場合にどのように行政経費が縮減できるかということを計算しておりますので、ぜひとも執行部の皆さん方には参考にしていただきたいな、このように思っています。

現在の学校給食単独校の給食調理業務に携わっております方が四十六人、これは正規職員です。正規職員の一人当たりの平均支給額が六百六十万ということになっています。嘱託職員が七名いまして、平均支給額が百四十四万、臨時職員が十九人いて百二万二千元、このようになっています。正規職員に対する嘱託・臨職の比率を見ますと、人件費で見ますとわずか一七・一％の人件費しか払っていません。

そこで、もうちょっと具体的に見ていきますと、職員一人当たりの年間経費を比較して

みますと、これは十四年度決算で計算しています。正規職員が六百六十万八千百三十七円に対して、臨時職員・嘱託職員の平均給与は百十三万五千百三十円。正規職員に対して臨時・嘱託の比率は一七・一八％ということになっています。この正規職員と嘱託職員の民間委託、民間委託ということは、この際には臨職・嘱託にどのくらいの委託をしているかということを考えてみますと、小学校で正規職員が三十七人、臨時職員が十二人ですから、「民間委託率」という言葉をあえて使わせていただくならば、二四・四九％が小学校では委託率になろう、このように思います。共同調理場では正規職員九人、嘱託七人、臨職七人で計十四名、この委託率は何と六〇・八七％。これは私が先ほど言いましたように、一食当たりの給食単価にそのまま反映されています。

そこで、では委託・嘱託化によってどのくらいの税金が縮減できるかということを経営させていただきました。小学校で、今直営にかかる経費を見てみますと、三億三千八百四十九万円がかかっています。これに先ほどの直営、委託のコスト比率の五一・一四％を割りますと、委託によって生み出される小学校の縮減率は、一億六千五百三十八万九千五百三十五円が、この委託によって実は生み出されるということに計算はなります。共同調理場を見てみますと、八千六百三十五万円が直接経費としてかかっていますので、直営、委託の四七・二六％で割りますと、この委託によって生み出される金額は四千五百五十四万ということになろうと思います。このように委託・嘱託化によって小学校と共同調理場に民間の力を借りるということになりまして、二億一千百四十八万円が税として縮減できる。これは、あくまでもコストの計算です。

それでは、嘱託に切りかえてしまった場合どうなるのだろうか。現在の正規職員の年間経費を嘱託の一七・一％で除しますと、二億五千百万円が嘱託化するだけでも税金の縮減が行われる。

なぜ私がこの議場で費用対効果をコストを公開して言っているかといいますと、先ほど学校教育課長が「学校給食に対する建議の中で」と言われました。建議というのは、意見を申しますよということが建議という言葉のようでございますけれども、今回、学校給食について検討委員会に諮問したというふうにお考えかもしれませんが、諮問はしてないのですね。ここに学校給食検討委員会に提議をされた提議書がありますけれども、「直営を原則としながら」ということがただし書きにあるのです。この学校給食について民間との比較、先進地との比較、こういうものはこの検討委員会に何ら示されてないということなのです。そこで私が一番危惧するのは、先ほど言いました二条十四項の最少の経費で最大の効果を生み出すという行政運営を客観的に、また科学的なデータで皆さん方がカバーアップできるのかといったときに、大きな危惧の念を持たざるを得ません。

先ほど学校教育課長が、十八年に検討委員会を再度立ち上げて、この問題についても検討したいという答弁がありました。あえてこの機会には触れませんが、やはり行政を行

うにはコストをまず民間に、納税者に公表する。そして、そのコストに基づいて納税者に選択をしてもらう、こういうことが極めて大事であろうと思っています。

学校給食の問題点は、三期休暇である。春休み、夏休み、冬休み。約五十八日間の勤務が、学校給食調理としてはない。にもかかわらず、給料は払わなければいけない。ここに問題点があります。北小学校の学校給食調理に携わっておられる方から、二年前、夏期休業中の作業計画というのをいただきました。読ませていただきます。「石けんづくり、石けんづくり、石けんづくり、石けんづくり、雑巾縫い、雑巾縫い、パン箱磨き、パン箱磨き、お盆磨き、お盆磨き、お盆磨き、側溝磨き、側溝磨き、床磨き、床磨き、床磨き」。これは大分改善されたとは聞いておりますけれども、そういう作業に、年間六百八十万円も市民は払う意思はないということなのです。最初から二カ月の三期休暇があるということを知りながら、それを是正しない教育長としての責任の方が、また学校管理者としての責任の方が、今問われているということだ。そのことを改善しないことの方が、地方自治法に抵触するのではないかと。地公法の中では第十四条に、「給与、勤務時間、その他の勤務条件が社会一般の情勢に適應するように、随時適当な措置を講じなければいけない」。講じてなかった。ゆえに、こういう勤務実態ができた。やはり本気に教育長考えてください。次長も、学校教育課長も。今までの踏襲で、慣習で行政運営をされる時代ではありません。原価主義に基づいた行政運営が、今まさに求められている。

次に入ります。幼稚園についてはどうですか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

別府市公立幼稚園運営検討委員会の建議を受けまして、幼稚園の運営費の中で特に人件費の占める割合が高いということが言われております。要因としましては、五十歳代が四四・二%と高年齢の職員が多くて、それに伴ってのことです。そのため、今後年齢構成を考えた採用計画、経験者を臨時講師として採用するなど、職員比率につきましては、関係各課と十分協議しながら、地方自治法二条十四項では、「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない」と定めておりますので、コスト面を念頭に入れ考えていきたいと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 幼稚園問題検討委員会に、これも検討委員会をつくって審議している。審議経過の一覧表をいただきました。ここも「直営を基本とする」ということが最初にうたわれているのです。日田市、さきに市長が和解をしてきました日田市。市立の幼稚園は一園もないのです。津久見市は、六園のうちに一園しか市立がない。あとは私立。大分県下、通園率を見ますと、民間七千四百に対して公立が三千七百ぐらい、半分だ。ならば、民間でも幼稚園教育、幼児教育というのはやれるのではないかと、やっているとあるのではないかと。この諮問が、皆さん方にとって一校一園、いわゆる伝統ある

教育体系を保ってきたと言っていますけれども、反面経費のかかることも事実だ。

そこで、今度は幼稚園の費用対コストについてお話しさせていただきます。

現在、幼児教育における保育施設を見ますと、別府市の場合、別府市立幼稚園が十六、私立が七、公立保育所十、私立保育園十六、計四十九園。就学前五歳児の就園率を見ますと、公立保育所が六%、私立保育所が七%、市立幼稚園が六二%、私立幼稚園が二二%という就園率になっています。

これを今度は賃金で見ていきます。賃金で見ていきますと、正規職員の三十六人の平均給与は何と七百八十五万円、このようになっています。臨時講師十六人の年間平均給与は三百十万。これほど大きな差が生じています。

そこで、もうちょっと詳しく費用を見てみます。今、公立幼稚園の園児一人当たりの費用を見てみますと、年間保育料が五万八千円、そして一般会計、いわゆる市民の税で負担をしておりますのが一人当たり園児に五十三万一千八百八十三円、年間経費は五十八万九千七百七十九円かかっています。この園児の負担率は九・八%、税の負担率が九〇・一四%というのが、公立保育園の現在の費用になります。では、今度は私立の保育園を見てみます。私立の保育園を見ますと、保育料が二十万九千九百四十三円、これに公費の補助金が、県補助金二十万三百九十三円、市補助金が四万四千円、補助金収入が二十四万四千四百四十一円となります。それにその他の収入として三十二万三千三百七十二円、これはバザー等寄附金収入をあらわしているようです。年間経費が、私立の場合が七十七万七千五百五十六円かかっています。

さて、公立の場合に一人当たりの子供に要する公費負担額が五十三万一千八百八十三円、私立は市の補助金四万四千四十七円、それから県、市を合わせた補助金二十四万四千四百八十一円、合わせますと二十八万八千四百八十八円。別府市の幼稚園の子供の負担額五十三万一千八百八十三円に対して、私立は四六・〇三%となっている。

もうちょっと説明を聞いてください。現在、公立幼稚園の年間経費の内訳を見ますと、総額で三億九千万円がかかっています。三億九千万の経費の中で、何と驚くことに三億六千九百万が職員人件費となっている。これを民間に委託して県と市の補助金のみを公費で負担した場合どのくらいの金が浮くかということになりますと、一億六千万の金が浮いてまいります。さらに、委託し、市の補助金だけを出しますと、三億二千五百万という金が浮いてきます。さらに、教育長、学校教育課長が、民間では児童の負担額が大きいと。確かにこれから見ますと児童の負担額は多いのですね、幼児負担額。これを公費で賄ったとした場合に、どのくらい、では公費が縮減できるのか。優に五千万の金が縮減できます。

私がなぜこのような問題提起をしているかといいますと、気分にはさわりましたらお許しをいただきたいのですが、教育現場にはコスト意識が欠落しているのではないだろうか、このような気がしてならない。なぜ民間の塾に通う通塾率が高いか。それは塾というもの

は、対価に対する知識を必ず返してくれるわけです。民間はそう、だから通塾率が高くなる。ところが、公費で賄っている学校教育というものは、私はコスト意識が希薄になっているのではないだろうか、このような気がしてならないのです。今後――今、私が数字を示して幼稚園問題について指摘をしました――この問題にどのように取り組んでいかれるか、再度御答弁をください。

○学校教育課長（利光弘文君） お答え致します。

議員さん御指摘の幼稚園の運営費の中で、先ほども申しました人件費の占める割合が非常に高いということであります。要因としましては、先ほど申しましたように、高齢化しているということでありますので、今後、年齢構成を考えた採用計画、そして臨時講師の採用等、そういう職員比率について関係各課と十分協議しながら進めていきたいと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） ぜひとも納税者の目線に立って、納税者がどういう行政運営を望んでいるか、どういう行政組織を望んでいるか、そういう視点からぜひとも考えてください。

市長、BS2でつい四、五日前ですか、十一時半ごろだったと思うのですね。ある高等学校が経営難に陥った。そして、外食産業の社長に学校経営をゆだねた。そして、その外食産業の社長とNHKのインタビュアーが、一時間ぐらい学校経営についていろいろ議論した。確かに私も、「目からうろこが落ちた」と言いますけれども、そういう感じになりました。その経営者は、今学校の理事長なのです。理事長がこう言った。「先生方が年功序列というのはおかしい。なぜおかしい。授業の教え方に優劣がある。第一それが年功序列にならない理由なのです」、こう言うのです。そして、「学校にとってお客様とは何ですか」、「それは生徒だ」。だから、その理事長の学校では、先生に対する勤務評定を生徒がやっている。それによって先生方の勤勉手当とか給料を決めていくそうです。押しなべて同じような給与体系だから、だれもが同じような考えしか起こらない。やはりそこらまで視点に置いた教育改革というものが、私は今求められているのではないだろうか、こう思うのですね。

この議場でも、教育者に対するいろいろな批判のやじもありました。学校の先生として採用された先生が、採用されてすぐ、これは何というのでしょうか、相互失調症、相互失調症で長期の休暇を余儀なくされた。そして、中には再度そういう相互失調症にかかって四人の方がやめていますね。では、その先生に担任をされた子供はどうなるか。やはり教師というのはそういう視点からも見ていく必要があると思うのです。

教育長ね、教育長は教育者としても人間としても大変立派だし、私は尊敬申し上げる。しかし、今時代が移っているということも十分に認識をしてください。教育界だけが聖域だと思ふことは、絶対にあり得ません、これだけは言うておきます。

さて、別商。松川議員が別商のことについて大変熱心に取り組んでおられます。この機会に敬意を表したいと思います。私は、全く違った視点から、きょうはこの問題をとらえさせていただきます。

さきに県立高校の再編問題が、新聞に大きく出ました。それは県立高校の再編、学科の再編、こういうことが新聞に出ていました。今まで教育委員会として別商の将来のあるべき姿を基本的に議論をしたことがありなのですか、どうですか。御答弁ください。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えします。

別商の将来の姿についての検討ということでございますが、今までそういう意味合いでの検討は行ったことはございません。

○二十四番（泉 武弘君） では、今からこの伝統があり、松川議員が愛してやまない別府商業高校の将来のあるべき姿については、どうですか。（発言する者あり）

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えします。

いろいろな形での意味合いがあろうかと思いますが、現実には今直している問題でございますと、施設の問題が一番間近と考えております。非常に老朽化した施設でございますけれども、新築をもしたと……（「意味合いが違う」、「あるべき姿」と呼ぶ者あり）

○教育長（山田俊秀君） 申しわけありません。お答えいたします。

先ほど議員さんが御指摘のように、県の方でも学校・学科の適正配置だとか、あるいは通学区域の見直し等の検討をする準備を新年度に行って、十二月までにそれを出したいというのを新聞報道で見ました。しかし、今、別府商業のこの十五年度の就職率等を見ますと、ほとんど一〇〇％に近くて、そのうち別府市に七二％の子供たちが就職いたしておることがあります。別府商業高校の本市に果たす貢献度は非常に大きい状況でもあり、なくてはならない存在でもあると思っております。別府市におきましても、この別府商業高校のことにつきましては、真剣に論じなければならない時期に来ておるということは、十分承知いたしております。避けて通れぬ大変重要な問題でもありますので、近い将来、協議機関を設ける等、関係の皆様方とともに今後真剣に討議していきたいというふうに考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 先生、それは一番最後の答弁書、あなたは先に読んだ。（発言する者あり）

具体的にお尋ねします。今回、便所改修等の予算が計上されていますね。これは評価できる。しかし、そういう小手先では、別府商業高校は無理だということが、ここにあるのです。建設年次から何年間経過したのか。ちょっとこれを例示的に読みますよ。管理棟が三十二年、教室棟の一号館が三十一年、特別教室の二号館が三十六年、三号館が四十四年、四号館が二十年、特別教室の第五号館が二十七年、屋内運動場が三十七年、柔剣道場が二十八年、フェンシングの部室が十九年、重量挙げ部室が二十四年。先ほど私が、なぜBS

2の民間の理事長のインタビューを出したかといいますと、お客は子供なのでしょう。このような教室で授業料を取って市立高校として高等教育をすることに、あなた方は抵抗はありませんか。お客に、このような施設で今後も教育を受けさせるのですか。財源がないからという理由では、これは理解できない問題。

そこで、これらを新築した場合にどのくらいかかるか、答弁してください。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

新築をすれば、最低でも二十四億ぐらいはかかるかと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 財政が答弁してください、どちらかが。総務部長、総務次長か何か。どうなのですか、それだけの財源手当が、何年間に分けてできますか、どうですか。今のこの窮迫した財政状況の中で。どうですか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

別府市の今の財政状況では一度にというか、そういう大幅な財政負担については難しいと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 財政当局はどうですか。教育委員会の施設改修要求が出たときに、今そのような財源を伴う学校改修工事に対応できるのかどうか。どうなのでしょうね。

○財政課長（徳部正憲君） お答えいたします。

きのう申し上げましたとおり、三位一体改革でかなりの財政状況が早まってまいるのでございます。このような状況では、ちょっと新築をすぐやるということは不可能だと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 財政計数の推移を二十二年以降も調査しますと、三位一体改革でさらに厳しくなる。となると、別府商業高校の新築とか大規模改修というものが、今財源として伴ってこないというふうに考える方が適切ではないだろうか。別商の児童の皆さんとか父母の皆さんが、「学校を新しく」という運動をしたとしても、財源がない。これが今の状況だろうと思うのですね。

そこで、主題に移ります。平成八年度の別府市の全日制の定員を見てください。平成八年と十六年を見てください。鶴見丘高校の全日制は、定員率二百四十で今日二百四十です。別府青山については、後ほど御答弁ください。ちょっと資料にばらつきがあるようですから、青山が平成八年二百四十で、十五年二百という数値でいいのかどうか。羽室台高校に至っては、八年二百四十だったものが、普通科百二十の、特別学科、これは外国語学科ですけれども四十ということで、百六十ということになっています。今の別府市の出生率からして、別府市立高校が児童を定員率まで募集できるという時代がなかなか難しくなるのではないかというふうに私は考えていますけれども、簡単に見通しを示してください。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

別商についても、何らかのやっぱり影響があるかと考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 年次別志願者数を見ますと、平成六年度志願者数が二百九十五名、入学者数が二百四十名、定員が二百四十名、競争率一・二三％。平成十六年度を見ますと、定員二百に対して二百十名の志願者、一・〇五％ということになっています。

教育長ね、やっぱり教育委員会としてこの市立高校を現状のまま存続していくということになると、大変な魅力を持つ学科の新設か施設改修をやって教育環境を整えていくか、スタッフを本当に魅力あるスタッフに切りかえていくか、こういういろいろな吸引措置を考えていかなければいけないと思う。

そこで、県立高校が高校再編に着手しました。学科の新設にも着手。幸か不幸か、我が市立高校の横にある明豊という私立の高等学校があります。横には青山という県立高校があります。ここらとの統合とか、こういう問題を、どちらを主軸に置いたか――教育長、ちょっと見てください――市立に主軸を置いた統合なのか、県立に主軸を置いた統合なのか、私立に主軸を置いた統合なのか、その抱き合わせによる統合なのか、これは方法論ですからわかりません。しかし、もう何らかの市立高校を今後存置する、また存置できる姿を基本的に議論をすべき時期に来ているというふうに私は考えますが、教育長はどうですか。

○教育長（山田俊秀君） お答えいたします。

先ほど、ちょっと早まって御答弁いたしましたけれども、今、私どもの別府商業高校の定員についても、県の方が公立学校ということでまとめて定員を検討しております。先ほど青山高校が二百と言っておりましたけれども、来年度が百六十になっております。羽室台高校も百六十で、今、別府商業が二百という状態ですけれども、このまま推移できるかという、また来年度も中学生、今の新二年生ですが、三年生になって卒業するときは、また数が減ってきますので、このままでは推移できないというふうに私どもも踏んでおります。どうしたらいいかということで、今、二十四番議員さんがいるんな、こんなこともあるではないか、こんなこともあるではないかということがありましたけれども、先ほど言いましたように、いろんな関係者とそういうところは討議していかないと、もう放ってはおけないというふうには考えております。

○二十四番（泉 武弘君） 要は高等教育を県立でやるのか、私立でやるのか、市立でやるのか、抱き合わせでやるのか、こういうことだろうと思うのですね。要はこの別府市内の高等教育を受けられる方に十分な教育環境を与え教育効果を出すということがねらいですから。そういうときにダイナミックなやはり展開をしていかないと時代に取り残されるな。ぜひとも、そういう視点から取り組んでいただきたい、こう思います。

きょう、冒頭に行財政改革に対する答申書を読まれたでしょうか、大綱を読まれたでしょうかとお聞きしたときの状況が、今もって私の脳裏によみがえってきますけれども、こ

これは、「震撼とする」という言葉がありますが、皆さん方はこのくらいの程度だったのか。もう大変残念です。私が昨日、今ある北浜温泉の一日当たりの赤字が二十五万九千八百五十一円、そして竹細工伝統産業会館が一日当たり十六万七十六円の赤字だ、コミュニティーセンターに至っては一日当たり二十二万七千円の赤字を出している、これらも具体的に、基本的に解決をしなければいけないということを申し上げたばかりなのです。何か突っかい棒を外されたといえますか、もうちょっと皆さんが、今置かれている行政の危機的状況を現実的に把握をして、一人一人が真剣に考えていただけるのではないだろうか、こういう期待を持っておりましたけれども、私の期待は無残にも崩れ去りました。これでは市営の墓地管理、市営住宅の管理、し尿処理場、ごみ収集、恐らく何年たってもできません。もうちょっと真剣に考えてください。我々は、市民福祉向上のために税をお預かりし、それをお返ししなければいけないのです。我々は審議し議決をする、決算認定をする、その行為で報酬をもらっている。昨日からの議論は、議会の改革を求める声が議員からでも出るのでしょうか。議会も本腰なのです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）もうちょっと皆さん真剣に考えてくださいよ。毎度同じような質問をしなければいけない。次回はこんなに生易しい質問ではないということを予告して、きょうの質問を終わらせてもらいます。

○議長（清成宣明君） 休憩いたします。

午後二時五十六分 休憩

午後三時 十七分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

先ほどの二十四番議員さんの最後のところで、私が、いきなり休憩を宣言いたしましたけれども、市長が答弁をしたいということで申し入れをいただいておりますので、あのときの時間が「一」残っております。したがって、二分ありますので、答弁を許可します。

○市長（浜田 博君） 先ほど、二十四番議員から行革に対する熱い思い、また熱意、真剣にいつもながらしっかり受けとめさせていただきました。御指摘・御提言については、本当にありがたく真摯に受けとめながら、今後の行革推進に努めてまいりたいと思っております。

ただ、一番最初にお怒りをいただきました提言書を三分の一しか読んでない執行部のふがいなさを指摘いただきましたが、私は、企画財政だけがやっているわけではありませんし、全庁体制でこの行革に取り組むという姿勢は、まさに全職員挙げて今頑張る決意をしているところでございまして、今回、行財政改革の推進室の設置もそのあらわれでございまして、何とかこの中身を充実するためにこれからも温かい御支援と御指摘をぜひお願いしたい。だから全庁体制で頑張るということは、各課手を挙げなかったのは、あれはうそでありまして、（笑声）実際しっかり読んでいただいて各課頑張っているというので、この点はひとつ御理解をいただきたい。よろしく願いいたします。

○十番（平野文活君）（「頑張れ」と呼ぶ者あり）ありがとうございます。頑張ります。それでは、質問通告に沿いまして質問をさせていただきたいと思います。

まず第一に、イラクの問題でございます。

イラクの戦争は、御承知のように国連の決議なしにアメリカが始めた戦争であります。しかも、その戦争の口実になった大量破壊兵器もいまだ発見されておらず、今や戦争の大義そのものが問われております。ブッシュ大統領が戦争終結を宣言した後の方が、戦争中よりも犠牲者が多くなり、アメリカ本国でもイラクからの撤退問題が、大統領選挙の大きな争点となっております。イラクは依然として危険な地域であり、派兵をされた自衛隊が襲撃を受け犠牲者が出るかもしれない、あるいは、戦後初めて海外で人を殺すということになるかもしれません。

そういう中で新潟県の加茂市の小池さんという市長さんが、自衛隊のイラク派遣を行わないことを求める要望書というものを、政府に昨年十月提出をいたしました。この方は、元防衛庁教育訓練局長をされた方だそうであります。小池市長のこの要望書、長いですが、一部だけ引用させていただきますが、こういうことを言っております。

「海外派兵は、憲法九条に違反する許されざる行為であるというのが、これまでの政府の一貫した憲法解釈であり、このことは現在も変わっておりません。ゲリラ戦の戦場への自衛隊の派遣は明らかに憲法違反であり、イラク特措法は、明確な憲法違反の法律です」。また、こういうことを言っております。「自衛隊員は、日本国憲法のもとで祖国防衛のために入隊してきた人たちであって、イラクを初め世界のゲリラ戦の戦場に赴くために入隊してきた人たちではありません。それなのに、『国益』の二文字をもって外国のゲリラ戦の戦場で自衛隊員の命を危険にさらし、命を犠牲にすることを強いることは、政府の契約違反行為であり、甚だしい人権侵害であります」。さらに結びの方で、「平和憲法のもとでイラク派兵が強行されるならば、もはや憲法の歯どめはなくなります。現在は、世界の戦場のほとんどすべてが不正規軍とのゲリラ戦の戦場なのであります。かつて世界の警察官としてのアメリカの行くところ、自衛隊は世界のほとんどの戦場に派兵されることになります。そのとき、自衛隊に入隊しようとする人は激減し、徴兵制を敷かざるを得なくなりました。その結果、再び日本人は海外での戦場で命を落とすことになるのであります。さきの大戦で参加された英霊が、最も望まなかった事態となるのです。また、現在の自衛隊における明るく民主的な気風も、やがて荒れずさんだものになってしまうことを危惧いたします」、このように述べております。

私は、この要望書を読んで、長く自衛隊におられた方の発言だけに、切迫感を持って受けとめました。また、ある雑誌で小池市長は、「これは自衛隊員の総意です」というふうにも書いてありました。

浜田市長も、ぜひ小池市長に続いて派兵反対・撤退を訴えていただきたいというふう

と思いますが、いかがでしょうか。

○市長公室長（亀山 勇君） お答えをいたします。

自衛隊のイラク派遣につきましては、昨年の七月に国におきまして、イラク人道復興支援特別措置法など関係法令に基づいた派遣と承知をしているところでございます。したがって、これの内容につきましては、国の専管事項でもございますので、議員御質問の答弁は控えさせていただきたいと思っております。

○十番（平野文活君） 国の専管事項だから答弁を控えるというお話でございましたが、平成十三年三月、浜田市長が県議でおられたときの県議会で、浜田県議が、「憲法に違反する自衛隊の海外派兵に反対する意見書」というものの提案理由の説明に立っております。当時は、アフガニスタンの問題に関連してでの意見書だと思っておりますが、このように提案理由を説明しております。

「我が国が直接攻撃を受けていないにもかかわらず、自衛隊が他国の戦争に加わることは、明白な憲法違反行為であります。そこで、国会及び政府に対して、憲法違反の自衛隊派遣を直ちに中止し、我が国にふさわしい貢献を模索するよう強く求めるものであります」、このように提案理由を説明しております。

県議としては言えるけれども、市長としては言えないというのでは、私は説得力がないと思っております。護憲平和というものを政治信条にされてきた市長が、憲法がこれだけ危うくなっている重大情勢に直面しているだけに、私は、別府市長浜田博として、小池市長同様に正々堂々と発言をしていただきたい、ぜひ市長の口から答弁をお願いしたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

また県議時代の何か議案が引き出されたような感じがいたしますが、県議時代に党人としてそういう立場でそういった意見書を述べたことは、確かでございます。事実としてこれは認めたいと思っております。

今、県議という立場と首長である市長という立場は違います。これから、私は市長として市民の立場に立ったときに、私は、別府に基地がある別府駐屯地で働いている方や家族の方を思うと、海外派遣には慎重に対応していただきたいという気持ちは持っております。しかし、今回イラクに自衛隊を派遣したことについては、それぞれにいろんな意見が市内にもありますし、全国にもあるわけございまして、首長の立場としては、市民の目線で市民の皆さんの気持ちを考えたときに、これは国の専管事項に属するものであるということ、国の秘密に、進路にかかわる重要な決定でもありますので、見解は言うべきではない、差し控えさせていただきたいと考えているところでございます。

しかし、イラクにつきましては、一日も早く再建をされまして、イラクの人たちが平和で自由豊かに、そして安心して暮らしていけるようになってほしいと皆さんと一緒に切に願っております。

○十番（平野文活君） 党人としての立場と市長としての立場を、いうなら区別ということとは、だから言えないというのは、それは浜田市長のお考えだろうと思うのですね。現に市長である元自衛隊の幹部の市長さんが、こういう形で発言されている、こういうことですから、市長だから言えないということではないと思うのですね。言えないというのは、浜田市長のお考えでありまして、私は、このイラク戦争というのは、どんな国際法をもつてしても、また日本国憲法をもつてしても合理化できないというふうに思います。

ちょうど三月二十日は、一年前にイラク戦争が始まった日でございます。この日は、全世界でイラクからの撤退を求める行動が予定されております。私たちが別府で行動する予定でございますが、私は、やはり事の重大さを考えて、どういう形でなら浜田市長がこの問題に発言できるのか、それはわかりませんが、ぜひできる形で発言・行動して下さるよう重ねて要請をいたしまして、次に移りたいと思います。

次は、マンション火災事故の問題でございます。お入りになってください。（発言する者あり）いいのですか。

まず、お聞きしたいのは、昨年十二月にいわゆる最終報告書というものが出されたわけでございますが、また、そういう報告書に基づいて、新年度の予算でも議案質疑でも感謝いたしましたように、装備の問題などは改善の方向に向かっているというふうに思います。しかし、あの最終報告書というのが最終でいいのかということは、まだ私はそういう疑問がございます。あれを最終報告書ということで考えていいのでしょうか。

○消防長（吉本皓行君） お答えいたします。

一昨年の十一月十八日に発生いたしました火災マンションの事故でございます。これにつきましては、平成十五年一月に事故調査委員会を立ち上げまして、事故の原因及び安全対策等につきまして、種々検討していったところでございます。この検討委員会におきましても、十八回の委員会を開催し、正確な事実の認定を行いながら、消防活動を明らかにしていったところであります。さらに再発防止に向けた防止対策等が出されて、今回の事故報告書を最終報告書として出したところでございます。

○十番（平野文活君） 問題は、どれだけの時間をかけたか、何回協議をしたかということではないと思います。その報告書の中身が、本当に「最終」と言っていていいだけの内容を持っているかどうかというところが問題だと思うのですが、私は、今回二つの問題といいですか、疑問について質問をしたいと思います。

まず第一点は、情報管理や判断、指揮、命令は適切であったのかという問題であります。

火災の際の現場の指揮者、責任者は、まず小隊長さんが出動して、小隊長さんが責任指揮をとる。次いで中隊長さん、当直の責任者が到着をし次第、そこに指揮権が移る。さらに消防署長など最高責任者が到着をした時点からは、現場指揮本部というものが設置されて、そういう最高責任者に指揮権が移る、こういうふうに理解をしております。

ところが、その現場指揮本部に情報が集中できていない。したがって、適切な判断・対策が弱かったのではないかと、こういうふうに思っております。警報ベルが鳴ったのに、鳴って数分間はフラッシュオーバーまで時間がありました。しかし、その警報ベルが鳴った後も本人は脱出できない、また、できていない。そのことがどういう意味を持つのかも、指揮官が掌握できていない、したがって、対応も打たれていない。あるいは、放水が必要なのに水が出ない。こういう形で現場は混乱状態に陥っている。ところが報告書を見ると、指揮本部では情報が入らないということが、繰り返し問題になっている。そうこうしている間にフラッシュオーバーが発生した、こういう経過であります。

そういう事実経過を踏まえたときに、現場での情報管理や判断、指揮命令は適切であったのかどうか。私は、最終報告書はこの問題について徹底した分析と対応策が弱いのではないかと、それが弱いままでは幹部に対するといいますか、盤石な信頼関係が消防職員の間で築けないのではないかと、このように危惧をするわけでございます。現場の情報管理や判断がどうであったのか、そこに改善の余地はないのか。今後の対応策があれば、どうされるのか、お伺いをしたいと思います。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

本市の出動体制は、第一出動で本署から三隊、管轄の出張所から一隊出動する体制でございます。第一出動における現場指揮者は中隊長がとるということになっております。その後、火災の規模等によりまして、署長あるいは消防長が現場に出動することになるわけですけれども、到着した時点で中隊長から署長または消防長に指揮権が移行し、そこで経過等についての状況説明・状況報告を受けるということになっております。しかし、現実には、中隊長、小隊長は隊員の安全管理、それから情報収集、さらには戦術に関する命令等を出しているという状況がございます。いろいろな反省点から、昨年七月の異動に合わせて、指揮調査隊を復活させ、隊員一名から二名を配置してきたところであります。指揮隊の主な任務としましては、災害現場における情報収集、災害現場における戦術の助言・分析、それから隊員の安全管理等であります。また、指揮本部スタッフを充実しようということで、現場の中隊長はもちろん、警防の係員、非番の隊員、機関員、予防課、庶務課の本部員等をスタッフに加えまして、指揮本部も積極的に情報収集に当たるという体制に改めました。今後とも、災害の状況に合わせて迅速・的確に指揮がとれる体制をつくっていきたいと考えております。

○副議長（野口哲男君） やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ会議時間の延長をいたします。

○十番（平野文活君） 一昨年の火災の分析、反省の上に立って今言われたような体制の充実をされているというふうに思います。私も素人ですので、どこまでやれば万全か、なかなか難しいわけではありますが、ぜひ消防職員の英知を絞って全職員が一体となれる体制

をつくっていただきたいというふうに思います。

もう一点、消防力の強化ということについては、この報告書の中で明確な方向性は出されていないのではないかというふうに感じております。以前も問題といたしますが、質問をさせていただきましたけれども、国が示している消防力の基準では、一隊五人というのが基準であります。ところが、実際を振り返ってみると、草牧さんが出動した水尾隊は、一隊三人でございました。一人がポンプ車の操作で車に残る。あとは小隊長さんと草牧さんしかいない。小隊長さんは、火災を確認し本部に通報し、そして率先して筒先を握り放水する。その間、草牧さんは呼吸器をつけていく。こういう形で、その後、草牧さんが小隊長さんと筒先を交代する、こういう経過ですね、初動の経過が。ですから、小隊長さんは情報の収集分析、また指揮命令、こういう任務が、またもちろん全隊員を掌握して安全管理を徹底するなど、そういう小隊長さんとしての任務があると思うのです。しかし、現実問題は、率先して一隊員として働かなければ事態が進まない、こういう現状であったのではないかと思います。一隊三人では小隊としての機能がないのではないかと。その後、小隊長さんは、窓から救助を求める草牧さんを見て、三連ばしごとりに走り回っておりますが、こうした体制上の貧弱さ、また装備の問題もありました。私は、そういう中で部下を助けられなかった直接の上司としての小隊長さんには、非常に同情を禁じ得ません。これは個人の責任、あるいは個人の判断がどうだったかというふうな問題の前に、それができるような体制があったのかということが問題であって、今の別府の消防局のそういう実態がどうなっているのか、国の消防力の基準を満たすそういう方向に向けて人員の増強を図るべきではないかというふうに思うのですが、その点の方向性としてはどうですか。

○消防署長（安部 明君） お答えいたします。

消防力の基準につきましては、国が全国的に適用される共通の基準を示したもので、その基準では、地域の実情等を勘案し定めることもできるとされていることから、人事当局と協議し、適正な人員の確保について計画的に職員を採用するとともに、現有職員の効率的な配置と装備の有効活用を図るなど創意工夫を行いながら、観光客の安全、市民の生命・財産を守るよう全力で取り組んでいきたいと考えております。

○消防長（吉本皓行君） お答えさせていただきます。

ただいま、署長の方から概略的なものを説明させていただきましたが、ただ、ちょっと具体的に説明させていただきたいと思います。

先ほど議員さんから御指摘がありました各職員の配置、人数ですけれども、現在、本署におきましては、一車両四名体制で職員を配置しています。しかし、出張所、三出張所でございますけれども、この出張所におきましては、消防隊が現在三名体制ということになっております。この三名の体制では、実際の職員の安全管理等にやや不足をいたしておるといのが、率直な意見だと思います。そこで私も、今後この職員の数につきましては、出

張所におきまして三名体制を少なくとも四名体制に持っていきたい。その中で職員の安全管理を含めた体制を整えていききたいと考えております。

また職員につきましては、一気に採用というわけにはいきませんので、年次計画を立てながら、人事担当課と協議しながら採用計画を図っていきたい。さらには、ただいまの職員の年齢構成につきましても、年齢がもういびつ化しておりますので、その辺もあわせて平準化するとともに、年齢構成を平均にしていきたい。そういうことも採用計画に入れながら、人事当局と話していききたいと考えております。

さらには、過ぐる議会におきましても、十一番議員さんの方から御提言がございました。消防職員は、やっぱり専門職員でありますので、即臨時職員・嘱託職員というのはできませんけれども、消防本部におきましては、そういった臨時また嘱託職員でも可能な事務もございますので、そういったこともあわせながら臨時職員・嘱託職員等の雇用を考えながら、消防職員の署の職員を充実していきたいな、このように考えているところでございます。よろしく申し上げます。

○十番（平野文活君） 消防本部や消防署としては、それこそ命をかけた仕事でありますから、この問題は切実な課題であって、今御答弁がございましたような方向というのは、非常に切実な要望だろうと思います。しかし、お金が伴う問題ですから、財政当局あるいは市長さんの同意といいますか、支援がなければ実現できない。その点で基本的な御見解をお聞きして、次に移りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○消防参事（木村善行君） お答えいたします。

今回の事故の背景というのは、いろんな要因があったのではないかというふうには理解をしております。内容等につきましては、当然上司にも御報告を申し上げております。その中で、やはり今、消防長が御説明申し上げましたように装備の問題あるいは職員数の問題等改善をしていく必要があるということございまして、この点につきましては、市長も御理解をいただいておりますし、また財政課等も理解をいただいております。

○助役（大塚利男君） お答えいたします。

ただいまの人員配置、人員確保の件についてでございますが、人員配置についても消防本部とも人事担当課、協議をしながら採用計画も立てているところでございます。人員配置についてもどういった形が望ましいのか、そういったことも協議しているところでございますので、今後も引き続いて人員の確保、それに向けて消防本部と計画的な人員配置ができるように取り組んでまいりたい、そのように思っております。

○十番（平野文活君） 現場の声に本当に真剣に耳を傾けて対処をしていただきたいということを重ねて申し上げて、次に移りたいと思います。

次に国民健康保険税についてでございますが、第一にお伺いをしたいわけですが、国保

財政が悪くなっている。単年度の実質収支が、十三年度までは黒字で来ました。そして基金も積み立ててまいりました。しかし、十四年度から赤字になった。単年度実質収支で、約一億一千五百万円の赤字になっているようでございます。また、十五年度の決算の見通しはどうか、まずお聞きをしたいと思えます。

○ 保険年金課長（藤原洋行君） お答えいたします。

国保財政の見通しということで、十五年度の見込みという御質問ではございますが、今、当然医療費の支払い等がすべて終わったわけでもございませぬし、国の調整交付金等が確定もいたしておりませぬ。その状況の中でございませぬので、あくまでも推測ということでございませぬが、やはり先般の補正予算の中でも一億の基金の取り崩し等させていただいておりますので、実質的には一億から二億の単年度の赤字が出るのではないかと考えておるところでございます。

○ 十番（平野文活君） そういう状況であります、今年度の予算を見ると、療養給付費、医療費の負担ですね、これがさらに急激に伸びるといふふうに見ているわけですね。十五年度の予算で六十一億八千万円の療養給付費を計上しておりますが、これが若干足りなかつたから補正をしたということでしょうが、十六年度の予算を見ると、七十三億円の予算を計上しております。十五年度の当初から見ると約十一億円の伸びということで、十四年度から十五年度の伸びが一億三千万ですから、非常に急激な伸びというものを想定した予算になっているわけですね。さらに国保財政が悪化するのではないかといふふうにご心配をするわけですが、これほど急激に療養給付費を伸ばした予算を組まなければならないその原因はどのようなものでしょうか。説明をしていただきたい。

○ 保険年金課長（藤原洋行君） お答えをいたします。

若干、今手元に資料がない関係がございませぬので、頭の中に入っている部分で御説明させていただきますと思えますが、平成十四年十月に医療制度改革がございました。その中で、七十歳から七十四歳までの方につきましては、国保会計で見るとな形になったわけでございます。そうなりますと、毎年毎年七十歳になられる方が国保の方に移ってまいりますので、当然その費用の負担増が伴ってこようかと思っております。例年、今数字的には毎年千人程度が国保会計の方に入ってくるのではないかと推測はいたしております。そういった関係で医療費が伸びていこうかと思っております。

○ 十番（平野文活君） これまで七十歳になったら老人医療の方に移っていたといふか、そこは高齢者の医療費は老人保健特別会計という別立てで制度があったわけでございますが、十四年十月の健康保険法の改正、私はもうこれは「改悪」だと思っておりますが、七十歳以上も、七十五歳までは国保会計で医療費を負担するといふふうになされた。急激には無理だから一年に一歳ずつ引き上げていく、だから十四年度から始まっておりますが、十五年度は七十一歳まで、十六年度は七十二歳までといふふうにご国保財政で医療費を負担しなけ

ればならない高齢者の年齢が上がっていくわけですね。大体一年千人、五年間で五千人分の医療費を国保会計が、五年後には現在より比べてみたら国保会計の負担がふえる、こういうことをごさいますて、十五年度から十六年度にかけての十一億円の伸びというのは、こういうテンポの医療費の伸びが今後も、二、三年は少なくとも続いていくということになるかと思ひます。一人当たりの医療費の月額が、事前にいただいた資料を見ますと、七十歳以下の国保加入者の平均医療費が月額一万七千七百四十三円に対して、七十歳から七十五歳までの平均が月額五万二千四百九十三円というふうに、七十歳以下の医療費の三倍の医療費が平均的にかかる。こういう方々が毎年千人ずつ、国保の負担がふえていくということをごさいますから、国保財政に与える悪影響といひますか、極めて大きい。

十四年度から単年度実質収支が赤字になった。十五年度はさらに一億ないし二億の赤字。これは今後そういう財政の悪化といひるのは続いていく。ならばどうするの。この対応の方向性ですね、どのようにお考えになっているか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○ 保険年金課長（藤原洋行君） お答えいたします。

今後の対応といひことをごさいまするが、何点かあるかと思ひます。まず第一点としましては、収納率を向上させる、それともう一つは医療費の抑制、そしてもう一つは基金の活用といひような形になろうと思ひます。そういった中で、もしそういった部分で不足を生じることになりましたら、税率改正等も考えていかなければ悪いと考えているところでございます。

ただ、今、議員御指摘の部分でございしましたが、かなり十一億とかそういった数字をお示ししていただいたわけですが、ある部分では財源補てんといひ形で、国保会計独自の持ち出しではなくて国からの交付金なりで入ってきておりますので、純増がそういった形ではなく、財政規模が拡大するといひことと御理解をいただければありがたいと思ひておりますので、よろしく願ひいたします。

○ 十番（平野文活君） 当面は基金等で対応しながら税率改正といひ方向性も出されたわけですが、保険料の値上げといひことになるのかどうか、そこら辺は今後の推移を見ていきたいといひふうにおもうのですが、第二点として、その税率改正がもし避けられないとなった場合、ひとつその方向性について少しお尋ねをしたいと思ひます。

財政規模がそういう形で膨れ上がっているといひこととあわせて、保険料の応能割と応益割のバランスが崩れてきているといひ傾向があると思ひます。所得割と均等割や平等割のバランスが、国の仕様では五対五が望ましい、こういうことで、四十五対五十五といひところまでは許容範囲、これがさらにバランスが傾くと、いろんな不都合が出てくる。もしそのバランスが崩れたらどうなるのか、どういひことが起こるのか、説明していただきたいと思ひます。

○ 保険年金課長（藤原洋行君） お答えいたします。

現状の保険税につきましては、ある一定以下の所得の方に対しまして、保険税の七割、五割、二割の軽減措置が講じられております。その分が五十五対四十五を切っていくますと、六割、四割軽減という形になっておりますので、低所得者の方につきまして負担増になってこようかと思っております。

○十番（平野文活君）　そういうことになるわけですが、十五年度の応能と応益のバランスはどういう数字になっているか、今示せますか。

○保険年金課長（藤原洋行君）　お答えいたします。

十五年度の応能・応益割ということでございますが、応能割につきましては百分の四十五・二、応益割が百分の五十四・八となっております。

○十番（平野文活君）　事前にいただいた資料によりますと、平成十二年度は四十八対五十二というバランスですね。ところが十五年度は、今言われたように、端数をはしょって言いますと、四十……、ここは正確にせねばいかんですね、四十五・二対五十四・七八。ですから、いわゆる応能割の割合がだんだん下がって、もうあとちょっと四十五という国が許容範囲と定めたこれを割り込む、こういうことになるわけですね。これは不況の影響その他のいろんな影響があると思うのですが、それで割り込んだら、先ほど説明がありましたように、七割軽減ができていた低所得者が六割しか軽減できなくなる。五割軽減の方は四割の軽減しか受けられなくなるということで、保険料が上がるという結果になります。

私は、こういう事態をつくってはならないというふうに思います。そういう中で国保の加入者がふえているわけですが、これもいろんな影響があるというふうに思います。加入世帯が、十二年度が二万四千余りだったのが、十五年度は二万七千九百世帯ぐらい、約三千三百世帯ふえております。この中で所得ゼロという世帯、所得別のランクでいうと、所得ゼロの世帯が、十二年度が九千七百世帯、これが十五年度は一万一千九百十八世帯、二千二百世帯余りふえております。つまり、ふえた加入世帯の六割は所得ゼロ世帯であります。ですから、そういう低所得者の割合がさらにふえて、そしてその影響もあって所得割の収納金額といいますか、割合もさらに下がっているというふうに思うわけです。また、所得ゼロ世帯というのは、先ほど言いましたように一万一千世帯を超えておるわけですが、収納率が八一・〇三なのですね、非常に低い。全体の収納率が九〇・一四ですから、約一〇％低い。五百万以上の所得のある世帯が七百八十六世帯、所得ゼロは一万一千世帯を超える、五百万以上の所得というのはわずか七百八十六世帯という、このいわば高額所得の収納率、ここでもいろんな困難があるから一〇〇％ではないようですが、収納率は九四・一六。ですから、所得ゼロ世帯というのがずっとふえている。そして、ここが、この納入率が八一％という、ここが収納率全体を押し下げている、こういう今関係にあるだろうというふうに思うのです。

そこで私の提案でございますが、少なくとも四十五対五十五というバランスはとらなけ

ればならない。そのためにも所得ゼロ世帯の負担を下げて、全体の収納率を引き上げる、そういうことも税率改正の際に視野に入れる。でなければ、私は、この所得ゼロ世帯というのは、もうこれ以上の負担に耐えられないというか、そこも含めて全体を上げるというようなことになったら、それこそ収納率はもっと下がるという状況になるのではないかと、いうふうに思うのです。今後の問題ですから、ここで明確な答弁はできないと思いますが、いかがでしょうか。

○ 保険年金課長（藤原洋行君） お答えいたします。

税率改正においての今後の問題についてということですが、まず御理解をいただきたい部分がございます。今内部で事務はとり行っておりますが、まず市の方針なり、また別府市の国民健康保険条例の第四条に基づきまして、別府市国民健康保険運営協議会、その意見、要するに賦課割合について意見を求めるような形をとっておりますので、そういった中でその意見を求めた中で市長が定める、そういうことになっております。ただ、そういった意見を求める段階で私ども事務方が、そういった実情を委員さんにお示しし、御意見をちょうだいし、そういった意見をいかに反映させていくかということになるかと思っております。当然のことながら、やはり低所得の方に一時期急激な負担を求めるといことになると大変なことになるか、私どももそう思っておりますので、今後内部で検討するときには十分いろいろな案を出しながら検討していきたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

○ 十番（平野文活君） その運営協議会の議論を経なければならない、当然のことですが、今後のスケジュールと申しますか、その税率改正を含めた今後の国保会計の提案と申しますか、新たな提案というのは、いつごろ予定しているのですか。

○ 保険年金課長（藤原洋行君） お答えいたします。

日程的なものの御質問でございますが、まず三月のこの議会終了後には内部で方針を決めていただき、またその後、運営協議会を開催していただき、六月議会には議会の方にお示しをしていただきたい、事務方ではそういうことで考えております。

○ 十番（平野文活君） 六月議会には新たな条例改正と申しますか、提案がされるということで、そういう方向で進んでいるようでございますから、事態は切迫している。ですから、あえて運営協議会の前ではございますが質問をさせていただきました。ぜひ提案した内容については念頭に置いていただきたいというふうに思います。

では、最後に水道行政についてお伺いをいたします。

繰り返し質問をさせていただきましたが、平成九年四月からの四割もの料金値上げがございまして、私は、平成十一年に議員になった当初から、この値上げのし過ぎという質問をしてまいりました。その間、全国の幾つかの事例も調査をさせていただきましたが、ど

こでも大体市民に負担を求める際には、その前に経費の節減とか一般会計からの繰り入れとか、要するに市民の負担、値上げ幅を最小限に抑える内部努力というものがやられているわけでありまして。しかし、別府市では、そういう内部努力もなく、すべての経費を料金に転嫁して四割値上げをした。私は、順序が逆だと述べてきました。そういう点について批判をしてまいりました。ですから、順序は逆でありますけれども、私は、こういう提案・改革をすれば、逆に値下げはできるのではないかとということを提案してきたわけでありまして。

その一つとして、経営の健全化計画というものが出されまして、いわばおくれればせながら水道局も改革に踏み出したと評価をいたします。その改革を完全実施した場合、どれだけの経費が軽減をされるのか、大まかで結構ですが御説明をいただきたいと思っております。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答えを申し上げます前に、ちょっと風邪を引いてのどが痛いものですから、大変お聞き苦しいとは思いますが、御容赦のほどよろしく申し上げます。

先ほど質問を受けました健全化委員会の実施計画案がすべて実現されれば、どの程度の経費が節減できるのかということについて、お答えいたします。

これは平成十四年度の決算ベースで、職員数を八十名とした仮定した場合でお答えをさせていただきますと思っております。現在の職員数から比しますと、二十四名分が減ることになります。一人当たりの人件費は七百七十六万――これは約ですけれども――ですので、二十四名分で一億八千六百二十四万円の減少となります。

次に、臨時・嘱託の経費ですけれども、これを仮に現在の半分として計算をした場合、三千四百万の半分ぐらいになりますので、約一千七百万の経費が節減できるということになります。

次に企業手当ですが、これは現行五・五％を三％とした場合、一人当たりの本俸が三百九十七万八千、これは企業手当やボーナスとは関係ありませんので、本俸部分の金額であります。仮に八十名とした場合、管理職には企業手当が付きませんので、五名分を差し引いた七十五名で三％で計算した場合に約八百九十五万円が企業手当となります。現行の支給額が約二千六百六十六万円ですから、これを差し引きますと一千二百七十一万円の節減となります。

先ほども申し上げましたように、二十四名分の人件費一億八千六百二十四万、臨時・嘱託の半数分の一千七百万、それから企業手当の一千二百七十一万の合計額で、約二億一千五百九十五万円の節減が見込まれるようになっております。

なお、業務の委託問題がありますけれども、現実に検針業務と量水機の取りかえ業務につきましては実施をしておりますが、あとのものについては、今後労使で協議をしながら実施をしていくということになりますし、また委託料についても、経費の算出が今すぐに

は明確にならないということもありますが、仮に委託料を一億円として換算した場合、今回の実施計画の案で節減できる金額は、約一億一千五百万程度ではなからうかと推測がされます。

○十番（平野文活君） 私は、労使一体でこうしたいわば血を流す、血のにじむ努力をされた水道局の職員の方々に心からの敬意を表すると同時に、そうして生み出されようとしているおおよそ一億円余りの財源は、これをそのまま純利益に積み上げるのではなしに、これはやっぱり不況に苦しむ市民のための値下げの財源にすべきだというふうに考えておりますが、その点はいかがですか。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答え申し上げます。

健全化計画で、先ほど一億一千五百万円の経費の節減ができるという、推測されるということですが、水道料金の値下げについてですが、今回の実施計画案に伴う委託料等、不確定な部分が多々ございます。今水道局では、行政改革を労使一体で進める中で、財政分析を行いながら、水道料金の使用料等歳入の確保を図らなければなりません。長期的な展望に立った水道事業運営を考慮しなければなりませんので、この段ですぐに現段階で料金を値下げということは、ちょっと難しいのではなからうかと考えております。

○十番（平野文活君） 値上げという形で、市民には大きな負担をかけた。今回、健全化計画、いわば行革ですが、そういう形で職員に血を流すことを求めているわけです。私は、続いて血のにじむ努力をしなければならないのは市長部局ではないか、水道局がそういう努力をしているわけですから、一般会計の繰り入れを含めて市長部局のそれこそ血のにじむ努力を求めたいと思います。長い間、法律で決まりながら負担を中途半端にしかしてこなかった消火栓の経費、これは全額繰り入れる、今年度から。こういうことになったわけですが、そのことについては感謝を申し上げます。しかし、金額的にはわずかなのです。とても値下げの財源にというようなことは言えない金額であります。一般会計からの繰り入れ問題は、一つは福祉減免に要する経費、年間約二千四百万円、また安全対策費、これは年間どの程度なのかわかりませんが、私は、合わせて一億ぐらいはあるのではないかというふうに思います。福祉減免についても、宮崎局長さんもさきの議会の答弁で、これはやっぱりおかしい――水道局としては――ということをお答えされておりますし、安全対策費についても、もともと平成七年にできた水道の基本計画には、安全対策費の費用は一般会計でお願いするという方針を定めているわけですね。その立案をした責任者が、現在収入役さんになっているわけでありまして、今こそ実行すべきではないかというふうに思うのです。

ですから、市民に四割の値上げして大きな負担をかけている。また、職員には血を流す努力を求めている。市長部局の努力が必要だ。下水道には七億、七億円という基準外も含めた一般会計からの繰り入れをしている。ところが、上水道には消火栓の九百万ぐらいた

けという、一般会計からの繰り入れはそういう実態ですよ。ですから、私は、当然福祉減免の費用、安全対策費、これらを合わせて一億程度は繰り入れてしかるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○水道局長（宮崎眞行君） お答えいたします。

福祉減免の件でございますが、福祉減免は確かに、私が福祉行政でできないかということと、福祉の担当の方と折衝した経緯がありますが、平成十一年より水道局が提案してやり出した制度でございますので、これ以上福祉減免について障害者福祉が広がらない、これ以上ほかの方面に行かないというところまでは、やはりうちが提案してやっているものでございますので、福祉としても私と話して、水道で持っていただけないだろうかということで、障害者の関係の福祉減免につきましては、水道局の方で持って今後もうやっていきたいということは、話をしております。

○十番（平野文活君） 答弁が変わってきていますね。これは、昨年の九月の議会で宮崎局長さんはこのように言いました。「おっしゃるように私の方は当初から、水道局が福祉減免をやるのはどうなのかなという疑問を持ちながらやってきました。やはり将来に向けては、当然、福祉部門の方で福祉行政としてやるべきであるというようなことで、私の方はそういう疑問を持っておりますので、福祉担当の方とは機会を見まして、そういう話は現実何度もやっておるといのが実情でございます」、このようにあなたは答弁をしている。ですから、今の答弁は、それを修正されたということになるのですか。どうなのですか。

○水道局長（宮崎眞行君） おっしゃるとおりでございます。それで、福祉の方とも何度も話をしましたが、あの範囲を、福祉の方に福祉減免が広がらないという条件のもとでは、当初水道局が提案したのでございますので、水道局の方で障害者福祉については持ちましようということなんです。

○十番（平野文活君） 職員の努力で一億の財源を生み出し、市長部局から福祉減免、安全対策費合わせて約一億程度、二億の財源を生み出して、今不況に苦しむ市民のために、何の内部努力もしないまま四割上げたという、この順序は逆ですけれども、この改革の成果をぜひ市民に還元していただきたいということを強く求めまして、終わります。

○二十五番（岩男三男君） 青少年の健全育成に全力を尽くす、公明党の岩男三男でございます。

議長、市長に渡したい資料がありますので、事務局の方、手配をお願いします。

○副議長（野口哲男君） はい、ではお願いします。

○二十五番（岩男三男君） さて、私は青少年の健全育成ということで、議員に当選以来毎回この質問を行ってきました。本日は、小・中学校の障害児対策、安全対策と明るいまちづくり、そしてのびやか子育てプラン導入について、治安対策強化について、この四点

にかかわる担当課長さんは御入場願いたいと思います。

ここに一冊の「週刊女性」がございます。昨日は、「女性に優しい」ということで質問をさせていただきましたけれども、この「週刊女性」を見まして、この中に実に……、今、市長のお手元にコピーをお渡ししました。御両親の了解を得まして、本名で紹介させていただきますが、この方は障害者で、「いつかは歩ける日を信じて。痛くても負けない、パパが流す心の汗のためにも」。こういうことで非常に感動的なこの方の紹介文が載っております。「千三百二十グラムの未熟児で生まれ、十もの診断名がつく障害を負ったおさむ君。言葉もなかなか話せず、親子で沈みがちな日々を送っていたが、三歳になり、ある保育園に通い出して以来、目ざましい成長を見せ始めた。そして、パパが施すりハビリマッサージにも一層熱が入る」。

ということで、この本郷さんという方は、時間の都合で前文の方は省略いたしますけれども、中東で生まれたアラブ人の方で、奥様のともこさんは別府市出身で、中国の瀋陽で知り合って、結婚されて別府に帰りまして、おさむ君が誕生したわけですけれども、生まれたときから十もの病気を持つ大変苦しい中で、両親の愛情を受けながら、本郷さんは本郷治療院を運営しながら、何としても助けたいという思いで汗を流し、リハビリしながら、命だけは助けてほしいとアラールの神へ祈り続けた日々が続いた。苦難の日々をつづっております。市長、どうぞ後ですべてを読んでいただきたいと思うのですが、こうした中で、あるあるのですけれども、「健常児と触れ合って知った自立することへの大切さ」ということで、「おさむ君は、退院した直後の平成九年七月三十一日から別府市発達医療センターへリハビリのための外来訓練に通い始める。首は座ったものの、お座りもはいはいもできず、言葉もなかなか出てこなかった。後遺症・脳の白質軟化症による運動機能障害のせいだった。二歳のとき、肢体不自由児施設こじか園に週三日通所。そこで健常児とともに障害児を受け入れている青山保育所の存在を知る――これは別府市が委託をしている青山保育所です――おさむより重度の子が通っていることを知り、『えっ』と思ったのです。面接に行ったら園長先生が、『うちは、吸引など医療行為が必要な障害のお子さん以外は、基本的に断りません』と。青山保育所は、社会福祉法人栄光園が別府市から委託されて運営している保育園だった。おさむ君は、三歳の誕生日を迎えたころから通い出した。『おさむのクラスは十人近く。そのうち肢体不自由児、知的障害児の割合が四分の一ぐらい。この存在を知らなかったら、おさむは健常児と触れ合うチャンスがこれほどまでなかったでしょう。親子で家にこもっていたかもしれませぬ』。夫妻に次のステップが訪れた。『青山保育所では、目からうろこが落ちることばかりでした』。ともこさんが振り返る。『障害児を受け入れてくれる保育所でも、排泄は家で済ませてきてください、ボタンのある服は着せないでください、家で見れるときは保育園に連れてこないでください、など、なるべく来ないでくれというのが見え見えなんです。ところが、青山保育所では、何を着

せても大丈夫。トイレ、食事訓練もやりましょうかと、姿勢が違ったんです』。ある日、こんなことがあった。ともこさんがおさむ君を迎えに行ったとき、おやつの日だった。『お母さん、お母さんどうぞ』。ともこさんもおさむの横に座った。スプーンは使えるとはいえ、手が不自由なだけに、健常児と比べるとどうしても動きが遅い。ついつい自宅で自分の都合でしているように手を貸してあげた。すると、一人の健常児が大きな声を上げた。『お母さん、おさむ君はちゃんと一人で食べられるんやけん』、『あ、ごめんなさい』。ともこさんは思った。『子供に教わったようです。最低限以上の手助けは、かえっておさむの自立への妨げになるんだ。そして障害児、健常児が幼いころから行動を共にしていると、何てすてきな思いやりのある心が宿るのだろう。来年四月、おさむはみんなと同じ小学校へ入学を希望しています。文科省の提言により、障害児も普通校へ就学できる可能性が広がりました。少しでも障害児を受け入れてくれる子供、親がふえてくれることを望んでいます』。おさむは、自身の成長も著しい昨年八月から、ハートウォーカーを使って立ち歩く喜びを知った。そして、小学校に上がる前に漢字をかなり覚えるなど、お父さんも顔負けの進歩ぶりなのだ。『おさむの中で数字も文字も何かおもしろい記号ととらえているようです。赤ちゃんのころから部屋の中にあるカレンダーや時計に異常なくらい関心を示していました。それから数を数え、平仮名や片仮名を覚える。どんどんエスカレートして、足し算、引き算、各新聞の見出しやテレビ等の漢字を読むことにまでなって、どれもおさむにとっては楽しいゲームのようです。動き回ることができない分、狭い周囲で興味を持ったことに集中するからなのでしょう。確かな理由は親にはわかりません』。来年、びかびかの小学一年生になっても、授業を楽しめそうだ。そして、きょうは、いさむさんが――お父さんですね――白衣姿でおさむ君のリハビリマッサージをしながらびっしょり汗をかいている。それは心の汗でもある。父は、我が子が例え痛くても決して『痛い』とは言わないことを知っている。パパに負けないと誓い、歯を食いしばっていることを知っている。だからこそ自分が痛みを感じ汗をかく。そんな父と子を、ともこさんはほほえましいまなざしで見守っている。家族それぞれが自分に負けずに生きている。見えないきずなを互いに握り合い、引いたり緩ませたり、心の汗を密かに輝かせながら」。こういう、我が別府市にとってはこのお母さん、家族のおかげで青山保育所が保育教育として全国にこのように紹介されて、大変名誉なことだと思います。しかし、こうして障害を持つ家庭、これは大変に苦しい、想像に絶するものがあると思うのです。

私は、この家族とるるお話をいたしましたけれども、そうした中で障害児に対して別府市はどのような対策をとっているのか。まず障害児あるいは車いすで通う学校は何校あるのか、その内容からお示しをいただきたいと思います。まず、それをお尋ねしましょう。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

障害児学級のある学校は、別府商業高等学校では一学級、車いす使用の生徒が一人、中

学校では車いす使用の生徒はいません。小学校では一校ですが、車いす使用の児童がいます。障害児学級のある校舎につきましては、保護者と学校とで協議して手すりを設置したりスロープを設置したりしております。トイレにつきましても、洋式便所を設置したり部屋を間仕切り簡易トイレを置いたりして、状況に応じて対応しております。階段の上がり下がりにつきましては、自走式の階段昇降機を購入して対応しております。現在行っています耐震補強大規模改造工事におきましては、障害児でも対応可能な多目的トイレを少なくとも一個は設置しております。しかし、温水の洗浄、便座の設備までは設けていませんので、今後は、障害者のいる学校につきましては、予算要求の中、関係各課と協議していきたいと考えております。

○二十五番（岩男三男君） 現状についてお話ししていただきました。障害児を持つそういう対策として洗浄器付きのトイレは今のところ一カ所もないということですので、ぜひこれは対策を講じていただきたい。

それから、この御両親とお話しする中で、私は何か顔面を殴られたような思いがしたわけですけれども、「岩男さん、車いすの子供に、市役所が『来てください』と言う。雨の日、どうすると思いますか」。市役所に、入学手続きに教育委員会に何度か行かなければならない。その場で、市役所の駐車場には屋根がないのです。全く今まで私はそのことに関心もなかったのです。そういう目で見ると、国立病院にしましても、別府の学校にしましても、屋根がありません。私どもは、傘を差してぱっとおりればいいけれども、車いすで独自で乗ってこられる、運転してくる方も、車いすをおろして、それから車いすに乗って傘を差して、もう大変です。

聞くところによると、別府市の今の車いすで通っている二校については、渡り廊下で対応しているということですが、今回この子が行く南立石小学校には、駐車場の屋根というものは設置されてないようですけれども、この点について要望がなされていると思うのですが、そのことと、あわせて市長、これは別府市は太陽の家もありますし、障害者も多い、そしてまたこうして子供たち、特に障害を持った方は、健常者よりも体が弱いのです。雨にぬれると病気になる、風邪を引く確率というのは高いと思うのです。私は、我が党を通じて公明党の本部にも、そしてこうした、全国に車いすの今駐車場は義務づけられておりますけれども、屋根は義務づけられておりません。これを別府市が発祥の地になって、別府市からこうした、全国に障害を持った人たちを守るために駐車場に屋根を、そういう法制化まで取り組んでいきたいと思うのですが、まず、学校の車いすの乗りおりの場合の屋根の対策、あわせて市長部局においてもぜひ市庁舎、ここに屋根を設置してもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○教育委員会次長（杉田 浩君） お答えいたします。

現在、車で送り迎えをしてもらっています車いす児童の雨の日の登校は、屋根のある渡

り廊下で下車をしてもらっています。別府商業高校では、今年度、入り口のスロープに屋根を設置しました。今お話の新規といいますか、今後につきまして、車いす使用の児童が入学してきます学校につきましても、屋根の件につきましては、前向きに保護者の方及び学校と協議しながら検討していきたいと考えております。

○総務部長（須田一弘君） お答えします。

市庁舎における駐車場の屋根につきましては、内部で十分協議いたしまして対応させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○二十五番（岩男三男君） 市長、そんなに大した費用はかからないと思うのですよ。でも、理解が十分できると思うのです。私は、市役所の駐車場、北側の駐車場――前にもありますけれども――見ながら、あそこに健常者が平気でとめる。北側の駐車場ね、平気でとめる。せめてあそこだけでも屋根をつくって、車いすでぬれずに庁舎内に入れるように、ぜひこれは早期の対策をお願いします。

さきに「子ども議会」が行われました。我が党の堀本議員も「子ども議会を」と何度か呼びかけてきましたけれども、この「子ども議会」におきましても、教育委員会に対する質問の中で、「学校に身障者トイレの設置を」、「運動場を広くしてほしい」、「べっぴんアリーナに世界的なイベントを」、「通学路の安全確保」等があり、提言として、「車いすの子どもにエレベーターを」、「学校施設・設備の不備に対して」要望がありました。

これは、「子ども議会」に市長も出られていたと思うのですが、こうした障害を持っている子供たちを見かねて、やはり「子ども議会」に来た子供たちから、「障害者のためにエレベーターを設置してあげてほしい」、こういう声が上がっております。確かに南小学校には、そういう新しい学校には設備がありますけれども、親の気持ちとして、近所の子供とともに地域の学校に行きたい。これは切なる親の思いだと思うのです。そういうことをぜひ配慮に入れまして、今後の障害対策に生かしてほしい、このことを強く要望しておきます。市長、後でまたまとめて何か御意見等があれば、お聞かせ願いたいと思うのです。

こうした障害者、そして健常者を含めて、最近、子供の通学途中あるいは学校内の不審者の侵入、こうしたもので被害が非常にたくさん起きております。こうした安全対策としてPTAなどからも「明るいまちづくり」ということで、道路のバリアフリー等を含めて街灯の整備を求められております。私も、今まで数々の街灯設置を要望して、たくさんの――他の議員さんも同じですけれども――まちを明るくするために街灯をつけてきました。大分市などは、自治会に補助金を出して街灯の補修費、電気代は自治会で持っておりますけれども、別府市の場合は、設置から電気代、補修まですべて市が負担している状況です。こうした中で際限なく電気を市がつけていくというのは、不可能だと思うのです。

そこで教育長そしてまた市長。これは学校長を通じてPTAの会合、あるいは市長部局においては自治会長等に連絡というか協力を求めて、NHKテレビの「解決隊」ではあり

ませんけれども、それぞれの家庭が夜間、門灯、玄関灯を一晩じゅうつけてもらう。建築住宅課に試算してもらったところ、二十ワットで一カ月に大体二百円ぐらいの電気代がかかるそうです。これは、今非常に物騒な時代ですから、ガソリンスタンドに行きましても、スーパーに行きましても、常夜灯で電気をつけております。防犯のためです。そうしたことを考えたときに、こうしたPTAの方々、そして自治会の会長さんを通じて自治会の総会、役員会等でぜひ自分の家の安全性というか、防犯のためにも役立つわけですから、行政だけに言っても、これは際限があると思いますので、そして商売をしている方は、夜看板を消します。ちょうど市長の上の見返り坂のところ交差点、あそこにタクシー会社があります。夜になると――何時か正確な時間はわかりませんが――電気を消すのです。あの交差点は真っ暗になる。先だって、土木にお願いしまして、あそこに水銀灯を電柱にセットしてもらいました。明るくなりました。しかし、こうした行政が幾ら頑張っても無理な部分があると思うのです。

したがって、明るいまちづくり、そして犯罪のないそうした安心・安全なまちづくりのために、民間の人々も我が家を守るのとあわせてその周辺を照らす、そうした門灯あるいは看板、街灯などを一晩じゅうつけてもらう、こういうことをぜひ協力を呼びかけてほしい。

私の子供が朝早く行く仕事になりまして、朝五時に出る。四時半から起きて電気をつけました。そうしたら、ある日、私も下におりていましたら、新聞配達のおばさんが、「岩男さん、うれしいわ。岩男さんのところに來たら電気がついちゃった。明るかった」ということなのですね。だから、ぜひこうした考えを取り入れて、PTAや自治会に協力を求めてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） では、お答えいたします。

今の議員さんの御提言につきましては、特に冬場の児童・生徒の下校時の安全確保に役立つものではないかと考えますので、校長会等の機会を利用して、今の御提言をお話しし、学校からそういうPTAまた自治会関係者の方々へそういうことを話題にしていく、お願いしていくように伝えていきたいと思っております。

○二十五番（岩男三男君） ぜひ、こういった取り組みをしていただきたいと思います。

次に、これもやはり青少年ですけれども、我が党が、ファミリーサポート運動ということで、子育てを助けよう、少子化対策の一環として取り組もうということでファミリーサポートセンター等、るるあるのですけれども子供を預ける、そういうことを提案しております。これは、子育て支援策の一環として公明党が積極的に推進しているファミリーサポートセンターの整備が着々と進んでいる。厚生労働省は、今年度予算に約三十五億円を計上し、九十三カ所ふやして、全体で二百八十六カ所にする。一九九四年度には四カ所スタートし、同事業が昨年末で百九十三カ所設置した。二〇〇四年までこうした新エンゼルプ

ランの整備の目標などを含めてファミリーサポート運動、いわゆる子育てを応援するということで発表しております。

阿南次長がお入りになっていますが、保育事業については、さっき紹介しました青山保育所、これを全国に紹介してもらったということは、次長初め保育行政に携わる皆さん方の熱意が、こうした形で全国に紹介されたものと思います。

私は先日、仙台に視察に行ってきました。仙台すくすくサポート事業ということで、内容につきましては、もう次長がすでに理解をいただいておりますが、ここに行きましたら、子供たちを預かる施設、そこには有料で十人まで予約制で預ける、託児所以外に預かるところと、そしておじいちゃん、おばあちゃんが、子供を置かれて働きに行き子供の手配が見られない。弁当を持ってこの施設に行きますと、そこで一日孫と一緒に弁当を食べながら暮らすことができる。お母さんもまたそこに行って触れ合いの場ができる。もう大変にいい雰囲気でおじいちゃん、おばあちゃん、若者等と一緒にいました。

そうした中で、今度は別府市は、西別府病院の上の方に、まさに全国のモデルになるような保育所を建設しようとしております。私も厚生委員会でこの用地の検討を審議してまいりましたけれども、次長、こうしたおじいちゃん、おばあちゃんも一日遊べる、そして保育園に入れなかった子供が、予約をすれば一日遊べる、そうした施設をぜひ今回、来年完成するであろうこの保育所の中に取り入れてほしいと思いますが、いかがでございましょうか。

○児童家庭課長（阿南俊晴君） お答えをいたしますが、その前に、今二十五番議員さんより、青山保育所の障害児をお預かりしているという件で、週刊誌の御紹介をいただきました。実は私、担当課長でございますが、議員さんよりそういう紹介をされるまで本当に知らなかったということで、大変恥ずかしく私自身も思っております。この青山保育所につきましては、現在十一名の重度の障害児、また三名の軽度の障害児、合わせて十四名の障害児をお預かりしているということで、別府市におきましても、この障害児の受け入れを積極的に取り組んでいただいているということでございます。この認可保育園が、全国にこういう形で紹介されたということは、別府市の誇りでもあるというふうに思っております。今後、公立保育所の所長会また民間の園長会等を通じまして十分周知をし、今後の別府市の保育行政のあり方について、また積極的な障害児の受け入れに取り組んでまいりたいというふうに考えております。大変ありがとうございます。

それから、先ほど西部地域にできる児童施設についての事業内容について、今どうかという話がありました。このファミリーサポートセンター、また一時保育、またそういう中で子どもは子育て支援センター等の事業という部分については取り入れていきたいというふうに考えておりますし、このそれぞれの事業につきましては、大変需要の高い事業でもございます。御提言をいただきました内容を十分踏まえまして、今後、多様化する保育

また子育て支援に対応できるよう充実した内容で建設していきたいというふうに考えております。

○二十五番（岩男三男君） 大変にありがとうございました。ぜひ今の提案を取り入れて、全国のモデルになるようなそういう施設を建設していただくよう強く要望しておきます。

さて、青少年問題の四番目の治安対策強化ということですが、これに対しては、私もよく交番のところを通るのですけれども、「御用の方は、警察の本署の方に電話してください」。いないことが多い。今、国も警察官をふやそうとしておりますけれども、市長、これはぜひ二十四時間交番に警察がおるような、市長は別府市の防犯協会の会長でもあると思います。困ったとき飛び込んでいって警察官がいないというのは、非常に不安です。これはもうぜひ、我々も声を上げていきますけれども、市長の方からもお願いします。

さて、そうした中で、私はごくごくささやかな提案ですが、最近、公用車に「防犯パトロール中」と書いた車、例えば税金を集金して回る車、あるいはごみの収集車、そういうものに「防犯パトロール中」。中にはPTAのお父さん、お母さん方が「防犯パトロール中」というステッカーを張って走ってくださる。いろいろ私も見たのですけれども、これはマグネットシートで「防犯パトロール中」と本当は書きたかったのですけれども、間に合わなかったのが、これは私ども政党のちょっと宣伝ではありませんけれども、こうした、これは裏が磁石なのです、マグネットシート。後ろが磁石になっています。例えば街頭演説等をするとき、これを乗用車なりにびたっと当てたら、そのまま張りついて、はぐときはいつでもはがれる。こうしたものもあるのですけれども、無理にこれ、磁石でつけなくても、書いてもいいと思うのです。最近ではちょっとした会社に行きますと――看板屋さんからしかられるかわかりませんが――看板屋に頼まなくても、こうした文字が簡単に切り抜ける、そういう製作する機械があります。できればマークとかではなくて、大きく、少なくともこれぐらいの文字で「防犯パトロール中」。大きく。そうした車が走ることによって犯罪を起こそうとするようなそういう方々を未然に防ぐことができるということで、かなり取り入れられていると思うのですが、教育委員会においてはどのように把握をしていますか。また、こうした公用車、あるいはPTAの方々にも御協力をいただいて、安心・安全なまちづくりのためにこうしたことを取り入れていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○学校教育課長（利光弘文君） お答えいたします。

御提言の件につきまして、私の方でもインターネット等で調べさせていただきました。その中で例えば富山県の宇奈月町というところでは、町内の自家用車に「グリーンキャップ防犯パトロール中」というステッカーを張りつけて住民に防犯を呼びかけたり、北海道の方の小学校では、PTA会員に呼びかけて自家用車や自転車に「パトロール中」というステッカーを装着したりして、犯罪を未然に防ぐ役割を果たしているということがわかり

ました。

別府市においても、公用車に「パトロール中」のステッカーを装着したらという御提言につきましては、関係各課と十分協議をさせていただきまして、前向きに検討させていただきたいと思っております。

○二十五番（岩男三男君） 市長、障害者に対する駐車場の件、それから安全対策に対してそれぞれの家庭で夜間、門柱なり門灯あるいは看板等を一晚夜間消さずに設置してもらう協力、そしてまた今言いました、公用車にこうした「防犯パトロール中」、その文字がいいかどうか、それは市長部局、教育委員会で検討していただければいいのですけれども、そうした安全対策に対して市長のお考えを、青少年健全育成の中に最後に結びとしてお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（浜田 博君） お答えをいたします。

数々の御提言なり御指摘をいただきまして、ありがとうございます。とりわけ障害者福祉に対する思いをいただきまして、本当にありがとうございます。

一番最初に例を出されました本郷いさむさん。十もの病名をつけられて、障害を負ったおさむ君の問題。私もこれを前に読ませていただきまして、感動をいたしましたし、本郷さん自身も知っております。アルゲリッチ先生の専属のマッサージをやられて、もう大変なお気に入りでございます。本当にすばらしい先生だと思います。家族が本当に協力して頑張っている姿も肌で感じております。そういう皆さんが、別府に住んでよかったというそういうまちづくりのためには、障害者福祉が本当に目の届かないところにしっかり目を届かせる、このことが私たちの仕事だろうというふうに思っております。それで、具体的にいろいろな問題が出されました。担当課で前向きに、十分検討させていただきたいと思っております。

また、防犯の問題等々につきましても、今各地区でパトロール隊を、しっかりもう今、四つ目ですか、地域が立ち上がっていただいていますから、そういう皆さんのそういう声もいただいています。だから、市役所の今の公用車に、公用車といいますか、「別府市」と書いただけの公用車ですね、ここに私は何か温かみを持ちたいという思いで今、「子ども一〇番」というあれが出ていると思いますが、そこに「ようこそ別府へ」という、お客さんを迎える温かい気持ちを公用車の中に入れたいという思いで、今当局で準備をさせていただいていますが、そういう思いの中でやはり優しさを市民の中に植えつけていきたいという思いがあるわけございまして、防犯の問題、さらには街灯をつけて明るく夜も安全な通りにするという問題も、それぞれ市民の皆さんの協力がなければできない問題でございますので、行政と一緒に、官民一緒にその辺は頑張っていきたい、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

○二十五番（岩男三男君） わかりました。各地を調査しましたところ、公用車に「防犯

パトロール中」と、こういうステッカーなりを張るときは、警察の講習なりを――PTAも同じですけれども――受けて、防犯に対する知識、そうしたものも十分に知識を蓄えた上で実施しているということが調査の段階でわかりましたので、ぜひそうしたことも心がけていただきたい、このように思います。

さて、次に建設及び水道行政に入らせていただきます。

市道の整備及びバリアフリー対策について。

これは、私は前市長、その前の市長にも要望してきまして、特に消防署前からずっと実相寺に至るコンクリート舗装道路、これの継ぎ目が非常に乱雑というか、コンクリートの舗装道路を走るような感じではなくて、でこぼこが多くて、市民の間からも、「岩男さん、あの道を何とかしてくれんかい」と言われ、私も通常は軽四輪で走って、非常にあの道が悪いということで、議会でもこの場で何度か、建設部長も記憶されていると思いますが、要望してきました。

先般、浜田市長が、各政党と懇談会を持ちたいということで、市長室にお伺いしまして、開口一番、「市長、あの道は何でコンクリートかわかりますか。あれは防衛庁の予算で戦車が走るためにアスファルトでは傷むからコンクリートにしたのだ」と。今は時代が変わっています。二十年前です。その後、別府市があ朝日橋から白菊寮に至るその間に排水をつくるために大きな水路、暗渠をつくりまして舗装したら、いよいよコンクリート舗装が悪くなった。強く要望しましたところ、市長の配慮でこの道がアスファルトになりました。私は、鏡の上をいまだ滑ったことはございませんけれども、通常言われる、まさに鏡の上を滑るように道がよくなりました。市長初め建設部長に敬意を表しますが、片一方がよくなると、消防署の前、それからもう少し向こうの新別府に至る部分の、コンクリートが残っている部分が、非常に傷みが激しく感じます。ここらの整備、あわせて温研から十号線に至る警察の上ですね、通称HIH。ここに至る道。これが特に歩道はコンクリートブロックを使っているために間から雑草が生え、段差ができてつまずいて、建設部にお問い合わせしたところ、ところどころアスファルトを歩道に上から塗ってもらいましたけれども、いまだに全部終わっていません。青山通りはきれいになりました。縦通りを順番に見ていくと、今度あそこかな、そういう思いがします。新年度予算に調査費も計上されているようですが、建設部長、これらの経緯と、そして今後の計画について、どのようにお取り組みをいただくのか答弁をお願いします。

○土木課長（金澤 晋君） お答えいたします。

議員さんおっしゃいました、通称市役所通りと申しますが、これの整備につきましては、今年度朝日橋から白菊寮までを舗装改修いたしております。今後、年次計画を立てまして、先ほど議員さんおっしゃいましたように、消防署付近や新別府付近、要するに実相寺山の裏側なのですが、その部分の舗装が大変悪いところがございますので、順次整備をしてい

きたいと考えているところでございます。

それから、二点目の、餅ヶ浜中津留線と申します通称中部中学校通りと申しておりますが、餅ヶ浜中津留線でございますが、これは平成十六年度、今年度予算措置をいたしまして調査設計を行います。国の補助事業で行いますので、十分調査を行いまして、十七年度から工事実施できるような形で国の方に申請してまいりたいと考えておるところでございます。

○二十五番（岩男三男君） 前向きな答弁をいただきまして、大変ありがとうございます。こうした道路に対して、最近障害者、高齢になれば障害を持ってきます。特に危ないのが電動三輪車ですね、車いすもそうですけれども、電動四輪車もありますが、免許が要らずに乗れる。こうした車が車道を走るために、交通渋滞と交通事故の危険性をはらんでいます。ぜひこうしたことを踏まえて市内の市道、県道、国道を含めまして、これはまた改めて県に要望していきますけれども、柴石のトンネル付近から鉄輪に至るここらは、最近の観光客は歩いて通っています。市長もよく御存じだと思っておりますけれどもね。あそこは歩道がないのですよ。カーブは多い、歩道がない。大きいバスとかトラックが通る。非常に危険ですので、ぜひ市からも県に、「申達」という言葉が何か役所用語であるそうだけれども、要望して、この柴石から鉄輪に至る道、ここら辺も歩道の整備を強く要望しておきます。

あわせて、車いす等が通るときに、歩道に自転車等、駅前通りなど放置されている部分がありますので、これらに対しても強く指導して、高齢者や障害者に優しいまちづくり、これを進めていただきたい。このことを強く要望します。

次に、水道事業の健全化対策についてお伺いいたします。

時間がないので一点に――先ほど若干触れられていたようですけれども――絞ってお尋ねしますけれども、現在水道局の企業手当、これはどのようになっているのか。県下で企業手当をしている市は何市あるのか。そして、別府市の企業手当は幾ら支払っているのか、今年度十四年度一人当たり幾ら、そしてあなた方の目標では、十八年度に三%にするという目標を掲げていますが、三%にしたときに一人当たりの金額は幾らになるのか、お示しください。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答えいたします。

現在、水道局の企業手当は、基本給の五・五%ということになっております。

それから、他市の状況でございますけれども、県下では大分市が九千円、それから杵築市が二千円となっております。（発言する者あり）

申しわけございません。それから一人当たりの企業手当の額でありますけれども、一応十四年度の決算数値でお答えをさせていただきたいと思っております。一人当たり年額が二十一万八千八百二円で、月にすると一万八千二百三十三円となっております。

○二十五番（岩男三男君） なぜこの企業手当が必要なのですか。この今金額を示しましたけれども、給料以外に企業手当がこれだけ高額支払われるわけですから、これはなぜ支払われるのか、その根拠を示してください。

○水道局管理課長（甲斐敬造君） お答え申し上げます。

企業手当の支給がどうなのかということでもありますけれども、一応地方公共団体が地方公営企業に当該事務にゆだねられた事務を常勤の職員として実施させたときは、当該業務は特殊な勤務ということができる。それから、通常と異なる勤務が予定されるということは、二十四時間の給水というようなことも含めまして、こういうことを総合的に含めまして、企業手当の支給については違法ではないということが、東京地裁の判決等でも出ております。ただ、法的には問題はありませんけれども、昨年の中にも企業手当の見直しについては指摘されておりましたので、今回、見直しをさせていただきました。

○二十五番（岩男三男君） 水道局の給与というのは、市長部局、市役所の給料の支給より低いのですか。職員課長、いいですか、低いのですか。給料が、水道局の方が低いから、この企業手当を出している、そのような理解をしていいのですか。その額はどのように違うのですか。同じなのかどうか。そこを明確に答弁してください。

○水道局次長（藤林力良君） お答えいたします。

給料表については、市長部局と同じものを使用いたしております。

○二十五番（岩男三男君） それで、企業手当が今までの長い歴史の中で、最初のころは給料が安かった時代に企業手当として積み重ねられてきて、現在五・五％。しかしながら、時代は、本庁の職員と同じ給料プラス企業手当、本庁の職員でも給与においてもボーナスにおいても退職金においてもカットをしようとする時代に、あなた方の提案した平成十八年度をめどに県下の平均もしくは廃止というのであれば話はわかるけれども、三％を残す。そのようなことで市民の理解が、水道局長、得られると思いますか。本庁の職員と同じ給料プラス企業手当をもらっている。それでは、私は、水道局の皆さんが寒風の中で深夜、水道管が破裂した、飛んでいって寒風の中、雪の舞う中で、凍りつくような寒さの中で頑張っている、そういうことも十分理解しております。そうした危険手当というのはいないのですか。全部これが含まれているのですか。別に企業手当以外に危険手当というのがあるのではないのですか。そこら辺はどうですか。

○水道局次長（藤林力良君） お答えいたします。

議員御指摘の危険手当というものは、特殊勤務手当の中にございます。この企業手当につきましては、それ以外に特殊勤務手当として支給をしているという状況でございます。

○二十五番（岩男三男君） だから、企業手当以外に危険手当があるのですから、だから皆さん方が、それは私も理解してあげたいですよ。でも、私も市民の代表としてここに来て、市民の皆さん方が……、本庁の皆さんよりも……月に幾らと言ったのですか（「一万

八千円」と呼ぶ者あり)、一万八千二百三十三円。一年にしたら幾らですか。私が言いつ放しみたいなことを言っている人がいますけれども、公平に市の職員、こちらの市長部局の職員に聞いても、「私も水道局に行きたい」。そう思いますよ。ましてや民間の人から見たら、市の公務員の給料が安いと思っている人はいませんよ。でも、それは長年の歴史がある。役所に入ったときは安い給料で頑張ってきた。時代が変わって、今は公務員がいい。いい上に、県下で二市しかない。それも杵築市が二千元、大分市が九千元ですか。別府市は余りにも突出しているのではないですか。これを十八年をめぐりに是正する、あるいは廃止するというのなら理解できるけれども、こういうことが理解できますか。市民のだけが見たっておかしいと思いますよ。

市長、あなたは、水道企業は別だと言いますけれども、任命権者は市長ではないですか、管理者を任命したのは。ましてや市長部局においても、こうした行革大綱なるものを出して行革を進めようとしている今、別府市が突出した企業手当がある、これは全国に誇れることではないと思いますよ。水道局長どうですか、是正する気はないのですか。

○水道局長(宮崎眞行君) お答えいたします。

現在行革、水道局の行政改革ということで、労使双方信頼関係を持ちながら行革に取り組んでいるわけでございます。当然その中に企業手当についても行革の一環として協議しているわけでございますが、企業手当につきましては、歴史がありまして、昭和三十七年度に労使の間で制度化されまして、それで、今御指摘の点につきましても、十分私ども労使で話をしまして、五・五%でなくて、せめて大分市並み、大分は定額でございますが、それをパーセントにすれば大体五・五%が三%ぐらいになりますと、とりあえず大分市並みにはいくのではなからうかということで、大分市並みに向かって、向こう三年間の間に労使双方一緒になって最大限の努力をしてそういう方向に持っていこうと。同時に、委託についても真剣に考えてやっていこうではないかというようなことでやっておるような状況でございますので、どうか御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○二十五番(岩男三男君) 理解できない。大分市だって改善しますよ。今のままではないですよ。

市長、先ほど言いましたけれども、あなたは水道局長の任命権者です。別府市の財政を全体的に立て直そうとする中で、「いや、あれは水道企業だから」、そういうことにはならないと思うのですが、市長の御意見はいかがでしょう。

○市長(浜田 博君) 御指摘の企業手当の問題は、いろんな歴史があるようでございますし、私もしっかり勉強させていただきたいと思っております。この問題は、あわせて水道事業の経営の健全化についてしっかり頑張ってくださいという、民営化も含めてその辺で労使が一生懸命頑張って目標を定めたことでありまして、その御労苦に対して、私は取り組んだ成果はあるのではないかというふうに思っております。ただ、大分の問題とかそ

ういった問題も含めて、これから十分に検討していただいて、将来は廃止すべきかどうか、この問題も十分に関心を持って見ていきたい、このように考えております。

○二十五番（岩男三男君） まさに市長が今答弁したとおり、将来は廃止すべき。これはもう私一人の意見ではなくして、多くの市民の間から、こうした不況の中で民間がどれだけ冷え込んでいるかわかっているのか。そうした中で労使の協議事項だ、法律に違反しないからといって、こうした企業手当をずっと続けるということに対しては、市民感情として許されないものがあると思いますので、この点は強く指摘しておきます。

さて、るる通告をしているわけですが、市長公約についてお尋ねします。

市長公約について、一年経過しました。その後、この公約はどのようになっていますか、一年を経てどのようになっているかという通告をしましたところ、「議員さん、何を聞くのですか」と何人もの人が来るのですよ、私のもとに。私が、「そこに書いているではないか。一年を経過して市長公約はどのように進捗しているのか、このようなことをお尋ねするのです」と言いましたところ、市長広報の担当部長から一枚の書類が来ました。「公約目標項目」、そして「進捗状況」。通信簿みたいな形で二重丸、丸、三角、逆三角、このようになっておりますけれども、時間の都合上簡潔に答弁していただきたいと思います。

○市長公室長（亀山 勇君） お答えをさせていただきます。

今、議員さんからお示しをいただきました進捗状況の考えでございますけれども、まず、公約の進捗あるいはこの評価というものにつきましては、これは市民の皆様、あるいは議員の皆様方が評価するべきものというふうに感じてございますし、当然私どもにつきましては、この公約につきましては四年間において判断をすべきというふうな考えの中で、昨年の六月議会のときに二十五番議員さんから御質問がありました公約の内容等につきましては進捗状況を随時行政サイドとして把握に努めているところでございます。そうした中で約一年がたとうとしてございますので、この公約内容の進捗が、今年度平成十五年度で実現できたもの、あるいは一部実現できたもの、そして来年度以降また調査研究に着手するもの、そしてまた内部検討するものというような、大きく四項目に分けて私どもが判断をした次第でございますので、よろしく御理解のほどをお願い申し上げます。

○二十五番（岩男三男君） 「簡潔に」と言いましたので、えらい簡潔にしてくれましたけれども、この中で、市民情報公開室を新設というのが二重丸になっております。これはあなた方が評価したものですから、本来の市長公約は、市長室を一階におろすというものでしたけれども、これが……失礼、これと違いますね、情報公開室は二階にちゃんとできております。確かに二重丸でございます。

商店街活性化のための周遊されたお客様に無料駐車場の設置、これも二重丸です。これも市が補助金を出して、買物をした皆さんに一時間無料の駐車場ということで実現しております。

あと、児童クラブの全校区への配置、今年度の予算を入れれば全部配置ができるという見通しです。

あと、丸が十二、これから努力目標の三角が八、いまだできてないのが温泉科学博物館の新設、これが逆三角形になっております。これは市長がつけられたかどうか知りませんが、この公約の中で、市長、温泉科学博物館の新設という項目があるのですけれども、これは市長の公約だから構わないと思うのですけれども、私もこの前の十二月議会でも言いましたけれども、こういう分離したものではなくて複合的に、市長公約ではこうあるけれども、ぜひこれは美術館、博物館そして温泉資料館、そうしたものを複合的に県・国の補助を受けながら一カ所につくった方が、より効果があるのではないかということをご提案し、希望として申し上げましたけれども、さきに我が党の原議員が、語録は非常に難しいのですけれども、きょうは私もインターネットで調べてみましたけれども、「過ちで改むるに、これを過ちという」、こういう……（発言する者あり）いろいろな言葉がある。

「過ちで改まるにはばかりなことなかれ」、こうした語録が幾つかあるのですけれども、決してこの市長の公約が過ったとは言いませんけれども、今まで私だけではなく、いろいろな議員の議論を聞いていてもおわかりになるとおり、複合的につくる方がより効果的であるし、維持管理も安くなると思うのですけれども、こうしたものをぜひ見直しながら、今後の公約実現に向けて努力していただきたい。総じて部分的に丸、三角形があっても、最終的には市長の公約は、別府市の活性化そして別府の景気浮揚、九州でただ二つしかない温泉の治療を受けることによって税金の控除が受けられる、小倉にありました、九州に二つしかない一つの松健荘というのが閉鎖されました。もう別府市にとっては大変な痛手です。九州に二つしかない、ナショナルの松健荘というこの施設が閉鎖になりました。ぜひ、老人施設が何かあるようすけれども、これを継続できるような、ほかを受け取っても何らかの形で努力していただくと同時に、観光浮揚に万全を期して努力をしていただいておりますけれども、今後ますます、観光戦略会議なるものを持っておりますけれども、市民は冷え込んでいく別府という理解しかしておりませんので、そうしたものに対して市長の精根をこめた景気浮揚のために取り組みを強く要望して、市長の答弁があったら一言いただいで、終わります。いいですか。

○副議長（野口哲男君） 休憩します。

午後五時 十八分 休憩

午後五時三十六分 再開

○議長（清成宣明君） 再開いたします。

○二十一番（永井 正君） 執行部の方々もお疲れとは思いますが、もうしばらくおつき合いをいただきたいと思います。

昨年十二月二十五日に、先ほども出ておりましたが、第一回目の「子ども市議会」が

開催をされました。市内十六の小学校から各二名、計三十二名の「子ども議員」たちが選出をされまして、この本会議場を使用して活発な意見が出されました。

まず最初に、南立石小学校出身の佐脇君が議長となりまして、「日本一の温泉の町づくりのために、また日本一の『子ども市議会』になるように頑張っていきたいと思いますので、皆さんの御協力をよろしくお願いいたします」と開会宣言をいたしました。

温泉関係の一般質問では、青山小学校の「子ども議員」が、べっぴんアリーナの特徴として、雨水の利用を取り上げました。それは、「まずこの雨水をトイレに利用して、残った水を土に返すようにしてあることであります。別府温泉を絶やさないことになるそうで、このように雨水と別府の温泉のつながりを考えているなんて、とてもすばらしいなと思いました」、このように発言をしております。

また、社会科で油屋熊八翁のことを勉強した上人小学校の「子ども議員」は、「テレビで別府温泉や地獄のことが放映されるのを期待して見ているが、湯布院は出るのに別府が出ない、大変残念だ。観光客を呼ぶための工夫は」というような質問をいたしました。市長が、「別府は日本一の温泉地だから、出ないと私も寂しい気持ちになる」と同感の意を表明して、「瑠璃色の砂時計」や「世界ふしぎ発見」、モスバーガーのCMや韓国での街頭宣伝隊のことを例に出して答弁をされておりました。「子ども議員」たちからも、「温泉を大切にしましょう」という市民憲章のことや、「山と海に囲まれ、多くの温泉を持つ自然豊かな町は、日本全国にない。別府市民はこのことを誇りに思い、大切にしてほしい」など活発な意見が出されたわけであります。

市長も、「日本一の湧出量を誇る泉源、温泉、これを大切にしながら、その特徴を生かした町づくりをしていこう」と呼びかけ、最後は、「未来に輝く別府っ子ども宣言」が鶴見小学校の「子ども議員」が朗読をされました。それは「一、あいさつのできる明るい子どもになります。二、みんなから愛される美しい町・別府になるように自分たちでできることから始めます。三、みんなで力を合わせて世界一の温泉を大切に守っていきます」。もちろん、これは全会一致で可決をされました。

このように別府の「子ども議員」たちが、ふるさと別府の温泉に関心を持って、豊かな自然と湯けむりを誇りにしている姿を、出席していた私たち「大人議員」も大いに感心をさせられたわけであります。さわやかな感動を体験させていただいたことに対し、市長、議長を初め、首藤子ども議連会長、また関係者にお礼を申し上げます。

そして本会議終了後に、開かれました和やかな開会式で、議長はたぶんまだ覚えておられると思いますけれども、「二十五歳から被選挙権があるので、今回の経験を生かして別府市のために議員になってやるぞと、今日の気持ちを忘れずに頑張してほしい」と議長があいさつをされ、また市長は――市長もちょっとおもしろいのですが――「十三年後には被選挙権があるので、そのときは議員になって、今回質問した内容について、もしまだ

できていなければの話ですけれども、『まだできていないではないか』とそのときの市長にしっかり注文をつけてください」と、このような冗談を言われておりました。

この後は、大人の議員にも優しくお相手を願いたいと思います。

それでは、本論に入ります。

昨年発行されました別府市誌、私はCD版の方を購入いたしましたけれども、これを読んでみますと、温泉について次のように書かれております。

「明治時代以降の長期にわたる温泉開発、なかんずく一九六〇年代の急激な開発によって別府の温泉系に変化があらわれた。六〇年以前にはほとんどの源泉が自噴していた。これに対し六〇年代半ばごろから総源泉数が増加するのに反して、自噴泉数が減少し始めた。この減少傾向は八五年ごろまで続いており、開発の進展によって地下温泉水圧が低下したことは明らかである。しかし、新開発がほとんどできなくなった近年は、横ばい状態にあり、温泉水圧も安定化したことがうかがわれる」、このように書かれております。

私は、平成十四年九月の議会でこの泉源保全の問題について質問をさせていただきました。それは、三十年から五十年前の雨水が現在温泉になって地下から出てくるということで、三十年前には朝日と南立石、この二つの校区が七千八百世帯だったのが、現在大平山、鶴見と四校区にふえ、一万世帯この部分で世帯数がふえている。舗装技術のなかったころ、また宅地開発のなかったころには、田んぼや畑であったところに、現在は家が建って、道路にアスファルトが敷かれるようになって、だんだん雨水が地下にしみにくくなった。それでは、三十年、五十年後のために今行政がどうすればよいのか、後世の市民から現世の行政に携わる私たちが憎まれないためには、どんな手段を今とらなければならないのか。また、十四年三月に発行された大分県温泉管理基本計画の中から、別府温泉は日本を代表する温泉地の一つで、温泉資源の保護は早くから行われてきた地域だが、その後の保護対策の見直し等は長い間行われておらず、現状を調査した上で将来の温泉地づくりに向けた保護対策の強化・見直しを行う必要があると、こういう手厳しい報告を紹介いたしました。

そのときの答弁といたしましては、標高六十メートル以上の所には、必ず何らかの形で降った雨が地下浸透していくような方向づけをする必要がある、あるいは水源涵養や温泉の枯渇防止ということも大きく取り上げていかなければならない、それに従って温泉の活用、温泉の確保、これは別府にとって大変大事な課題になる。あるいはまた、雨水の浸透性を高める手段につきましては、県と交渉して河床の整備をしていただく。また、あらゆる河川についてもその方向で行って、すべて透水性にさせていただくというような御答弁をいただきました。そしてまた、別府観光温泉文化都市は、温泉があつての別府なので、温泉が枯渇したらもう別府の観光都市としての体制は消えてなくなるとまで執行部は答弁をしているわけでありまして、これまでの議事録を見ましても、ビルや家屋の雨水は浸透升などを設置し、側溝への流出は最小限にする、あるいはコンクリートを張りめぐらさないで、

雨水の浸透と再利用の方向をとっていくと、議事録には記されております。

午前中、二十九番議員から、別府の目玉に川を生かした観光の提言がなされました。私も、河川や側溝についても、コンクリートの一部に砂利を利用して下の方に水が、地下の方に浸透していくような形に変えたらどうかということも提案をいたしました。

そこで御質問ですが、これまでこの泉源保全につきまして、どのような具体的な対策をとってきたのか、御答弁をお願いいたします。

○土木課長（金澤 晋君） お答えいたします。

別府市は、温泉によって成り立っている都市でありまして、温泉と地下水は密接な関係にあると考えております。地下水の保全につきましては、別府市にとりましては生命線と言える重要なものであると考えております。近年、都市開発が進みまして、雨水の地下水への浸透が減少する傾向にありますが、私どもも雨水の還元対策につきましては、最も重要な課題であると認識しているところでございます。

その対策といたしまして、歩道の改修におきましては、透水性ブロック舗装を青山通り、それからべっぴアリーナ周辺、北浜地区、秋葉通り等に採用しているところでございます。今後改修予定であります――先ほど申しましたが――中部中学通り、これは餅ヶ浜中津留線と申しますが、これや、あと富士見通り線につきましても、透水性ブロック舗装等を行いまして、雨水が浸透する工法を検討し、採用していきたいと考えているところでございます。

ちなみに工事費につきましては、通常ブロック舗装やアスファルト舗装に比べまして約一・五倍の費用がかかりまして、割高となるところでございます。

今度は、次の河川の問題でございますが、別府市には県管理の二級河川が八河川ございます。河内川、朝見川、それから鮎返り川、乙原川、境川、板地川、春木川、新川の八河川でございますが、市管理の普通河川が三十一河川あります。県では今後の河川整備方針といたしまして、今までのような三面張りコンクリートの河川改修を見直しまして、ホタルの生息する川、または河川敷が散策路として使用できる川、また水辺で遊べる川等、より自然な形態に戻しまして、泉源保全につながる工法を心がけていると伺っているところでございます。

また、市管理の普通河川の改修時におきましても、今後、自然な形態を確保し、河川水が地下へ浸透することにより、泉源保全にもつながる工法等を検討し、施工してまいりたいと考えているところでございます。

○二十一番（永井 正君） この温泉というのは、私たち別府全市民の大切な財産であります。この温泉資源を五十年先、そして二十一世紀ではなくて二十二世紀の子孫たちに少なくとも今の形で残せるようにすることが、私どもの役目であり使命であると考えております。天の恵みである雨水の有効活用を図るためにも、道路の舗装や側溝整備には、多少

――多少といっても、先ほど、五割高のようですけれども――多少の工事費の割高を考慮いたしましても、浸透式で少しでも雨水を地下に還元させるべきであると思っております。市道はもちろんですが、県道、国道においてもその関係者に泉源保全という別府市の特性に対して理解を求めて、浸透式の舗装をお願いすべきと思いますけれども、建設部、どのようにお考えでしょうか。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

この泉源確保につきましては、二十一番議員さんから、さきの議会でも質問がございました。私ども、その後どう動いたかというような御質問もあったかと思いますが、開発等につきましても極力雨水を地下に返すというような、これは開発につきましては法的な縛りもありますが、先ほど二十一番議員さんが言われましたように、別府市の特性ということもございます。その辺を考慮して開発者にはできるだけ貯水タンク等々を設けて地下に還元していただくということは指導を、現在あれ以降といいますが、やっている現状でございます。

また、先ほど土木課長が答弁をいたしました、市街地におきましては、どうしてもやっぱり道路が占める割合が多うございます。そういう関係で車道は透水性舗装というのは、これは難しゅうございます。車道を透水にしますと、路盤が傷んで車道が傷むという関係で、どうしても歩道の透水性舗装、車道は排水性舗装という関係になります。土木課長も申しましたように、歩道につきましては、透水性のカラーブロックを敷き詰めて透水している、県道、国道につきましても、現在国道十号を国土交通省がキャブの関係で歩道をきれいにしております。これにつきましても、透水性のカラーブロックを敷き詰めております。また県道につきましても、山田関の江線等々を県が今施工していただいておりますが、歩道につきまして、すべて透水性舗装ということをお願いをしていますし、実際に今やっております。今後につきましても、別府市の温泉は生命線でございます。そういう観点から工事または開発に当たりましても、十分その辺は開発者にも指導をし、我々行政もそういう方向で進みたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○二十一番（永井 正君） 昨年完成しました総合体育館で採用されているのは、雨水を地下に戻す形式を、公立の小・中学校、別商や市営住宅のような公共建築物につきましてももちろんですけれども、宅地開発や個人住宅の建設に至るまで行政指導ができないものか。また雨水浸透升や貯水槽設置に助成金を交付する自治体も、前回紹介いたしました小金井市に続き、インターネットを見てみますと、千葉市、鎌倉市、松山市などとふえてきています。鎌倉市では、年間一人当たりの上水使用料がこの五年間で五・五五立米、約三・八％減少したとの報告もなされております。行政指導を含め、この浸透式雨水升導入について、建設部長の御見解をお伺いいたします。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

二十一番議員さんに他都市の事例も出していただきまして、私どももインターネットまたそういう地方公共団体から資料をいただいております。補助金を交付するという制度も設けているということでございます。私どもも、市内の小さい宅地になりますと、別府市は丘陵地でございます。ひな壇型に開発をしますもので、かなりの集水升を設けない限り、下の宅地に流れ出るということも考えられます。いろいろ摸索をしながら、その補助制度が生かせるかどうか、これも検討していきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○二十一番（永井 正君） 先ほどちょっと出ておりましたけれども、別府市総合計画、先月二十五日に十六年度から十八年度の実施計画、小冊子が配付をされております。この中を見ましても、温泉課の欄では、温泉資源保護体制確立推進事業で関係機関と関係強化を図り、温泉資源の保護体制の確立を目指す、あるいは涵養林の積極的な育成や道路の整備には透水性資材の使用により、温泉水の保全に努める、このようなことが書かれております。

先ほども申し上げましたが、温泉があつてこそその別府で、温泉が枯渇したら別府の観光都市としての体制はなくなるということですが、観光課と温泉課と、両方の統括者として観光経済部長、この泉源保全問題についてどうお考えでしょうか。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

温泉の枯渇問題でございます。観光都市別府の原点は、何にましても世界に誇れる温泉であります。自然の恵みであります温泉は、その取り扱い方次第では有限にも無限にもなります。別府を支え、また今後も支えてもらいます貴重な宝だと考えております。議員御指摘のとおり、枯渇しないよう、温泉あつての別府観光でございます。後世に受け継いでいくのが我々の役目だと考えております。

○二十一番（永井 正君） この問題については、温泉課のみならず、土木、観光、それに農林水産課とも連携をとりながら、別府市民の財産である泉源保全について、万全な体制をとっていただくようお願いをいたします。

市長のお考えを、聞かせていただきたいと思います。

○市長（浜田 博君） お答えいたします。

温泉に対する思いは全く私も同じでございまして、この温泉は、自然が与えていただいた貴重な財産だというふうに私は思っております。またその温泉、それにいわゆる湯けむりの問題を有効に活用しながら、その恩恵を享受しながら、将来に向けてこれを実現していくということが我々の使命であろうというふうに認識をいたしております。

私事で申しわけありませんが、私も湯けむりのある泉源に一番近い所に生まれ育ちました。二十一番議員も同じ地域でございますから、温泉、泉源に対する思いは全く同じであろうというふうに思いますが、とりわけ十四年でしたか、あなたが議会で質問した議事録を私も取り寄せて読ませていただいた経緯もあります。

県議時代、私も同じような質問をしております。やはり地下水にしっかり浸透させて、泉源を保護しないと温泉が枯渇しますよということを提起した覚えがあるわけですが、実際私の家には温泉がありました。噴気をしていました。母が一人で営む食堂の中で、いわゆる今はやりの地獄蒸し料理ができていたわけですが、また、子供のころ、これが枯渇をしてしまいました。もちろんその当時は、家の前の道路も舗装しておりません、高速道もできておりません。だから地下にしっかり浸透していたのかなという思いを持っているわけですが、やはり地下に水がしっかり浸透して、温泉という特有の成分によって泉源が保護されているという自然の原理、これをしっかり保護することで湯けむりが永遠に残るだろうという思いで私は政治活動をしてまいりました。

県議時代も、私の名刺には湯けむりをバックにした名刺で通しました。今回、市長になりましたら、その思いは変わらず、今、湯けむりがバックの名刺を使わせていただいています。そして、部課長さん方にも無理なお願いをしたかもわかりませんが、湯けむりが大事ですと、湯けむりをバックにした名刺を自分のお金で皆さんが印刷をして名刺をつくっていただいています。そういう思いは、温泉課、観光課だけではなくて、全庁を挙げて泉源を大事にしましょう、自然を大事にしましょう、そして富士山に次いで二位になったこの湯けむりをしっかり後世に残していきたいという思いで、今、全庁体制で温泉を大切にしましょうという気持ちで頑張っていることをぜひ御理解をいただきたい。

これからは、市民憲章にも「温泉を大切にしましょう」というすばらしい市民憲法があります、そのことをしっかり胸に秘めながら、温泉の整備、観光政策の中心に据えて、別府の施策は考えていかななくてはならないというふうに思っております。そのためにも将来、世界有数のこの温泉資源が枯渇することがないようにしっかりと各家庭が雨水を地下に戻し、そして庭には一本でも多く庭のある方は――私はありませんが――植樹をしていただく気持ちになっていただくと地下に浸透するのではないかな、そして水源の涵養と環境美化にしっかりと頑張っていく、全市的に行う施策を展開していきたいなというふうに思っております。どうぞよろしく願いたします。

○二十一番（永井 正君） 御丁寧な答弁を、どうもありがとうございました。

それでは、二番目の鉄輪温泉について質問をしてみたいです。

この別府市には、別府八湯というのがございます。この別府八湯のうちの一つが鉄輪温泉でありますけれども、この鉄輪温泉から来るイメージについて、観光経済部長はどのように思われますでしょうか。

○観光経済部長（東 昇司君） イメージについてであります。鉄輪温泉と申しますと、やはりまず町の至るところに湯けむりが立ち上がっております。また湯治場として長期滞在型の町だとも考えております。また地獄巡りの中心地でもあり、いろいろな面を持った温泉情緒あふれる町だと考えております。

○二十一番（永井 正君）これが鉄輪温泉湯けむり散歩の地図でございます。（資料提示）今、ウォーキングがいろんなところで開催されておりますけれども、このカラーできれいなのが、鉄輪温泉であります。私も二月十五日に娘二人とズックを履いてこの「湯けむり散歩」に参加をしてまいりました。十時に集合いたしましたして、集合場所は大谷公園でございます。料金は大人七百円、小学生三百五十円、「昼食はありません」と書かれておりましたので、その割にはちょっと値段が高いかなと思いつつ参加したわけでございますけれども、四十名ほどが参加をしていました。

大谷公園横の大谷会館から温泉熱花き研究指導センターの中を抜けまして、神和苑の青いお湯の露天風呂を見まして、それから今度は下りまして、みゆき坂の湯沢屋で牛乳一本が出ました。その後、大黒屋地獄蒸しあたりでふかし芋を半分食べまして、その後、平成十三年に国の登録有形文化財となりました富士屋旅館の前を通過して、その後はおぜんざいとお茶が出まして、その後は鉄輪豚まん本舗で地獄蒸し豚まんを食べまして、次の陽光荘という旅館ですか、ここは。石垣餅が出まして、最後は温泉閣永福寺でお説経をいただくという、距離にして三キロ、時間にして二時間三十分の食欲旺盛なグルメツアーというような満足のいく散歩でありました。

鉄輪を一言で言いますと、ゆっくりとした時が流れるいやしのある町と言えると感じました。

次に、鉄輪温泉の歴史を述べてみます。

日本一、そして世界二位の湧出量を誇る別府八湯の温泉群であります。その中でも最も多く温泉源が集中するのが、鉄輪温泉であります。鉄輪は幾筋もの湯けむりが立ち上り、多彩な地獄を抱えて、別府温泉の中でも温泉情緒を最も強く感じさせるスポットの一つであります。またその歴史も古く、鎌倉時代に一遍上人が念仏行脚の途、鉄輪の地を訪れ、たけり狂う地獄地帯をおさめ湯治場を開いたのが、鉄輪温泉の始まりというふうにされております。鉄輪には、一遍上人がつくったと伝えられる蒸し湯、渋の湯、熱の湯などの共同浴場が集中をいたしております。ことに蒸気浴の蒸し湯は昔から人気が高く、リュウマチや神経痛に効能が高いとされたため、湯治客が絶えなかったそうであります。

明治期までの地獄は、熱湯の被害や心中事件の発生などがあって、厄介者扱いをされていたと言います。例えば現在では、人気の中心となった海地獄ですら、その所有者は四回もかわって、お荷物の地獄が売れたときには祝宴が張られたそうであります。これはまさに「別府トリビア」と、こういうふう思うわけですが。大正期には――これは別府市誌に載っております――宇都宮則綱氏が千寿吉彦氏からこの海地獄を借り受けて地獄見料を取り始めました。そして血の池地獄、坊主地獄を誘ってエンマ会を組織、これが現在の地獄組合になったそうであります。昭和三年にはひょうたん温泉が建てられ評判を呼びました。名前のとおりひょうたん型の建物は、高さ二十一メートルと他を圧倒して、浴場

のほか休憩、宿泊、宴会施設を持ち、七階は展望台となっていました。その後、戦争で爆撃の標的になりかねないということで、昭和二十年五月に解体をされたそうであります。三十年代には鉄輪共栄会、五十年代には鉄輪愛耐会が発足をいたしまして、俳句「湯けむり散歩」の募集を始めたり、これは私の好物ですけれども、鉄輪焼酎を販売したり、町づくり基本構想を作成するようになりました。特に句碑につきましては、毎年最優秀句が一句選ばれまして石碑となり、鉄輪地区内には幾つもの石碑が建っています。また湯けむりのライトアップ運動も、高く評価される独自の活動であります。

「男はつらいよ」の第三十作「花も嵐も寅次郎」、これは昭和五十七年の公開で、マドンナ役は田中裕子です。鉄輪でロケが行われましたけれども、芸術新潮の「残したい日本」という特集の中で、山田洋次監督が、残したい町並みとして全国三カ所のうちにこの鉄輪の温泉街を取り上げたそうであります。地球の息吹を感じさせる地獄、そして温泉とともに生きてきた人々の暮らし、湯けむりたなびく景観が評価されたものだと思っております。

また、最近の話題では、先年ワールドカップで開催地に決定した日本の十の都市がフランスで観光宣伝を行ったそうであります。大分の湯けむりポスターは、静岡の富士山と人気を二分したそうですけれども、外国人たちは、この鉄輪の蒸気を指して、「これは何だ、スチームだ。そんな危ないところに人が住んでいるのか」と、このように仰天したそうであります。「鉄輪は、世界でも希少な地熱と人が近い町である」というふうな感想が述べられておりました。

以上、これは昨年発行されました別府市誌二〇〇三年版とインターネットによる情報でございます。市当局は、この鉄輪温泉のPRをどのように考えているのか、御答弁をお願いいたします。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

鉄輪温泉のPRにつきましては、先ほど申しましたように、湯けむりが一番でございます。現在、湯けむり展望台が今月中に完成の予定であります。これも今後大いにPRしていきたいと考えております。また、この湯けむりの風景をパンフレット、チラシ、それ等によりまして広告宣伝に使っていきたいと考えております。

先ほど市長も言いましたように、部課長全員が同じ名刺を持って使っております。議員さんも使っていると聞いております。この場を借りて、お礼を申し上げます。

また、昔ながらの情緒あふれる町並みの散策、いわゆる鉄輪湯けむり散歩や、食べ物では噴気を利用しました地獄蒸し料理、鉄輪豚まんじゅう等新しい名物もできているように聞いております。また、今後温泉施設等につきましても年次計画により、よくしていきたいと考えております。

鉄輪温泉は、別府観光の重要拠点として認識しております。今後ともその点を踏まえ、

観光PRをしていきたいと考えております。

○二十一番（永井 正君） 鉄輪地区には市営温泉が三つあります。渋の湯、熱の湯、蒸し湯ですけれども、この蒸し湯というのは、鉄輪温泉の象徴的な存在であります。

これは写真をスキャナで読み取りまして、A3のプリンターが壊れましたので、A4四枚でつなぎ合わせて余り品がよくないのですが、これが昔の蒸し湯でございます。（資料提示）右側から字を書いている、「日本一の蒸し湯」。これが何か品がいいなと思ひよるのですが、これが風格ある蒸し湯でございます。この蒸し湯は、健治二年――ちょっと私もわかりませんけれども――一遍上人が開発したというふうに伝えられております。外部については何度が改修をされました。元禄七年に別府を訪れた貝原益軒が「富国紀 行」の中で、「熱湯の上に構えたる風呂あり。病者、これに入りて乾浴する」と紹介されておるそうです。少なくとも江戸時代前期以前からよく知られた温泉であるということがわかるかと思ひます。昔は、数時間もの待ち時間を耐えて入浴者が列をなして、蒸し湯の入り口には足の病が完治した人たちの奉納した松葉杖が山と積まれていたということで、またインターネットでコピーをつくりました。これは山ほどは積まれていないですけれども、かなり杖が置かれています。（資料提示）結局、杖をついて蒸し湯に来たが、蒸し湯でよくなって杖を置いて帰ったと。そのくらい蒸し湯が足の病にも効いたのだということだと思ひますが、この蒸し湯の室内には石菖が敷き詰められております。先日、九番議員と行ってまいりました。石の枕がありまして、それを頭にして横になります。昔は男はふんどし、女は白い腰巻きをつけて入浴したそうであります。入浴用の腰巻きを持っていない女性客は、近くの店で「湯べこ」と呼ばれる温泉しぼりの腰巻きを購入したそうであります。現在は、下着やTシャツを着て入浴するようになっております。

また、文政十年・一八二七年の申極書によりますと、それまでの一人二十四文の湯銭を一七五九年五月より三十六文に値上げをしたと。そのうち十二文を松寿庵――これは後の永福寺だそうすけれども――に納めたと記されている。これは別府における入浴料の記録としては最も古いものであるというふうに記述をされておりました。ちなみに、この蒸し湯は、昨年三月三日に鉄輪温泉を代表いたしまして、NHKの「ひるどき日本列島」でBS放送を通じまして全世界に放映をされたわけであります。

次に、インターネットでの利用者の声を少し紹介をさせていただきます。

かなりの量がこのインターネットで渋の湯、熱の湯、蒸し湯と出ておりますけれども、蒸し湯の方を見ますと、ひとつ残念なのは、「女性にやさしくない」というのがございました。「着がえの場所や洗い場が女性にやさしくないので二点」というような、この「二点」というのがよくわかりませんが、「女性にやさしくない。着がえの場所や洗い場が女性にやさしくないのだから」という理由でございます。

それから、「かなり狭い入り口をくぐって、薄暗い石室に横たわります。ヨモギのよう

な香りが立ち込め、草もちになったような気分」。「草もちになったような気分」というのはどうもよくわかりませんが、「じっくり汗をかくとかなり爽快です。閉所恐怖症の方にはお勧めできませんが、サウナ好きは一度は試すべきでしょう」、あるいは「裸電球が一つと薄暗いので、人を踏んだりしないように注意が必要です」、あるいは「毛穴さっぱり、肌はつるつる、肩凝り、切り傷などにも効果あり」、それから「番台のおばちゃんがバスガイドのような口調で説明してくれますが、あらかじめ知っておけば楽しさ百倍、常連さんのような面持ちで入れます」、それから「石菖は本当にいい香り、何分と決めるのはむずかしいけれども、大体五分から十分でダウン」。先ほども閉所恐怖症というのがございましたけれども、「暗くて狭くて、閉所恐怖症の人には無理かも」、「出た後、別の風呂場で水を浴びて、体のほてりを冷ましてぼうっとしていると、本当に気持ちよい」、「石菖はかなり貴重品になっているようです」というようなものがございました。このような利用者の声がインターネットで紹介をされております。

この「おばちゃん」と言われる方が新聞にも出ておりましたけれども、三原須美江さんで、この方は自分が肩凝りがひどくて、三年間ほぼ毎日蒸し湯に通い詰めたそうであります。そして「あなたほど蒸し湯が好きな人はおらんわい」というふうなことを言われまして、数年前から番台に座るようになったということですが、私も先日お会いいたしました、本当に感じのいい方でした。

蒸し湯については石菖のことがかなり関係をしてきますが、毎月六十キロから七十キロも取りかえるという石菖の仕入れはどのようにしているのか、お伺いをいたします。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

毎月一回、県内の自生場所に採取に行っております。コンテナにして大体六杯から七杯程度が必要になるかと思いますが、年々自生場所が少なくなって、苦慮しているのが現状でございます。

○二十一番（永井 正君） この石菖の購入の経費は年間どのくらいになるのでしょうか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

現場対応の通常業務で対応させていただいておりますので、購入したことはありませんが、御紹介をいただいた場合には、そこが水利組合の管理である場合には、お礼を持参しております。

○二十一番（永井 正君） 昔は、明礬や湯山でとれていたというふうに聞くのですけれども、市内での栽培というのはできないのでしょうか。

○温泉課長（遠島 孜君） お答えします。

御指摘のとおり以前は市内の農業用水路で至るところに自生しておりましたけれども、水路の整備が進むに従って必要量が確保できなくなったという状況でございます。あるのはあるのですけれども、一回に必要な量が確保できない状況であります。したがって、

必要量を確保するため県内一円一応場所の確保はしておりますけれども、そこに月一回採取に行っておるわけですが、鉄輪の蒸し湯を営業していく以上、これは絶対条件として必要でございますので、石菖につきまして、十六年度から試験栽培を始めたいと考えております。

○二十一番（永井 正君） またインターネットからの知識ですけれども、この石菖というのは、日本、中国に分布して、谷川の縁に群生して自生する多年草の常緑草本で、名前の由来は、岩に着生して成長し、形態がショウブに似ていることから、石のショウブで「石菖」という名前がついたそうであります。昔から頭をよくする薬として知られているそうで、健忘症などにもよく効くと用いられているそうですので、気になる方は蒸し湯に行ってくださいとありがたいなと思います。

現在は、河川がコンクリートで覆われていますけれども、昔のような自然の川に戻すことが栽培を可能にすると。また、川の水が地下へ浸透することによって、泉源保全にもつながり、別府市にとってはこれは一石二鳥だというふうに考えます。地元の別府で育った石菖を地元の別府の蒸し湯で利用する、これは観光面にも結びつけられると思いますけれども、いかがでしょうか、観光経済部長。

○観光経済部長（東 昇司君） お答えいたします。

全国的にも珍しい噴気を使った蒸し湯を営業していくのには、石菖が絶対に必要なものであります。それを栽培する場所を確保することによりまして自然とよみがえって、温泉とセットしたまた変わった観光面でのPRにもなり、観光につながっていくのではないかと考えております。

○二十一番（永井 正君） 石菖は、別府温泉を代表する鉄輪蒸し湯にとって必要不可欠のものでございます。ぜひともこの確保のために、観光経済部、最大限の御努力をお願いいたします。

浜脇温泉には、平成三年、南部再開発によりまして湯都ピア浜脇が完成をいたしました。また九年には和風の柴石温泉、十四年には亀川浜田温泉、また去年は堀田温泉と、それぞれの地域に合った個性と特色のある温泉が建てられております。二十一世紀に残したい日本の風景で第一位の富士山に続いて二位となったのは、我がふるさと別府の湯けむりでございます。湯けむりというと鉄輪温泉、湯治場として現在もその存在感は別府温泉の象徴と言っても過言ではありません。別府八湯の位置づけからしても、鉄輪温泉の存在を別府観光の核として認識すべきではないかと考えております。

すでにこの鉄輪は、昭和六十一年七月十五日付で環境省より鉄輪・明礬・柴石保健温泉地として、全国七十五カ所の国民保養温泉地の中から、温泉を利用したスポーツ、保養、医療、美容、健康の推進を図る目的として指定も受けております。このことからいたしましても、先ほどほんの一部ではございますけれども、利用者の声を発表させていただきました

た。この蒸し湯の存在ははかり知れないほど大きいと思いますし、現在の施設で利用者に納得してもらえるのか、考えさせられるところでございます。湯けむり展望台も今月中には完成をいたします。竹瓦温泉に匹敵する歴史ある蒸し湯を中心に、点在する共同温泉を生かして、療養といやしの里として昔ながらの湯治客や観光客でにぎわう鉄輪温泉郷を再生させたいと切望いたしております。市長のお考えを、お尋ねしたいと思います。

○市長（浜田 博君） またまた鉄輪の問題で大変宣伝をいただきまして、私も鉄輪共栄会の会員でもありますし、愛耐会の会員です。焼酎は飲みませんが、一生懸命売ることには宣伝をいたしております。そういう意味で鉄輪は昔より確かに湯治場として栄えてきた歴史がありますし、今、一遍上人の由来、さらには蒸し湯の問題、よくぞここまで研究をされたなど、私の知らないことがたくさんありました。生まれ育った私が知らないこともたくさんあるわけでございますが、とりわけ鉄輪温泉、今は亡き佐藤文生先生に大変お世話になりまして、私も地区住民と一緒に陳情に行きまして、先ほど御紹介のありました保養温泉地、保健温泉地としての指定もいただきまして、その思いが今よみがえってまいります。それ以降、非常に発展をしてきているというふうに私は自負をしているわけですが、とりわけ油屋熊八翁が観光バスにバスガイドを全国で初めて乗せて、そのガイド帳の中に「ここは名高き流川」からスタートしますね。そして「上ってまいりましたこの山手一帯は地獄の四丁目と申しましょうか、あのものすごい湯けむりをごらんくださいませ」というくだりがあります。その湯けむりは、まさに鉄輪に到着したときのせりふでございまして、その次に蒸し湯が出てまいりました。今あなたが研究をされた蒸し湯の由来とか、蒸し湯に杖をついて入って、帰るときには杖が要らなかったというお話とか、そういうものを含めてバスガイドの説明の中にきちとうたわれているわけです。そのことを考えますと、蒸し湯がやはり鉄輪のシンボルであり、これから観光別府の中心になっていくすばらしい歴史のあるものだとは私は思っておりますので、今後蒸し湯に対する整備も積極的に進めてまいりたいというふうに今思っております。

いずれにしても、今、別府八湯を生かした町づくりが私は観光再生に結びつくという信念で頑張っております。鉄輪は鉄輪の、そして浜脇は浜脇の、北浜は北浜のすばらしい特質と個性と特色のある活動を、今、市民の皆さんが立ち上がっていただいております。先代の市長さんを初めこれまでしっかりと別府八湯を守ってきていただいた。これをしっかり生かしていくのが私の仕事だろうと思っておりますので、官民一体となって温泉を利用した、そして観光行政、温泉行政に対しては精いっぱい頑張っていく決意でございますので、よろしく御支援のほどお願いを申し上げます。

○三十一番（村田政弘君） 時間も下がってまいりましたが、少し残しながら終わりたいと思っておりますが、順序に従って質問をさせていただきます。

まず、新住居表示問題について質問をさせていただきます。

昭和三十七年に法律の制定があって、荒金市長時代の昭和三十九年、四十年、四十一年と連続して、第一次の実施地域が旧別府市街地の線路下、第二次が旧市街地の線路上、第三次が上人・亀川地区、これは町内が全部含まれているとも限りませんが、旧市街の線路下二十二町一・四六平方キロメートル、第二次の旧市街地の線路上十八町二・五平方キロ、上人・亀川地区が十町内で一・六五平方キロ。続きまして、かなり時間がたっておりますが、脇屋市長時代に、昭和五十七年に第四次の実施をしておりますが、これは石垣地区の線路下、若草町から新港町五町〇・六六平方キロ、第五次の実施地域が平成二年、石垣地区の十町ですね。十町が二つですから二十町一・六七平方キロ。合計しますと七・九四平方キロ。当初実施予定が十八・七平方キロですから、これを、実施率を見ますと四十二、三％になると思います。

近来は経済の低迷と社会不安が中心になりまして、こういう住居表示が置き去りにされておる感がいたします。後で御答弁をいただきますが、当局あるいは市長は、今後どのように計画し計算されているか。そして、過去に実施された諸経費等々から見て、今後これを一〇〇％実施するとするならば、おおよそどの程度の経費が必要になるか、まずお聞かせをいただきたい。

○企画調整課参事（平野芳弘君） お答えします。

住居表示未実施地区におきましては、現在飛び地が存在していたり街区の整備がまだ十分でないなどの理由によりまして、実施を見合わせている状態であります。

また、住居表示事業は、住民の利便性等を考え、混乱、錯雑を招く地域を整備改善する必要性が出てきたために制定されましたが、一方で、直接の影響を受ける住民にとりましては、長年親しんできました自分の住所の表示が変わったり、さらに住所変更に伴う諸手続きなどの問題があり、またさらに、企業や商店の経営者の方々には、各種印刷物やゴム印、名刺などにかかわる負担をおかけすることとなりますので、地元住民の理解と合意を得ることが最も重要であると考えております。

それで、最終的な住居表示の範囲としましては、先ほど議員さんが言われていましたように、人口集中地域全域と思われませんが、これからの計画としましては、都市計画に伴う街路網等の整備状況を考慮しながら住居表示の実施に取り組んでまいりたいと考えています。

また、平成八年から十年にかけては、別府市におきましては町名表示板を設置しております。今後引き続きまして町名表示板の維持管理を行う中で、住民の利便性等にこたえてまいりたいと考えております。

○企画調整課長（安波照夫君） 私の方からは、経費についての御説明をいたします。

一番最後に行いました石垣地区の線路上でございますが、これは平成二年度でございます。対称区域が一・六平方キロメートル、人口が一万二千、戸数として四千四百戸ござ

いましたが、それに要しました経費は約二千二百万でございます。住居表示の残り十・七六を実施した場合の経費ということでございますが、試算上では約一億五千万程度が必要ではなからうかというふうに試算をしております。

○三十一番（村田政弘君） 今の答弁の中に、地域の住民の協力が必要だ、理解が必要だと。当然ですが、我々、選挙をしてよくわかるのですけれども、新住居表示ですと、ずっと押していくとすぐわかる。何組、何組という組でいくと、でこぼこがあるし飛び地がある。非常に困る。だから、私は大変いいことだと思うけれども、人それぞれの考え方があるから、それはわかりませんが、もしこれがする必要がないという計算が出るならば、やはり実施計画を変更する必要があるのではなからうか。このまま放っておいて当初予定計画を約六割残して、もういいのだ、市民の協力が当てにならん、わからん。放っておくという、恐らく私が心配するのは、この事業に携わった職員が全部退職してしまって、後をするのに大変手こずるのではなからうか。やるのならば可能なところから順次やって、やはりなれた職員、よくわかった職員が逐次おる間に実施すべきではないかな、このように考えるのです。やらないのならやらない方針で撤回することも必要と思いますし、日本全国の中ではもとに戻しているところが一、二あるらしいけれども、それがこの新住居表示のすべてではないと私は信じておる。もう少し的確な御答弁をいただきたい。

○企画財政部長（友永哲男君） お答えいたします。

この住居表示におきましては、先ほどから申し上げておりますように、長年親しんできた自分の住所の表示の問題もでございます。そういう中で、今後につきましても、引き続き町内表示板の維持管理をする中において住民の利便性にこたえていきたいというふうに考えておりますので、もう少し内部の方で検討させていただきたいと思っております。（「職員の問題はどうですか」と呼ぶ者あり）

○企画調整課長（安波照夫君） 議員御指摘のとおり、住居表示は昭和三十七年、昭和三十九年それから四十年、四十一年、五十七年、それから最後が平成二年度であります。当然、私どもも異動等によって住居表示作業を実際に具体的に予算措置からしたことがございませんので、その資料としては、いろんな事業の中で資料としてしっかり残っておりますので、そういう場面になりましたら、そういう資料を活用して遺漏のないように事業をしたいというふうに考えております。

○三十一番（村田政弘君） 市のいろんな政策計画の中に新住居表示の問題は、ほとんど出てこないですね。いうならば置き去りにされている、忘れられている。目下、頭の中はない。それはそれで結構だけれども、もしやめるのならばやめるような対応をすべきであろう。やるのならば、やはり五年か十年に一回ぐらいはやらないと、なれた職員といいますが、職員で能力のある人がいる間にやるべきではなからうかな。もうそれ以上言いませんけれども、余りにも置き去りにされている、忘れられておるといふ問題であるので、あ

えて取り上げたわけです。御検討をいただきたい。

次にまいります、社会資本の蓄積と景気刺激の問題で、電線その他の地下埋設について、若干の質問をさせていただきますが、現在、十号線等々で電線、電話等の地下埋設がされておりますけれども、これは外国の例から見れば全くままごと。地下には間違いないが、いわゆる共同溝と言えるような代物ではない。私がかつて北朝鮮の話をしたけれども、せめて幹線道路ぐらいは真の共同溝はできないのかなと思うのですけれども、かなり膨大な予算が要することもわかっている。今の不況の中で「やれ」と言っただけで、そう簡単にはできないと思うけれども、逆に景気刺激という問題もある。

もう続いてまいります、下水道。前市長の一期目はかなりエンジンをかけてやった。二期目にすくとんと落ちた。聞くところによると、いわゆる一般会計からの補てんが余り膨大になると起債制限を受けるということで、今回、下水道の値上げをして必要経費の捻出に努めた。なおかつ水道料金と共同徴収で徴収率もかなり上がってくるだろうと思うので、今後は若干の面的整備の進捗率が上がるのではないかと思うのだけれども、私が一番残念なのは、別府市が進駐軍がおった関係で他の都市よりも一歩先に下水道問題に取り組んだ。そういう経緯の中でずうっと大分県一を続けてきた。それが、平成十二年ごろから逆転した。一、二を争っているわけではないけれども、やはり観光都市という問題もあるし、先行していたという歴史的背景もあるし、いろいろ含めてできれば進捗率が一位を保てればという気持ちでおったけれども、最近日田市から抜かれた。日田市といえば、サテライトで別府市と因縁ができたのだけれども、当局は、今回の値上げ、資金の調達等々を含めて盛り返すような馬力が出るのか出ないのか、当局の目算をひとつ聞かせてください。

○建設部長（亀岡丈人君） お答えいたします。

今、十号線で電線地中化を行っております。これは共同溝ではない、ちゃちではないかというような御質問でございましたが、共同溝となると、すべて電話、電気、ガス、下水、水道、そしてまた人が中に行き来ができるというような膨大なのが共同溝という位置づけでございます。現在、十号線でやっているのが、「単独地中化」と言いまして、電線類を入れているわけでございます。当然この工事にはボックスではございませんが、その横に下水道、水道等々を一緒に布設しているわけでございます。これとてかなりな事業費がかかるわけでございますし、共同溝となると別府の場合、地下埋設物等々を移設する、また車道に入れるか、歩道に入れるかによってかなり違いますが、かなりの事業費がかかる。これはもう大分県でもまだどこもない、九州でもないのではないかというような状況でございます。別府市は、電線地中化で富士見通りをJRのガードまで、これは「電線単独地中化」と言って電線のみを敷設しております。あれを補助事業として今回できるというような情報も入っていますので、引き続き電線地中化を補助をいただけるのであれば、別府公園等々まではできるのかなと思っておりますが、共同溝というふうになると、かなりの事

業費がかかりますので、「すぐやります」というような返答はちょっとできかねますので、御了承願いたいと思っております。

○下水道課長（酒井栄寿君） 下水道課の下水道事業の事業推進についてでございますが、昨年十二月議会におきまして、議会の御承認をいただきまして使用料の改定を行わせていただきました。その結果、十八年度には赤字解消が見込めるとい方向が出ましたので、それ以後につきましては、できるだけ面的整備を行いまして、日田市に負けられないような仕事をしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○三十一番（村田政弘君） 下水道課の御努力を、お願いしたいと思います。

共同溝については、こちらの希望であって、そう簡単にできるものではないということぐらいはわかっている。ただし、私が言うように、どこもここもしなさいとは言わんけれども、せめて幹線道路ぐらいはできないかな。北朝鮮を悪く言うわけではないけれども、全部地下ですね。見たわけではないけれども、表に出てないから、全部地下です。それはそれとして、希望だけ述べておきます。（「電気がないのだ」と呼ぶ者あり）電気はあるよ。

次にまいりますが、ピーコンの問題については、議案質疑の中で若干出ておりましたが、ただ希望だけ申し添えておきたいと思うのですが、県の補助金が漸次とめられる。運営費に事欠くのではないかという心配の話が出ておりますが、余り心配せんでいいようすけれども、問題は、金を持っている。いわゆる前の市の補助金、県の補助金を一〇〇%使ってなくて残金がある、だからしばらくは何とかなるといことらしいけれども、それはそれで、問題は、あの膨大な施設がうまく回転することによって別府市全体に波及効果を出してもらえることが一番大事です。それをうまく回転するためには、営業力をつけるしかないであろうということになるのですけれども、現在の営業力が十分であるのかないのか私もわかりませんが、今後いずれにしても、ああいった施設は大分のみならず全国的な中での競争になってきますから、営業力だけは十二分にやってほしいな、このように考えます。希望だけ述べておきます。後で御答弁があったら、一緒にお願します。

それから、ちょっとピーコンの問題でもう一つあるのですけれども、大ホールがあります。国際会議室があります。フィルハーモニアホール、それからもう一つホールがあるのですね。大別して四つあるのだが、私が先だってもちょっと触れましたが、あそこの回転率を計算するとき、どこか一つを使っておれば実働という形で計算するらしいのですね。恐らく四つ全部実働する場合は、一年間に一回もないであろうと思うのですけれども、大ホール一つが実働すれば、それなりに波及効果はあると思うのですけれども、どれか一つだけで一〇〇%の計算にすること自体が、私は余り腑に落ちないのだけれども、そのような計算の仕方、とらえ方がいいのかなという気がしてなりません。

次にまいります。さて、日田のサテライトについて質問を出しておりますが、去る十一

月十日に浜田市長が、日田のサテライトを断念するというので、我々会派長に十四日に発表を受けました。もちろん全議員に伝わったと思いますが、我々古い議員としては、「あっと驚く為五郎」。(笑声)よくぞ決断したな。何がどこでどうなったから決断されたのか、いまだによくわかりませんが、十二月議会の二十四番議員のやり取りの中で新しく出てきた問題、いわゆる市長の自宅での、「前市長」と呼ぶ者あり)前市長です、前市長の自宅でのお話があったと助役からお話を承った。

そこで、何か当時、職員二人が呼ばれて行った。その職員が、現在在職中か退職しているかよくわかりませんが、もし在職中であるならば、恐らく内容を十二分に聞き取ったの発表だろうと思うのですけれども、そこら辺の確認をしたのかどうか、書類審査だけなのか、後ほど御答弁をいただきたい。

私たちは、日田のサテライト賛成組に考えられておったわけですね。そして、同時に杉乃井の下のウインズについて反対した。一方で賛成して一方で反対する、別府の人はおかしなことだなという声も当時あったのです。しかし、結果として日田も観光都市、別府も観光都市、同じ観光都市が日本全国に名を売るような争い事は余り好ましくないということで、またその他の理由もありましたが、我々は反対した。その結果が、いろんな意味で重大な影響を与えたことは間違いないと思う。浜田市長の決断の中にもそこら辺の議会の賛否の結果も参考の一つになったのかなと思うのですけれども、何せ現在話が進行中で、しかも今二回ですか、溝江に断念を通告に行ったのと、十二月議会終了後にお話に行った。二回か三回ぐらいしか会ってないので中身についてはよくわかりませんが、なかなか相手の溝江さんも音なしの構えで、悪く言えば別府市も業者も腹探りをしておるのではなからうかなという感じがしますが、まさか当局は、我々議員に隠し事をしているような問題はないと信じておるのですが、助役さん、さっきの職員の実情を聞いたかどうかとを含めて、御説明をいただきたい。

○助役(大塚利男君) お答えいたします。

このサテライトの件につきましては、昨年十一月十日に「日田市進出断念」ということで、皆様方に大変御心配をおかけしているところでございますが、これの先ほどの質問の中で、井上・前市長宅でのことでございますが、これは当時の職員、課長と主任でございまして、主任については現在も在職をいたしております。この記録に基づいて私の方は、当時の記録、平成八年七月八日の記録が残っておりますので、これについては確認をして御答弁をさせていただいたところでございます。

それから溝江建設に、十一月十日に日田市進出断念の報告に行き、その後どのような経緯を、話し合いをしているのかということでございますが、これも十二月議会で溝江建設と話し合いに行くべきであるという御指摘をいただいております、その後十二月議会終了後、溝江建設の方に日程の調整をお願いいたしましたが、年末であるため、また年末年始とい

うようなことで会社の都合もあって、一月二十二日に市長と私と担当、三人で溝江建設を訪問し、ここで日田サテライト、別府市が車券発売機の断念に伴う、そのことによる溝江建設の方の損害額があるということでしたので、これの解決についての話し合いに行きました。その際、この解決については円満解決、話し合いによる円満解決を図りたいということで、二度目の話し合いはそういうことを中心に話して、溝江建設さんの方からも了承をいただいたところでございます。その後、二月にも私と事業課長、そして担当を入れて三人で溝江建設を訪問し、会長そして中島相談役にもお会いして、この損害額について、私どもの方ではわかりませんので、溝江建設さんの方から資料をそろえて出していきたい、そういった話し合いをさせていただいているところでございます。今のところ、それについての資料提出はまだ出ておらないというところでございます。

○三十一番（村田政弘君） 市長の断念、それを受けてのあちこちのコメントからいくと、業者のいわゆる実損がそこそこというか、ある程度あるはずだということで、市長が、私に言わせれば補償はさせていただきますよという考えのようにとれるのですけれども、ずうっといきさつからいきますと、この前の十二月議会でも出たように、業者がお願いしたのか前市長が誘いをかけたのか、その辺も定かではない。それと、当初日田市は、市長を初めとして当時の議長も賛成らしき態度であった。そして地元四町内と一杯交わして話できた。その後、情勢変化が起こって反対運動に展開したといういきさつがあると我々は聞かされておる。だから、途中から変更があったということになる。いうならば日田市にもいろいろ問題があったというか、むしろ前市長が強気で行った節もわからんではない。しかし、その後裁判ざたになり、何だかんだで大変な大騒ぎになった。「市報べっぶ」については、裁判で負けた。日田市の国を相手の裁判で、いうならば中途半端な段階で浜田市長の決断が出た。この機会を逃してはほかにないと考えたという答弁があったと思うのですけれども、最高のタイミングであったのかどうか、若干の疑問を持つのですけれども、就任間のない浜田市長が、よくぞ決断されたな。決断そのものに反対ではないけれども、果たして上手な手であったかなと、いまだに心配でならない。中には、裁判して全貌を明らかにして、その上での補償とか、その上での話なら市民も納得するだろうが、中途半端な解決で妥協すべきではないという、これが正しいかどうかはわかりませんけれども、そういう声すらある。市長の決断には敬意を表するけれども、どんなかなという気持ちは払拭できないのです。

我々よりも当局関係者の方が、内容については詳しいはずですが。悪く言うと日田市の大石市長の方が、政治力において、数段の力があるのではなかろうかな。これを全く同等扱いにして話をして、こんなばからしいことがあるかなという気がしてならない。宇佐のサテライトに来て、みんなの前で堂々と、日田にもこんなサテライトをつくりたいなと言ったというし、それを聞いた人、聞いた職員、たくさんあるそうです。大の政治家が人前で

そんなことを言って後で豹変する。これまたおかしな話です。また、豹変させた大物があるらしいのだけれども、大した力持ちだなと感心している。だから、同じような政治駆け引きしておっては、これは大変だなと私は心配でならん。

先のあることですから、突っ込んではいませんが、心して対応しないと、先方さん、あるいは日田の市長なんかはなかなかつわものです。市長は、何か言いたいことがあるらば教えてください。（笑声）（発言する者あり）

○市長（浜田 博君） せっかくの御指名でございますが、いろんな経緯があり、私が決断して、確かに日田市長との政治力はもちろん、私はなりたてのほやほやでございますから、政治力はありません。ただ私は、市民の目線で、そして議会の否決という重みを受けて、この時期しかないという、私は自分なりには精いっぱい判断をさせていただいたという思いがあります。そして今、誠意を持って業者と話し合いをしている段階でございますので、過去のいきさつとかいろんな経緯については御勘弁をいただきたい。とにかく誠意を持って頑張りたいと思います。

○三十一番（村田政弘君） ちょっと議長にお願いして、一カ所訂正させていただきます。「こうかつ」と私が言った部分が、ちょっと行き過ぎかと思っておりますので、全言その部分は取り下げさせていただきます。

いずれにしてもなかなか難しい問題で、浜田市長も苦労して対処しておるから、お手並み拝見ということにいくしかないのです。ないのですけれども、本当に市民が喜ぶような結果が出てくれれば、こんなにありがたいことはないと思っておりますし、また私は、溝江建設が本当に心ある対応をしてくれればいいがな、そのように陰ながら願っておる。というのは、別府で事業をやっている、また新規に財産を求めたこともあるし、まだその他いろいろわさもあるようですから、日田でも別府でも事業を展開する、そういう業者が自治体と争っているようなことでは、本当の事業はやりにくいだろうと思う。そこで、こっちの期待が当たるか当たらないかは別として、なるほどなという結論を出してくれることを溝江建設に対しては願っております。

もう最終列車ですから、この辺で終わりますけれども、（笑声）立派な結論が出ることを願って、終わります。

○議長（清成宣明君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清成宣明君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。次の本会議は、あす定刻から開会いたします。  
本日は、これをもって散会いたします。

午後七時 十八分 散会